

埼玉県子ども・若者計画 (令和7年度～令和11年度)

埼 玉 県

目 次

第1章 総論	6
I はじめに	6
1 計画策定の趣旨	6
2 計画の位置付け	7
3 計画の期間	8
4 E B P Mに基づく施策立案と計画の進行管理、公表	8
II 埼玉県のこども・若者、子育てをめぐる現状	9
1 社会の状況	9
2 子育てや就労をめぐる状況	12
3 こどもの貧困の状況	14
4 児童虐待・社会的養育をめぐる状況	15
5 こども・若者をめぐる状況	16
III 将来像	19
第2章 施策の展開	24
計画の体系	24
1 こどもの権利擁護、意見の反映	28
(1) こどもの人権が尊重される社会環境づくり	28

(2) こども等が意見を表明する機会の確保	29
2 居場所づくり、社会的活動の参画支援	30
(1) こども・若者と共につくる切れ目のない居場所づくりの支援	30
(2) こども・若者の社会形成への参画支援	31
3 親と子の健康・医療の充実	32
(1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援	32
(2) 医療提供体制の充実	33
(3) 医療に係る経済的支援	34
4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援	35
(1) 「こどもの貧困」対策の推進	35
(2) ひとり親家庭への支援	37
(3) 障害などのあるこども・若者への支援	38
(4) ヤングケアラーへの支援	40
(5) ニート、ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援	41
(6) 一人ひとりの状況に応じた支援	41
5 児童虐待防止・社会的養育の充実	43
(1) こどもを虐待から守る地域づくり	43
(2) 社会的養育の充実	48
6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	51

(1) こども・若者の自殺対策	5 1
(2) インターネット対策の推進	5 2
(3) こども・若者に対する性犯罪・性暴力対策	5 2
(4) 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備	5 3
(5) 非行防止と立ち直り支援	5 6
7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進	5 8
(1) こどもまんなか社会への気運醸成	5 8
(2) こども政策D Xの推進	5 8
(3) こどもにとって安全・安心なまちづくりの推進	5 9
(4) 子育てしやすい住環境の整備	6 0
8 結婚・出産の希望実現	6 0
(1) 結婚を望む人への支援	6 0
(2) 不妊・不育症に悩む人への支援	6 1
(3) プレコンセプションケアの推進	6 1
9 「子育て」と「子育て」の支援	6 1
(1) 家庭の子育て力の充実	6 1
(2) 「孤育て」にしない地域の子育て力の充実	6 2
(3) 質の高い幼児教育・保育の充実	6 5
(4) 学校教育の充実	6 7

(5) 自立的な子育ての支援	7 3
(6) 子育てに係る経済的負担の軽減	7 4
1 0 未来を切り拓くこども・若者の応援	7 5
(1) 若者の職業的自立、就労等支援	7 5
(2) 若年者の経済的自立の支援	7 6
(3) グローバル社会で活躍する人材の育成	7 7
1 1 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援	7 7
(1) 分野横断的な支援人材の育成	7 7
(2) 多様な担い手による持続的な活動の推進	7 8
1 2 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進	7 8
(1) 企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成	7 8
(2) 共働き・共育ての推進、男性の家事・育児の促進	7 9
埼玉県こども・若者計画における指標	8 0
別表 1：子ども・子育て支援事業支援計画における「量の見込み」と「提供体制」等	8 9
別表 2：「指標 里親等委託率」の推計	1 1 5

第1章 総論

I はじめに

1 計画策定の趣旨

全てのこども・若者（*1）は、誰もが個人として尊重され、適切に養育され、その生活を保障され、愛され、保護され、心身ともに健やかに育成される権利を有する存在です。そのため、誰一人取り残されず、夢や希望を持って健やかに成長し、持てる能力を生かし自立・活躍できるよう、地域全体で支えていくことが重要です。

さらに、安心してこどもを生み育てられる環境をつくるためには、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援に加え、経済・雇用、教育、まちづくりなどの幅広い分野にわたって、総合的な取組を継続的に実施していくことが必要となります。

こども・若者、子育てへの支援が求められる中、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和5年（2023年）4月に「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」では、基本理念として全てのこどもの基本的人権の保障、意見表明や教育を受ける機会の確保、地方公共団体がこども等の意見を施策に反映させるために必要な措置を講ずることなどが定められました。さらに令和5年（2023年）12月に閣議決定された「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会（*2）」を目指すことが掲げられています。また、令和6年（2024年）10月には議員提案による「埼玉県こども・若者基本条例」が施行され、子育て（*3）・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことが定められました。

こどもまんなか社会を実現することは、その結果として、少子化の流れを変えることにつながります。令和5年（2023年）の本県の合計特殊出生率は1.14（全国41位）と全国平均1.20を下回り、全国的な傾向と同じく本県においても少子化傾向は続いています。また、いじめや不登校、貧困など様々な困難を有するこども・若者の問題への対応とともに、ヤングケアラーの問題の顕在化や性の多様性への意識の高まりなど、新たな課題への取組も求められます。

本県ではこれまで「埼玉県子育て応援行動計画」及び「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」において、こども・若者、子育てに係る取組を総合的に実施してまいりましたが、「こども基本法」や「埼玉県こども・若者基本条例」等を踏まえ、こどもまんなか社会の実現に向けた取組の内容、目標等を明確にするために、「埼玉県こども・若者計画」（以下「本計画」という。）（計画期間：令和7年度～令和11年度）を策定しました。

本計画に基づき、国、市町村、事業者、地域社会、民間支援団体などと連携し、こども・若者が幸福に生活し、こどもを生き育てることに希望の持てる社会づくりを進めます。

また、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて採択された、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための国際目標である「持続可能な開発目標」（SDGs：Sustainable Development Goals）の達成に貢献していきます。

- *1 本計画では、こども基本法やこども大綱と同様に、主に「こども」や「こども・若者」という用語を使用しているが、対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては、「児童」「生徒」「少年」「子供」「若者」「青少年」等の用語を併用する。
- *2 全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会（「こども大綱」より）
- *3 こども・若者が有する権利が保障され、こども・若者が主体性を持って、自分らしく健やかに、かつ、幸せに成長すること

2 計画の位置付け

本計画は、こども・若者、子育て支援に関連する次の法律等に基づく計画として位置付けます。

- ・ こども基本法、埼玉県こども・若者基本条例に基づき策定する「都道府県こども計画」

- ・ 子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「都道府県計画」
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「都道府県自立促進計画」
- ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- ・ 厚生労働省通知（＊４）に基づく「都道府県成育医療等に関する計画」
- ・ 厚生労働省通知（＊５）に基づく「都道府県社会的養育推進計画」
- ・ 埼玉県青少年健全育成条例に基づく、青少年の健全な育成に関する総合的な計画

＊４ 「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について」（令和５年３月３１日付け子発０３３１第１８号厚生労働省子ども家庭局長通知）。成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針「成育医療等基本方針」に基づく計画策定指針を示したもの。計画の主体は市町村及び都道府県としている。

＊５ 「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」（平成３０年７月６日付け子発０７０６第１号厚生労働省子ども家庭局長通知）。平成２８年改正児童福祉法の理念のもとに「新しい社会的養育ビジョン」がまとめられたことを踏まえ、都道府県社会的養育推進計画の策定要領を示したもの。「家庭養育優先原則」を徹底し、こどもの最善の利益を実現していくこと等が求められている。

３ 計画の期間

令和７年度（２０２５年度）から令和１１年度（２０２９年度）までの５年間とします。

４ E B P Mに基づく施策立案と計画の進行管理、公表

施策の立案に当たっては、客観的データなどのファクト（事実）により現状を把握・分析し、得られたエビデンス（合理的根拠）に基づいて施策立案を行う手法（EBPM（*6））を用いて、施策の有効性を高めます。そのほか、こども・若者、子育て当事者などの意見を聴き、施策立案に生かします。

本計画を着実に推進していくため、庁内の関係部局が横断的かつ一体的に連携し、こども・若者、子育て施策の検討・調整や進行管理を行い、各指標の達成状況等を埼玉県児童福祉審議会及び県議会に毎年度報告するとともに、広く県民に公表します。

また、社会経済情勢の著しい変化や制度の大幅な変更が生じた場合など、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

*6 Evidence-Based Policy Making の略。客観的なデータ（エビデンス）に基づく政策立案

II 埼玉県のこども・若者、子育てをめぐる現状

1 社会の状況

(1) 児童人口及び30歳未満人口の減少

本県における平成2年（1990年）の18歳未満の児童人口は約154万3,000人、30歳未満人口は約276万7,000人でしたが、その後、徐々に減少し、令和5年（2023年）には児童人口が約105万3,000人、30歳未満人口が約197万1,000人となっています。

また、平成2年（1990年）の総人口に占める児童人口の割合は24.1%、30歳未満人口の割合は43.2%でしたが、令和5年（2023年）には児童人口の割合が14.3%、30歳未満人口の割合が26.7%となっています。

(2) こどもまんなか社会をめぐる現状

本県の県政サポーターアンケート（令和6年度）において、「今の社会は「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると思いますか。」に「そう思う」、「どちらかというと思う」と答えた人は合わせて24.1%となっています。また、「「こどもまんなか社会」を実現するためには、結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会であることも重要です。あなたは、今の社会が「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会」の実現に向かっていると思いますか。」に「そう思う」、「どちらかというと思う」と答えた人は合わせて21.1%となっています。

さらに、本県がこどもを対象に実施したアンケート（令和6年度）において、「あなたは、学校や社会の中などで、自分の意見を言える機会（チャンス）があると感じますか。」に「そう思う」、「どちらかというと思う」と答えたこどもは合わせて72.1%となっています。

(3) 出生数及び合計特殊出生率の推移

こどもまんなか社会を実現することは、その結果として、少子化の流れを変えることにつながります。

本県における出生数は昭和48年（1973年）以降、平成2年（1990年）頃まで減少を続け、その後いったん増加したものの、平成12年（2000年）から減少傾向にあります。合計特殊出生率を見ると、平成2年（1990年）から平成17年（2005年）にかけて、1.50から1.22へと減少し、それ以降上昇に転じたものの、近年は減少が続いています。令和5年（2023年）は1.14で、これは全国の1.20を下回り、全国第41位となっています。

(4) 予定こども数と理想こども数

令和3年（2021年）における、全国の、夫婦にとっての理想的なこどもの数（理想こども数）が平均で2.25人であるのに対して、実際に持つつもりの子どもの数（予定こども数）は2.01人となっています。

予定子ども数が理想子ども数を下回る理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が第1位で、以下「高年齢で生むのはいやだから」、「欲しいけれどできない」の順となっています。

(5) 未婚率

本県における未婚率は男女ともに上昇しています。男性では、平成2年（1990年）に25～29歳で65.0%、30～34歳で33.5%、35～39歳で19.9%、50歳時で5.2%であったのに対し、令和2年（2020年）にはそれぞれ74.4%、49.1%、36.2%、28.1%となっています。女性では、平成2年（1990年）に25～29歳で39.1%、30～34歳で12.1%、35～39歳で5.8%、50歳時で3.0%であったのに対し、令和2年（2020年）にはそれぞれ64.0%、35.3%、23.2%、15.8%となっています。

令和2年（2020年）において、本県の男性は全ての年代において全国平均よりも未婚率が高く、女性は25～29歳、30～34歳の各年代において全国平均よりも未婚率が高くなっています。

(6) 平均初婚年齢と第1子出産年齢の上昇

本県における平均初婚年齢は、男女ともに上昇傾向にあります。夫の初婚年齢は平成12年（2000年）の29.1歳から令和5年（2023年）には31.7歳に、妻の初婚年齢は平成12年（2000年）の27.1歳から令和5年（2023年）には30.1歳に上昇していることから、年々晩婚化が進んでいることが分かります。

本県における第1子出産年齢は、平成12年（2000年）の28.3歳から令和5年（2023年）には31.2歳に上昇し、全国平均と比較すると、平均初婚年齢、第1子出産年齢のいずれも本県の方が高く、晩婚化、晩産化が進んでいることが分かります。

2 子育てや就労をめぐる状況

(1) 世帯の状況

世帯の状況の変化について見ると、一般世帯に占める三世帯世帯の割合は、全国的に減少しています。本県においても、全国平均を少し下回る水準で減少傾向にあり、平成12年（2000年）の8.3%から令和2年（2020年）には3.3%となり、子育て中に親からの援助を受けにくくなっていることがうかがえます。

また、本県における18歳未満の児童のいる世帯は、平成13年（2001年）の約77万3,000世帯から令和4年（2022年）には約54万9,000世帯に減少し、児童のいる世帯における平均児童数も1.71人から1.64人に減少しています。

(2) 家事や育児の担い手

「家庭において家事や子育てを主に行っているのは誰か」について調べたところ、「主として女性」との回答が最も多く、女性の負担が大きくなっています。

(3) 就学前のこどもの状況

本県のこどもの昼間の主な居場所を見ると、0歳から2歳までのこどもの33.6%が保育所や認可外保育施設に、3.1%が認定こども園に通っており、63.3%が家庭等で育てられています。

また、3歳から5歳まででは、43.5%が保育所や認可外保育施設に、42.5%が幼稚園に、10.9%が認定こども園に通っており、家庭等で育てられているこどもは3.1%となります。

(4) 働く女性の増加

本県の女性就業者は令和2年（2020年）には約146万1,000人となっており、中でも雇用労働者の占める割合が増えています。令和2年（2020年）の女性雇用労働者は、女性就業者の92.4%の約135万人となっています。

女性の労働力率を年代別に見ると、30歳代に落ち込みが見られる、いわゆる「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは以前に比べて緩やかになっており、M字の底となる年齢階級も上昇しています。

M字の底は平成12年（2000年）が52.2%、平成17年（2005年）が59.1%、平成22年（2010年）が64.3%、平成27年（2015年）が68.7%、令和2年（2020年）が74.4%と上昇しており、仕事と子育ての両立を図る女性が増えています。

(5) 学齢期のこどもの状況

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童健全育成事業については、女性就業率の上昇等もあり年々利用希望者が増加しています。

(6) 就業時間の状況

本県の25歳から44歳までの就業者（年間就業日数200日以上）のうち、週60時間以上働いている男性の割合は他県と比べて高い水準であり、子育て期にある世代の男性が長時間の労働により、子育てに充てる時間が取りにくくなっていることがうかがえます。

(7) ひとり親世帯の状況

本県におけるひとり親世帯数は、令和2年（2020年）には36,589世帯であり、平成7年（1995年）の26,879世帯と比較すると約1.4倍に増加しています。ひとり親世帯のうち約9割が母子家庭となっており、ひとり親世帯になった理由としては、離婚が約8割を占めています。

(8) ひとり親世帯の平均年間所得と悩み

全国の母子世帯の平均年間所得の推移を見ると、平成9年（1997年）から令和4年（2022年）までほぼ横ばいとなっており、母子世帯は依然として、全世帯、とりわけ児童のいる世帯と比べて平均年間所得に大きな差がある状況です。

また、全国のひとり親世帯の悩みとして、母子・父子世帯ともに「家計」との回答が最も高い割合となっており、特に母子世帯では約5割を占めています。

3 こどもの貧困の状況

(1) こどもの貧困率

全国のこどもの貧困率は、令和3年（2021年）で11.5%となっており、9人に1人のこどもが貧困状態にあります。また、ひとり親世帯の貧困率は44.5%となっており、5割近くが貧困状態にあります。

(2) 就学援助を受けている児童生徒数

経済的理由により就学困難な状況にあるため就学援助を受けている小・中学生は、減少傾向にあります。令和4年度（2022年度）における就学援助の対象となる全国の要保護児童生徒数は約8万5,000人、準要保護児童生徒数は約117万2,000人となっています。

4 児童虐待・社会的養育をめぐる状況

(1) 児童虐待相談対応の状況

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和5年度（2023年度）は17,472件（さいたま市を含む。）となり、依然として多い状況となっています。通告経路では警察からの通告が64.6%と最も多くなっています。これらの児童虐待通告に迅速に対応するためには、児童相談所の体制や機能強化、関係機関との連携強化が必要です。

(2) 一時保護の状況

県内の一時保護児童数が増加する中で、こどもの安全を最優先とした迅速かつ的確な一時保護が求められています。また、それぞれのこどもの状況に応じた適切な支援を確保できるよう、施設や里親への保護委託を行っています。

(3) 里親等委託の状況

社会的養護が必要なこどもを里親等（里親又はファミリーホーム）に委託する数は年々増加しています。家庭に近い環境での養育を推進するため、さらに里親等への委託を増やしていく必要があります。

本県の里親の登録数は、平成26年度（2014年度）の592人に対して令和5年度（2023年度）は870人となっており、順調に増加しています。一方、こどもを受託している里親の数は横ばいとなっています。

登録した里親とこどもとの交流や委託後の訪問など、きめ細かな支援を実施し、里親委託を進めていく必要があります。

(4) 施設養育の状況

児童養護施設は、令和5年度末（2023年度末）で県内に22施設あり、定員は1,379人です。家庭により近い環境での養育を進めるため、施設の小規模化、地域分散化を進めており、児童養護施設の小規模ユニットの定員は、658人に増加しています。また、乳児院は令和5年度末（2023年度末）で県内に8施設あり、定員は239人となっています。今後、こどものケアニーズ等に応じたきめ細かな養育が行われるよう、乳児院についても小規模ユニット化が求められています。

5 こども・若者をめぐる状況

(1) 非行

本県の刑法犯少年の数は減少傾向で推移していましたが、令和5年（2023年）は1,271人と、前年に比べて350人増加しています。一方で、刑法犯少年のうち犯罪少年の再犯者率は、令和5年（2023年）は28.2%で、全国平均の30.2%を下回っています。

刑法犯少年の検挙人員は、少年の人口比において減少傾向で推移していましたが、令和5年（2023年）は人口比で0.27%（人口千人当たり2.7人）と前年に比べ増加に転じており、成人の人口比と比較すると、高い状態にあります。

不良行為少年も令和3年（2021年）までは全体として減少傾向にありましたが、令和4年（2022年）以降増加傾向に転じています。行為別でみると深夜はいかいと喫煙は増加傾向にあります。

(2) 若年無業者（ニート）、ひきこもり

全国の15歳から34歳までの人口に占める無業者（若年無業者（ニート））の割合は、2%台で推移しており、令和5年（2023年）の若年無業者（ニート）は全国で約59万人となっています。

また、令和4年度（2022年度）のひきこもりの若者（15歳から39歳）は、全国で61万9,000人と推計されています。

(3) 障害のあるこども・若者への支援

本県の18歳未満の障害者手帳所持者の数は、令和5年度末（2023年度末）時点で、延べ22,838人となっています。

(4) いじめ、不登校、高校中退

本県の国公立小学校、中学校、高校、特別支援学校におけるいじめの認知件数は、令和5年度（2023年度）には36,321件となり増加傾向にあります。

本県の国公立小・中学校における令和5年度（2023年度）の不登校児童生徒数は17,054人と、前年度から2,700人増加しています。

また、本県の国公立高校中途退学者数は、令和5年度（2023年度）は1,870人と、前年度から205人増加しています。

(5) 雇用情勢の変化

本県の有効求人倍率は、平成20年（2008年）に発生したリーマンショック後から平成30年（2018年）にかけて上昇を続け、雇用情勢は着実に改善が進んできました。

しかし、令和2年（2020年）に入ると新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動は停滞し、県内の有効求人倍率は低下するとともに、完全失業率は上昇し、完全失業者数も増加しました。こうした中、下降傾向にあった県内の大学新規卒業者に占める不安定雇用の割合も上昇しました。

このほか、若者の就業をめぐるっては、不本意ながら非正規雇用者でいる者や長期間就業等をしていない者の存在などの課題もあります。

(6) ヤングケアラー

「埼玉県ケアラー支援条例」では、「高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者」をケアラーと定義し、そのうち小学生や中学生、高校生など18歳未満の者をヤングケアラーと定義しています。県のヤングケアラー実態調査（令和2年度）では、高校2年生のうち、約4.1%が、「自分がヤングケアラーである、または過去にそうであったと思う」と回答しています。

家族のケアによる自分の生活への影響について尋ねたところ、「影響なし」が41.9%と最も高く、次いで「ケアについて話せる人がなくて孤独を感じる」が19.1%、「ストレスを感じている」が17.4%、「勉強時間が十分に取れない」が10.2%となっています。

また、小学校低学年からが12.1%、高学年からが20.1%、中学生からが34.9%と、小中学生の頃からケアを開始している子どもたちの存在も明らかになっています。

(7) 若者の自殺、犯罪被害、交通事故

本県の20歳未満の自殺者数は、増加傾向が見られていたところ、令和2年（2020年）に急増し、その後は横ばいとなっています。15歳から39歳までの死因の第1位を自殺が占めており、極めて重大な問題です。

子ども・若者が犯罪に巻き込まれる事件が多数発生しており、少年の福祉と保護を目的とした各種特別法や条例等に違反する犯罪（福祉犯罪）による令和5年（2023年）の検挙件数は、358件となっています。

また、中学生以下の交通事故死傷者数は令和2年（2020年）までは減少傾向にありましたが、令和3年（2021年）に増加し、その後、横ばいが続いています。交通事故は依然として毎年多数発生しており、令和5年（2023年）の交通事故死傷者数は高校生で778人、中学生以下で1,306人となっています。

(8) グローバル化の進展

本県における令和5年末（2023年末）の在留外国人数は、約23万5,000人となり、県人口に占める割合は約3.2%となっています。

在留外国人や海外在留邦人などの増加に伴い、支援が必要な外国人児童生徒や帰国児童生徒などが増加しており、日本語指導が必要な外国人児童生徒は令和5年度（2023年度）で3,881人と、令和3年度（2021年度）より748人増加しています。また、帰国児童生徒や国際結婚により家庭内言語が日本語以外の場合など、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒も増える傾向にあります。

(9) インターネットの利用

令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査によると、スマートフォンの保有率は、小学生では38.2%、中学生では75.6%、高校生では99.1%と年齢が上がるにつれて上昇しています。

インターネットを利用する目的については、「友達とLINEなどSNSでメッセージをやりとりする」「動画や画像を見たり、ダウンロードする」「オンラインゲームをする」などが多く、他に「学習のための情報しゅう集をする」「塾や学校などがやっているオンライン学習をする」といった利用もありました。

Ⅲ 将来像

こども・若者、子育てをめぐる状況が多様化・複雑化する中で、本計画では、これまでの取組の充実を図りつつ、新たな課題に対応し、こどもまんなか社会の実現を目指します。

「こどもまんなか社会」の実現

将来像1 子ども・若者の意見が尊重され、最善の利益が優先される社会

将来像2 子ども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる社会

将来像3 子どもを生ま育てることに喜びを実感でき、子育て当事者が地域全体から支えられる社会

子ども・若者は、「社会の大切な宝」であり、次世代の担い手です。

全ての子ども・若者は、個人として尊重され、その基本的人権が保障されること、人種、国籍、性別、障害の有無等による差別的な取扱いを受けないこと、自己に直接関係する全ての事項に関して、様々な場面でその年齢及び発達の程度に応じて意見を表明する機会が確保されることが必要です。

また、次代を担う子ども・若者が健やかに成長・活躍する社会を実現するためには、子ども・若者が愛され、夢や希望を持ちながら、その持てる能力を十分に発揮できることが重要です。

さらに、子どもを持つことに希望を持ち、その希望が叶う社会を目指すためには、地域全体で子育て当事者を支え、子どもを生ま育てることに喜びを実感できることが大切となります。

これらは、本県が目指す「日本一暮らしやすい埼玉」の理念にも共通するものです。

子ども・若者が誰一人取り残されず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現を目指します。

将来像1 子ども・若者の意見が尊重され、最善の利益が優先される社会

(1) 背景

子どもを権利の主体とし、子どもの最善の利益を第一に考えることを原則に、子どもの様々な権利を定めた「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に沿って、「子ども基本法」が制定・施行されました。

「こども基本法」では、こどもたちが意見を表明する機会が確保されること、意見が尊重され最善の利益が優先して考慮されること、こども施策に当事者であるこどもたちの意見を反映すること等が求められています。

(2) 目指すべき将来像

全てのこども・若者が、一人ひとり多様な人格を持った個人として尊重され、その権利が保障されるために、様々な場面でその年齢及び発達に応じてこども・若者の意見表明の機会を確保するとともに、自己選択や自己実現を促す取組を進め、こども・若者の最善の利益が優先して考慮される社会を目指します。

また、人種、国籍、性別、障害の有無等による差別的な取扱いを受けない社会を目指します。

将来像 2 こども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる社会

(1) 背景

こども・若者を取り巻く環境は変化しており、いじめや不登校、貧困などの様々な困難を有するこども・若者の問題に加え、ヤングケアラーに関する問題の顕在化、性の多様性への意識の高まりなど、新たな課題への対応も求められます。

全てのこども・若者が、生まれ育った環境に左右されずに夢や希望を持ってチャレンジできる環境をつくり、適切に養育・保護されながら成長・活躍できるよう、こども・若者を地域全体で見守り、手を差し伸べていくことが重要です。

(2) 目指すべき将来像

こども・若者が安心して過ごすことができ、様々な学びや多様な活動に接することのできる、こども・若者の成長を育む居場所の充実を目指します。また、こども・若者の社会的活動への参画の推進を目指します。

親と子の健康支援や、様々な状況にあるこども・若者への支援、こども・若者を取り巻く犯罪などの危険への対策等により、全てのこども・若者が健やかに成長することを目指します。

虐待のない社会を実現するとともに、家庭養育を優先しながら、実親による養育が困難であれば、家庭と同様の養育環境である里親等による養育を行うなど、生まれ育った環境に左右されずに成長し、自立できるように支援（*）する社会を目指します。*こども・若者等が自立をした後も、必要な支援を実施します。

キャリア教育や就労支援により、自らの可能性に挑戦するこども・若者が未来を切り拓いていけることを目指します。

将来像3 こどもを生き育てることに喜びを実感でき、子育て当事者が地域全体から支えられる社会

(1) 背景

未婚化や晩婚化、非正規雇用者の増加など、様々な要因により少子化が進む中、結婚や出産を考える世代が、結婚、妊娠・出産、子育てに希望を持ち、その希望が叶えられる社会が求められます。

こどもが教育を受ける機会を確保するとともに、体験活動等を通じた自立的な成長を支援することが求められます。

子育て支援策の充実やワークライフバランスの推進などにより、安心してこどもを生き育てることができる環境づくりが必要です。

(2) 目指すべき将来像

こども・若者や子育て当事者、こども・若者を養育しようと思う者等が暮らしやすい社会に向けた気運の醸成やまちづくりを目指します。

結婚・出産に希望を持つ人が、安心・安全にこどもを生き育てられるように、家庭での子育てを支援するとともに、地域全体で子育て当事者を支えることで、孤独や不安を軽減し、安心して子育てできる社会を目指します。

変化する時代にこども・若者が対応する力を持てるよう、学校教育の充実や自立的な「子育て」の推進を目指します。

学校や地域、NPO等の多様な担い手が、それぞれの得意分野や知見を生かし、子育てしやすい環境づくりに向けた活動ができる社会、働き方改革の進展と、家族で共に家事・育児を担う「共育て（*7）」の推進を目指します。

*7 子育て当事者の女性と男性が共に、こどもと過ごす時間をつくり、相互に協力しながら子育てをすること

第2章 施策の展開

計画の体系

施策の柱

「こども大綱」の「こども施策に関する重要事項」を踏まえ、本計画では次の12の施策の柱に基づき、施策を展開します。

- 1 こどもの権利擁護、意見の反映
- 2 居場所づくり、社会的活動の参画支援
- 3 親と子の健康・医療の充実
- 4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援
- 5 児童虐待防止・社会的養育の充実
- 6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
- 7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進
- 8 結婚・出産の希望実現
- 9 「子育て」と「子育て」の支援
- 10 未来を切り拓くこども・若者の応援
- 11 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援
- 12 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進

※ 施策の柱1～7が「ライフステージを通じた施策」、8～12が「ライフステージ別の施策」。

計画の体系

将来像1 こども・若者の意見が尊重され、最善の利益が優先される社会	
<p>施策の柱</p> <p>(ライフステージを通した施策)</p> <p>1 こどもの権利擁護、意見の反映</p>	<p>具体的施策</p> <p>(1) こどもの人権が尊重される社会環境づくり</p> <p>(2) こども等が意見を表明する機会の確保</p>

将来像2 こども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる社会	
<p>施策の柱</p> <p>(ライフステージを通した施策)</p> <p>2 居場所づくり、社会的活動の参画支援</p> <p>3 親と子の健康・医療の充実</p> <p>4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援</p>	<p>具体的施策</p> <p>(1) こども・若者と共につくる切れ目のない居場所づくりの支援</p> <p>(2) こども・若者の社会形成への参画支援</p> <p>(1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援</p> <p>(2) 医療提供体制の充実</p> <p>(3) 医療に係る経済的支援</p> <p>(1) 「こどもの貧困」対策の推進</p> <p>(2) ひとり親家庭への支援</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 障害などのあるこども・若者への支援 (4) ヤングケアラーへの支援 (5) ニート、ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援 (6) 一人ひとりの状況に応じた支援
<p>5 児童虐待防止・社会的養育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) こどもを虐待から守る地域づくり (2) 社会的養育の充実
<p>6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) こども・若者の自殺対策 (2) インターネット対策の推進 (3) こども・若者に対する性犯罪・性暴力対策 (4) 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備 (5) 非行防止と立ち直り支援
<p>(ライフステージ別の施策)</p>	
<p>10 未来を切り拓くこども・若者の応援</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 若者の職業的自立、就労等支援 (2) 若年者の経済的自立の支援 (3) グローバル社会で活躍する人材の育成

将来像3 こどもを生き育てることに喜びを実感でき、子育て当事者が地域全体から支えられる社会

施策の柱

(ライフステージを通した施策)

7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

(ライフステージ別の施策)

8 結婚・出産の希望実現

9 「子育て」と「子育て」の支援

具体的施策

- (1) こどもまんなか社会への気運醸成
- (2) こども政策DXの推進
- (3) こどもにとって安全・安心なまちづくりの推進
- (4) 子育てしやすい住環境の整備

- (1) 結婚を望む人への支援
- (2) 不妊・不育症に悩む人への支援
- (3) プレコンセプションケアの推進

- (1) 家庭の子育て力の充実
- (2) 「孤育て」にしない地域の子育て力の充実
- (3) 質の高い幼児教育・保育の充実
- (4) 学校教育の充実
- (5) 自立的な子育ての支援

<p>1 1 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援</p>	<p>(6) 子育てに係る経済的負担の軽減</p> <p>(1) 分野横断的な支援人材の育成</p> <p>(2) 多様な担い手による持続的な活動の推進</p>
<p>1 2 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進</p>	<p>(1) 企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成</p> <p>(2) 共働き・共育ての推進、男性の家事・育児の促進</p>

1 こどもの権利擁護、意見の反映

(1) こどもの人権が尊重される社会環境づくり

ア こどもや若者の有する権利についての関心や理解が深まるように、こども・若者や子育て当事者をはじめ広く県民に対し、「こども基本法」や「埼玉県こども・若者基本条例」等の趣旨や内容に関して県ホームページやSNS等を通じた分かりやすい情報発信を行います。

イ こどもの権利侵害の問題を解決するため、子どもの権利擁護委員会においてこどもから意見聴取を行い、調査や是正の働き掛けを行うなど、こどもの権利擁護に取り組みます。

ウ 子育てに悩む保護者・養育者、また、身の回りの出来事に関して悩みを抱えるこどもからの相談を受ける電話相談窓口として「子どもスマイルネット」を設置し、相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、いじめ、体罰、虐待などこどもに関わる様々な悩みに関する相談を行います。

エ 児童相談所職員がこどもの意向をくみ取る能力を高める研修を実施するなどし、児童への面接を適切に実施します。

オ 社会的養育を受けるこどもの権利をこども自身に伝えるため、全ての児童養護施設等入所児童及び里親等委託児童に「子どもの権利ノ-

ト」を配布・説明し、こどもが意見を述べることを確保します。

カ 児童養護施設等が民間機関等による第三者評価制度を活用し、入所児童の意向等の客観的な把握や施設運営の改善ができるよう指導・助言します。

キ 親権を行う者がいないこどもの権利利益を守るため、未成年後見人制度の活用に向けて専門家と連携して適切に支援します。

ク 性的マイノリティのこどもが安心して施設で生活できるよう、児童養護施設等の職員を対象に研修を実施します。

ケ 性的マイノリティについての正しい理解が進むよう、県民や企業に対する啓発を実施するとともに、専門窓口で性的マイノリティ当事者やその家族等からの相談に対応します。また、児童生徒の発達段階に応じた性の多様性に係る教育を行うとともに、教職員等を対象とした研修を実施し、性の多様性の尊重についての正しい理解を深めます。

コ 教職員を対象とした研修において「児童の権利に関する条約」及び「こども基本法」について理解の促進を図り、こどもの権利や最善の利益を擁護する取組を推進します。

サ 人権教育等を通じて、こどもの権利や最善の利益について、児童生徒の理解促進を図ります。

(2) こども等が意見を表明する機会の確保

ア こども等の意見を施策に反映するため、「さいたまけん★こどものこえ」等により、こどもや子育て当事者等からの意見を聴取します。

こども等の意見表明を支援する人材を育成するとともに、こどもからの意見聴取に当たっては、その年齢・発達の程度に応じた分かりやすい情報提供を行います。

イ 社会的養護が必要なこどもの意見表明を支援する仕組み（アドボケイト制度）を構築します。

ウ 学校評価の一環として、学校評価懇話会において生徒に意見表明の機会を提供します。

エ 「総合的な探究の時間」等において、こどもたちが地域活動への参画や地域課題の解決に取り組む中で、その地域に対する意見を表明す

る機会を確保する等、こどもが主体的に取り組む活動を推進します。

オ 児童生徒に関わるルール（校則など）等の制定や見直しに際し、児童生徒自身が意見を表明する機会を確保する取組や児童生徒自身が主体となって参画する取組を推進します。

カ こどもたちが様々な課題の解決に向け、自ら考え行動を起こすことができる力を育成するため、地域の課題や特性を踏まえて設定したSDGsのテーマに基づき、地域の企業、団体等と連携した教科等横断的な視点による教育課程の編成・実施を支援します。

2 居場所づくり、社会的活動の参画支援

(1) こども・若者と共につくる切れ目のない居場所づくりの支援

ア 生活困窮世帯及び生活保護世帯の小学生、中学生、高校生を対象とした学習・生活支援事業を実施し、貧困の連鎖の解消を目指します。

イ こども食堂や学習支援、プレーパークなどの居場所（以下「こどもの居場所」という。）を支える人材を養成するとともに、企業とこどもの居場所づくりに取り組む団体をマッチングすることで、継続的な支援体制を構築します。

ウ 「こどもの居場所づくりアドバイザー」を養成し派遣するなど、こどもの居場所の立ち上げと安定的な運営を支援します。

エ こどもの居場所づくりに取り組む団体等の好事例を紹介し横展開を図るとともに、こどもの居場所を中心に多様な主体がこども支援に携わる「地域ネットワーク」の充実を支援します。

オ 社会貢献活動等に取り組む団体や個人のネットワーク「こども応援ネットワーク埼玉」を活用して県民の社会貢献活動の推進を図るとともに、専用のポータルサイトにより、会員間のマッチングや取組の情報発信を行い、地域全体でこどもを育てる社会づくりを進めます。

カ メタバース空間に、小学生から義務教育修了後の大学生程度までのこども・若者が安心して気軽に参加でき、体験・交流・相談等の機能を備えた居場所であるバーチャルユースセンターを設置し、こども・若者の意見を反映しながら運営し、その過程で得られたノウハウを提供することで、市町村のユースセンター設置を後押しします。

- キ こどもの居場所づくりに取り組むNPO等を会員とする孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを運営し、活動情報の発信や事例の共有などにより会員の活動を支援します。
- ク 地域における安全・安心なこどもの居場所づくりを支援するとともに、市町村に対する好事例の紹介や活動の中核となる地域人材を育成する研修会の開催によって、放課後や週末などに地域の多様な人材の参画を得たプログラムを実施する取組を支援します。
- ケ 高校における中途退学を防ぐため、NPO等と連携して、学校内に生徒が安心できる居場所として「居場所カフェ」を作るなど、学校生活への意欲を高める取組を推進することで、高校生の社会的自立に向けた支援を推進します。
- コ 市町村が主体となって質と量の両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進するよう、こどもの居場所づくりへのこども・若者の意見表明及び参画を進めながら市町村の取組を支えるとともに、広域的なこどもの居場所づくりの環境整備を行います。

(2) こども・若者の社会形成への参画支援

- ア こども・若者が広い視野に立ち物事を考える力や感受性を養うため、若い世代を含めた県民の声の把握、選挙や政治への関心を高める主権者教育や啓発活動に取り組みます。
- イ 社会福祉協議会と連携した小・中学生、高校生に対するボランティア体験学習の実施、若者による社会貢献活動の支援、こども・若者の育成支援に積極的に取り組む団体等の運営支援や寄附を行った企業・個人等への表彰など、こども・若者の地域課題への理解と解決に向けた行動を促進します。
- ウ メタバース空間に、小学生から義務教育修了後の大学生程度までのこども・若者が安心して気軽に参加でき、体験・交流・相談等の機能を備えた居場所として設置・運営するバーチャルユースセンターにおいても、こども・若者が社会参画につながる意見を言えるように支援します。また、市町村のユースセンター設置を後押しする際にも同様の機能にします。

3 親と子の健康・医療の充実

(1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

ア 普及啓発

- (ア) 妊娠中の健康管理と胎児への影響、妊婦健診・乳幼児健診・定期予防接種の重要性などの母子の健康保持に関する知識、発達段階に応じた親子の関わりや父母が共に育てることなどの親としての心構えについて、母子健康手帳副読本等により、市町村と連携して普及啓発を図ります。
- (イ) 流産や先天性風しん症候群等を予防するため、麻しん・風しんに関する正しい知識や予防接種について普及啓発を進めます。
- (ウ) 妊産婦に優しい環境づくりのため、市町村とともにマタニティマークの普及啓発に努めます。
- (エ) 安心で安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援するため、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の充実に取り組みます。

イ 情報提供・相談支援

- (ア) 市町村による乳児家庭の孤立防止や養育上の諸問題への支援を図るための「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」及び「養育支援訪問事業」の実施に関し、家庭への支援が適切に実施されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行います。
- (イ) 「埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」やSNSを活用して、妊娠・出産・子育てに役立つ情報を発信します。
- (ウ) 妊娠や出産後の子の養育、経済的不安などに対応できる相談窓口について、母子健康手帳副読本等により妊産婦やその家族へ情報提供を行います。
- (エ) 妊娠・出産・育児に関する様々な相談にワンストップで応じ、母子保健機能と児童福祉機能との相互連携により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うこども家庭センターの設置・運営を支援します。
- (オ) 予期せぬ妊娠に悩む方からの相談に対して正しい情報を提供し、必要に応じてこども家庭センター等へつなげることで、関係機関が連

携して支援を行います。

- (カ) 産後のメンタルヘルス対策と、養育支援が必要な親への支援が効果的に実施されるよう市町村保健師を対象とした事例検討会や研修会を開催し、資質の向上を図ります。
- (キ) 流産・死産を経験された方への心理的支援のために相談窓口を設置するとともに、市町村における支援の質を高めるため、市町村保健師等を対象とした研修会を開催し資質の向上を図ります。

ウ 新生児の健全育成支援

- (ア) 新生児に対するマススクリーニング検査の実施により、先天性の疾病を早期に発見し、適切な治療につなげ、健全育成を図ります。
- (イ) 管内市町村における新生児聴覚検査実施状況や医療機関における検査の実施状況等を把握するとともに、県の母子保健運営協議会において新生児聴覚検査について協議し、聴覚障害の早期発見・早期療育を図ります。

(2) 医療提供体制の充実

ア 周産期医療の充実

- (ア) 周産期医療施設の運営支援などにより、周産期医療体制の充実を図ります。
- (イ) 病状に応じた搬送先の調整を行うコーディネーターの配置などにより、ハイリスクな妊産婦や新生児を適切に高度医療に繋ぐ体制を整備します。
- (ウ) 産科、小児科などを目指す研修医に対して研修資金を貸与し、県内周産期母子医療センターその他の県内の病院への誘導・定着を図ります。

イ 小児医療の充実（医療提供体制の充実）

- (ア) 小児専門病院や大学病院などの小児科医を県内各地域の小児救急医療機関の当直医等として派遣するシステムを構築するなど、小児救急医療体制の充実を図ります。
- (イ) 初期救急から第三次救急までの機能が適切に発揮されるよう、市町村と連携して小児医療体制の整備に取り組みます。
- (ウ) 開業医が地域の小児医療拠点病院等において軽症患者等の診察を行うことにより、病院勤務医の負担軽減を図ります。
- (エ) 心の健康に関する問題を抱える子どもを含めた精神保健相談体制を充実させます。
- (オ) 17圏域（さいたま市及び中核市を除く人口約30万人圏域）において、在宅の障害児（者）に対し、訪問や外来による療育指導や相談を行う体制整備を推進します。

ウ 小児医療の充実（相談支援・普及啓発）

- (ア) こどもの急な病気やけがに対する保護者・養育者の不安に対応し、救急医療機関の負担を軽減するため、小児救急電話相談やA I 救急相談の周知、こどもの急病等の対応等について啓発を実施します。
- (イ) 保健所において定期的に、医師など専門職によるこどもの心の健康相談を実施します。
- (ウ) こどもの心の問題に関する対応技術の向上を図るため、専門的知識を有する医師等による研修や福祉・教育機関等とのネットワーク会議を開催します。
- (エ) 慢性的な疾病により長期療養をしているこどもの自立と成長を支援するとともに、家族の負担軽減を図るため、相談支援を行います。

(3) 医療に係る経済的支援

- ア 長期の治療と高額な医療費負担が必要となる小児慢性特定疾病にかかっている子どもに対する医療費の助成を行います。

イ 養育のため病院に入院することを必要とする未熟児に対し、養育医療の給付を行います。

ウ 身体に障害があるこども、又は医療を行わなければ将来において障害が残ると認められるこどもで、その障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を助成します。また、結核に罹患するこどもに対して療育の給付を行います。

エ 43歳未満のがん患者が将来こどもを授かる可能性を残すため、卵子、精子等の凍結保存の費用の一部を助成します。

オ こども、ひとり親家庭等及び重度心身障害者（児）の医療費の自己負担額を助成し、経済的負担の軽減を行います。

4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

(1) 「こどもの貧困」対策の推進

ア 学習支援

(ア) 生活困窮世帯及び生活保護世帯の小学生、中学生、高校生を対象とした学習・生活支援事業を実施し、貧困の連鎖の解消を目指します。

(再掲)

(イ) 児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するとともに、市町村が行う教育相談体制の整備を支援するなど、教育相談活動を推進します。

(ウ) 児童養護施設等の入所児童等に対する学習費等の支援を通じ、児童が高等学校等に通学し、希望に応じた進学・就職等の進路を選択できるように支援します。

(エ) 経済的理由により修学が困難な生徒などに対し、授業料等の負担を軽減することで、修学機会の確保を図ります。

(オ) 高等学校・大学等における修学に関する奨学金を貸与し、経済的理由により修学が困難な生徒・学生に対し支援します。

(カ) 社会経済的な背景などにより学力に課題を抱える児童に対し、学力向上の支援に取り組みます。

(キ) 生活困窮世帯及び生活保護世帯のこどもを支援するため、関係機関が連携し、高校進学に向けた学習支援や高校中退防止、卒業後の就

労相談など一人一人の課題に応じた相談支援を行います。

イ 生活支援

- (ア) 生活困窮世帯や生活保護世帯の保護者を対象にした自立支援の取組を推進します。
- (イ) 進学や就労を目指す生活困窮世帯のこどもを支援するため、自立相談支援機関を活用して、関係機関が連携した包括的な支援を行います。
- (ウ) 子育て世帯をはじめ、所得が少なく、住宅に困窮している世帯に住まいのセーフティーネットとしての県営住宅を供給します。
- (エ) 子育て世帯をはじめ、賃貸住宅への入居制限を受けやすい方々（低額所得者等）をサポートし、入居の円滑化と安定した賃貸借関係の構築を支援します。
- (オ) 児童養護施設等の退所者等が円滑に自立生活を営めるよう、就学、就労、住宅、生活相談、資金貸付、身元保証など総合的な支援を行います。また、大学・専門学校等に進学した退所者等の就学と生活の両立を図るため、住宅と生活相談を一体とした支援を行います。
- (カ) 児童養護施設等において個々のこどもに応じたきめ細かいケアができるよう職員体制を充実させ、機能の強化を図ります。
- (キ) 「こども応援ネットワーク埼玉」の団体会員、個人会員と連携し、孤立しがちなひとり親家庭等との接点づくりを進め、ひとり親家庭等に向けた情報提供やフードパントリー活動、居場所づくりを支援します。

ウ 保護者に対する就労支援

- (ア) 生活困窮世帯や生活保護世帯の保護者を対象に個々の状況に応じて、自立に向けた段階的な就労支援を行います。
- (イ) 埼玉しごとセンターにおいて、情報提供やキャリアカウンセリング、職業紹介などにより就職活動をワンストップで支援します。
- (ウ) 県の福祉事務所に専門の職員を配置し、ひとり親家庭の就業相談や就業情報の提供など一貫した就業支援を行います。

(エ) 埼玉県女性キャリアセンターにおいて、働くことを希望しながら子育てとの両立や職業上のブランクに課題を抱えている女性を後押しするため、個別相談やセミナーの実施のほか、職業紹介などを行い、女性の就業を総合的に支援します。

(2) ひとり親家庭への支援

ア 経済的自立と生活支援

(ア) 埼玉県母子・父子福祉センターに専門の職員を配置し、ひとり親家庭からの相談をワンストップで受け付け、自立に向けた支援を行います。

(イ) 養育費の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、普及啓発に努めます。また、養育費の確保等法律的な問題については、弁護士による相談を行います。

(ウ) 児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付けなどにより、経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭を支援します。

(エ) こども、ひとり親家庭等及び重度心身障害者（児）の医療費の自己負担額を助成し、経済的負担の軽減を行います。（再掲）

(オ) 「こども応援ネットワーク埼玉」の団体会員、個人会員と連携し、孤立しがちなひとり親家庭等との接点づくりを進め、ひとり親家庭等に向けた情報提供やフードパントリー活動、居場所づくりを支援します。（再掲）

(カ) DV被害母子の心のケアをすることで、DV被害母子の自立とこどもの健全な成長を支援し、将来的なDVの連鎖を防止する取組を進めます。またDV被害父子の相談に取り組みます。

(キ) 離婚により離れて暮らすことになった、別居する親とこどもとの面談や電話、手紙等による定期的な交流を行うための支援を行います。

イ 自立に向けた就労支援や就労に役立つ資格取得支援

(ア) 県の福祉事務所に専門の職員を配置し、ひとり親家庭の就業相談や就業情報の提供など一貫した就業支援を行います。（再掲）

- (イ) ひとり親がより条件のよい就職・転職に結びつくよう、安定した就労につながりやすい資格取得を支援します。
- (ウ) ひとり親家庭の自立支援のため、母子・父子自立支援員による各種相談支援や就業支援を行います。
- (エ) 児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付け、医療費の自己負担額の助成などにより、経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭等を支援します。

(3) 障害などのあるこども・若者への支援

ア 障害等のあるこども・若者への支援

- (ア) 障害のある乳幼児の健全な発達を促進するため、そのこどもの障害特性を理解し、こどもに寄り添った幼児教育・保育の機会の充実に図ります。
- (イ) 障害のあるこどもへの支援が適切に行われるために、就学・卒業時の支援が円滑に移行されることを含め、学校、事業所、施設等の連携を図ります。
- (ウ) 在宅障害児に対する日常生活における基本動作の支援、集団生活への適応支援などを障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス）により実施し、障害児の療育支援体制の整備を推進します。
- (エ) 障害児（者）やその家族の多様なニーズに対応するため、障害児通所支援事業や訪問系サービスを運営する事業者による民間活力を生かして個々の生活にあった柔軟なサービスの提供を行い、住み慣れた地域での生活を支援します。
- (オ) 放課後児童クラブの利用を希望する障害児の受入を進めるとともに、円滑な受入を行うため、放課後児童支援員を対象とした専門的知識の習得を図るための研修を行うとともに、対応する放課後児童支援員等の確保に努める市町村を支援します。
- (カ) 17圏域（さいたま市及び中核市を除く人口約30万人圏域）において、在宅の障害児（者）に対し、訪問や外来による療育指導や相談を行う体制整備を推進します。（再掲）

- (キ) 障害のある学齢児の生活を保障するために放課後児童クラブと放課後等デイサービスの連携と協力を進めます。
- (ク) 高次脳機能障害を有する障害児が適切な支援を受けられるよう、医療や療育などの関係者の理解を深めるとともに、地域における支援体制づくりを進めます。
- (ケ) 強度行動障害を有する障害児に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。
- (コ) 障害のある人もない人も共に生きる共生社会の実現に向けて障害者差別の解消に取り組むほか、障害や障害者についての県民の理解を深めるため、障害者週間などを中心に普及啓発に取り組みます。
- (カ) インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育を推進するため、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごすための条件整備や一人一人のニーズに応じた連続性のある多様な学びの場の充実を図ります。
- (シ) 障害のある生徒の自立と社会参加を実現するため、企業や就労支援アドバイザーと連携しながら、特別支援学校の生徒の就労支援の充実を図ります。

また、障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者の就業面や生活面での支援を一体的に行い、障害者の就業とその継続を進めます。
- (ス) 多様であることを認め合う豊かな共生社会の実現を目指し、障害者による芸術・文化・スポーツ活動の発表や体験の場を創出するとともに、障害者による芸術・文化とスポーツの魅力発信に取り組みます。
- (セ) 小児慢性特定疾病により長期療養を要する児童等の健全な育成を図るため、ピアカウンセリングなどの相談支援や日常生活に必要な生活用具の給付などの支援に取り組みます。
- (ソ) 43歳未満のがん患者が将来子どもを授かる可能性を残すため、卵子、精子等の凍結保存の費用の一部を助成します。（再掲）
- (タ) 医療的ケア児者への支援を推進するとともに、地域の支援体制整備の促進を図ります。

(フ) 医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備する市町村を支援し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。

イ 発達障害者支援体制の整備

(ア) 発達に課題を抱えるこどもの早期発見と早期支援のため、乳幼児健診に関わる保健師や、保育士・幼稚園教諭、小学校教員、市町村職員等の資質向上と関係機関の連携を図ります。

(イ) 発達障害総合支援センターにおいて、発達が気になるこどもやその家族等から相談を受けるほか、関係機関に対して研修や助言指導を行います。

(ウ) 地域の関係機関において、発達障害への適切な対応や親への支援ができるよう、医療・療育の専門職や、障害児通所支援事業所の職員等の人材を育成します。

(エ) 保育所、幼稚園及び認定こども園から小学校へ継続的に支援が進められるよう、小学校教員を対象に研修を実施します。

(オ) 発達障害の診療・療育を一貫して行う拠点施設である中核発達支援センターと、個別療育と親の子育て支援を行う地域療育センターを運営し、診療・療育体制の強化を図ります。

(カ) 発達障害児を育てた経験のある親（ペアレントメンター）が、自らの経験や知識を生かし、同じく発達障害児を持つ親に対し相談支援を実施します。

(キ) 19歳以上の発達障害者やその家族からの相談への適切な指導や助言、就労相談から職場定着まで総合的な支援に取り組みます。

(4) ヤングケアラーへの支援

ア 埼玉県ケアラー支援条例及び埼玉県ケアラー支援計画の基本理念に基づき、ヤングケアラーや18歳からおおむね30歳代までの若者ケ

アラーを含めた全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、支援体制の構築・強化を行います。

イ ヤングケアラーに関する理解を促進するため、こどもたちや学校関係者をはじめ広く県民に対し広報・啓発を実施するとともに、福祉分野と教育分野の連携構築や、専門職、民間支援団体等への研修等を行い、ヤングケアラー支援体制の構築を支援します。

ウ ヤングケアラーや若者ケアラーが抱える悩みや問題等について気軽に相談できる環境を整備します。

(5) ニート、ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援

ア 若者自立支援センター埼玉において、若年無業者（ニート）などの職業的自立に悩みを抱える若者とその家族を対象に就業支援を行います。

イ ひきこもりに関する専門的な相談窓口を設置し、電話・来所・メール・訪問・Zoom にて、ひきこもり支援コーディネーターがひきこもりに悩む本人や家族等からの相談に対応し、助言や情報提供など適切な支援を行います。相談窓口については、X での発信や YouTube 掲載の活動動画等を通じて周知を図ります。

ウ 不登校児童生徒等を支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置や生徒指導重点校の指定など、教育相談体制の整備・充実を図ります。また、「中一ギャップ」の解消を図るため、小中一貫教育構築の支援に取り組みます。

エ 進路、卒業に不安や悩みを抱える高校生と保護者・養育者、中途退学をした方を対象に「高校生活に関する相談会」を開催し、高校中途退学の防止と、中途退学後のフォローアップに取り組みます。

オ 不登校児童生徒の多様な学びの場の充実を図るため、市町村の設置する教育支援センターの機能強化に向けた指導・助言や学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置促進、民間団体との連携による支援などに取り組みます。

(6) 一人ひとりの状況に応じた支援

- ア 若者自立支援センター埼玉において、若年無業者（ニート）などの職業的自立に悩みを抱える若者とその家族を対象に就業支援を行います。（再掲）
- イ 社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対する支援を円滑かつ効果的に行うため、支援団体・機関のネットワークを形成し、関係機関の情報共有を図るとともに、支援者のスキルアップを図ります。
- ウ いじめや不登校などについて、「彩の国 よりそうみんなの電話・メール教育相談」で相談を実施します。
- エ 児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するとともに、市町村が行う教育相談体制の整備を支援するなど、教育相談活動を推進します。（再掲）
- オ 外国人児童生徒等が学校生活へ円滑に適応できるよう、日本語の指導を行うための教員等の配置や実践的な教員研修の実施、日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成など、教育支援の充実を図ります。
- カ 学校や市町村等のニーズに応じた帰国児童生徒等支援アドバイザーの派遣や、県立高校への日本語支援員の配置を行うほか、児童生徒のニーズに応じた様々な言語でのニュースレターを発行して情報提供を行います。
- キ 日本語を母語としない子どもと保護者・養育者のために、日本の高校進学について多言語での説明・相談会を行うガイダンスを開催します。
- ク 外国人総合相談センター埼玉において、多言語による相談窓口として、生活相談のほか、入管相談、労働相談、法律相談や福祉相談などの専門相談に対応します。
- ケ 性的マイノリティの児童生徒への支援として、学校における様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者・養育者の心情等を踏まえつつ取組を進めていきます。
- コ 性的マイノリティについての正しい理解が進むよう、県民や企業に対する啓発を実施するとともに、専門窓口で性的マイノリティ当事者やその家族等からの相談に対応します。また、児童生徒の発達段階に応じた性の多様性に係る教育を行うとともに、教職員等を対象とした

研修を実施し、性の多様性の尊重についての正しい理解を深めます。（再掲）

サ 父母の離婚等により生じるこどもの貧困問題に対応するため、離婚前後親支援の取組を行います。

シ 生活にお困りの方に対しては、自立相談支援機関において、一人ひとりの悩みに寄り添いながら相談支援を実施します。また、アウトリーチ等に携わる人材の養成を図る研修等を実施します。

ス メタバース空間に、小学生から義務教育修了後の大学生程度までのこども・若者が安心して気軽に参加でき、体験・交流・相談等の機能を備えた居場所であるバーチャルユースセンターを設置し、こども・若者の意見を反映しながら運営します。また、市町村のユースセンター設置を後押しします。

セ 市町村において、こどもや高齢者、障害者、生活困窮者などの各分野を超えた包括的な対応が必要なケースや各制度の狭間に陥りがちなケースなどに適切に対応できるよう、市町村における包括的な支援体制の構築を支援します。

5 児童虐待防止・社会的養育の充実

(1) こどもを虐待から守る地域づくり

ア 児童相談所の体制・機能強化

(ア) 児童福祉司や児童心理司などの専門職員の採用・育成を適切に行うとともに、スーパーバイザーや里親支援、市町村支援のための児童福祉司を適切に配置するなど職員体制の充実と組織体制の強化を図ります。

(イ) 児童相談所の職員の専門性を高めるため、階層別研修や専門研修などを充実させます。

(ウ) 児童相談所に警察官OBを配置し、児童福祉司と同行訪問するなどこどもの安全確認や安全確保の徹底を図ります。

(エ) 医師や弁護士などの専門的知見を活かし、困難な事案への対応力の強化を図ります。

(オ) 休日・夜間もつながる電話相談窓口を設置し、24時間体制で児童虐待通告への対応を行います。

- (カ) 虐待情報について、児童相談所と警察署間を直接システムでつなぎ全件共有を図ることにより、児童虐待に迅速かつ適切に対応します。
また、警察と定期的に意見交換を行い、適切に運用します。
- (キ) 児童相談所の業務について、ICTや民間の力を活用し、円滑に遂行できるよう取り組みます。
- (ク) 児童相談所において、虐待を含む養育、非行、発達などこどもに関する県民からの相談に対して指導・助言をします。
- (ケ) 虐待（再発）防止のためには家族全体を含めた相談や支援を行うことが重要なことから、児童相談所の心理・家族支援機能を強化します。また、家族支援プログラムを用いて、虐待等により施設に入所したこどもを安全に家庭環境に戻す家族再統合を進めます。
- (コ) 中核市における児童相談所の設置について、県内中核市と継続的に意見交換をし、設置を希望する中核市に対し、必要な支援や助言、情報提供などを行います。

イ 一時保護の充実

- (ア) 一時保護を要する児童の安全確保やアセスメント（評価）が適切に行われるよう一時保護所の体制強化を図ります。
- (イ) 一時保護所に心理職員を配置するとともに、児童精神科医によるカウンセリングを実施し、虐待により心に傷を負ったこどものケアを行います。
- (ウ) 一時保護を必要とする、DVの被害者に同伴するこどもの心理的ケアや適切に教育を受けられる体制を整備します。
- (エ) 児童の学ぶ権利を尊重し、学習指導員の配置など、一時保護所における学習支援の充実に努めます。
- (オ) 一時保護所において、こどもの権利を尊重し環境改善に取り組むとともに、第三者による評価を実施するなどし運営改善に取り組みます。
- (カ) 児童養護施設等における一時保護のための施設整備を支援し、拡充に努めます。また、児童養護施設等や里親と連携する一時保護委託の充実に努めます。

(キ) 社会的養護が必要なこどもの意見表明を支援する仕組み（アドボケイト制度）を構築します。（再掲）

ウ 虐待防止・早期発見・早期対応の推進

(ア) 子育てに悩む保護者・養育者、また、身の回りの出来事に関して悩みを抱えるこどもからの相談を受ける電話相談窓口として「子どもスマイルネット」を設置し、相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、いじめ、体罰、虐待などこどもに関わる様々な悩みに関する相談を行います。（再掲）

(イ) 埼玉県虐待禁止条例に基づき、児童虐待の通報等を行いやすい環境を整備するとともに、県民に対する虐待防止の普及・啓発等を行い、虐待の予防や早期発見・早期対応につなげます。

(ウ) 妊娠や出産後の子の養育、経済的不安などに対応できる相談窓口について、母子健康手帳副読本等により妊産婦やその家族へ情報提供を行います。（再掲）

(エ) 保護者・養育者に対して各種のプログラムを実施し、親子関係の改善を図ります。

(オ) 啓発リーフレットの配布やオレンジリボンの活用により、体罰禁止を含めた児童虐待防止に関する広報及び啓発活動を展開します。また、社会貢献活動と協働したオレンジリボンキャンペーンを展開します。

(カ) 保育士・幼稚園教諭、民生委員・児童委員など児童福祉に関わる方などを対象とした研修を実施することにより、児童虐待に適切に対応できる人材を確保し、こどもを虐待から守る地域づくりを進めます。

(キ) 小・中学校と市町村教育委員会の児童虐待対応担当者の資質向上を図り、関係機関等と連携してこどもを虐待から守る学校づくりを推進します。

(ク) 教職員を対象に児童虐待を早期発見、早期対応する力を養成するとともに、関係機関等との連携などについて研修会を実施します。

(ケ) 児童虐待の疑いのある事案の積極的な通告について、医療機関に対して啓発・周知を図ります。

- (コ) DVがある家庭における児童虐待の早期発見・早期介入のため、DVと児童虐待の特性や関連性に関する理解の促進を図るとともに関係機関との連携強化を図ります。
- (カ) DV被害母子の心のケアをすることで、DV被害母子の自立とこどもの健全な成長を支援し、将来的なDVの連鎖を防止する取組を進めます。またDV被害父子の相談に取り組みます。(再掲)
- (キ) DVがある家庭における児童虐待の早期発見・早期介入と被害親子に寄り添った保護が行われるように、配偶者暴力相談支援センター等の対応力向上のための研修を行います。
- (ク) 虐待情報について、児童相談所と警察署間を直接システムでつなぎ全件共有を図ることにより、児童虐待に迅速かつ適切に対応します。また、警察と定期的に意見交換を行い、適切に運用します。(再掲)
- (ケ) 児童虐待による重大事例が発生した際は、第三者による検証委員会を設置して十分な検証を行い、再発防止策の策定を行います。

エ 市町村のこども家庭相談体制への支援

- (ア) 要保護児童を早期に発見し、適切かつ継続的な支援を行うため、各市町村に設置されている「要保護児童対策地域協議会」において情報交換や適切な役割分担による関係機関の連携強化を図るとともに、地域の実情を踏まえた支援を促進できるようにその運営について積極的な支援を行います。
- (イ) 児童相談の第一義的窓口を担う市町村の児童相談体制の強化のため、職員の資質向上に係る研修の実施など人材育成に取り組みます。また、市町村が相談等対応する児童・家庭について心理、精神保健の分野などでの専門的、技術的な助言を行えるよう支援します。
- (ウ) 妊娠・出産・育児に関する様々な相談にワンストップで応じ、母子保健機能と児童福祉機能との相互連携により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うこども家庭センターの設置・運営を支援します。(再掲)
- (エ) 養育支援が必要な家庭の早期把握・早期支援のため、市町村と医療機関の連携体制を整備するとともに、研修や事例検討会による市町

村担当者の資質向上を図り、妊娠期からの支援の充実を図ります。

- (オ) 市町村による乳児家庭の孤立防止や養育上の諸問題への支援を図るための「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」及び「養育支援訪問事業」の実施に関し、家庭への支援が適切に実施されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行います。（再掲）
- (カ) 児童家庭支援センターにおいてこども、家庭及び地域からの相談等に応じ、助言・指導を行うとともに里親を支援します。また、地域への支援を適切に行うことができるよう必要な支援を行います。
- (キ) 子育て家庭が地域で孤立しないよう、子育て中の親子が集い、相互交流できる地域子育て支援拠点を整備する市町村を支援するとともに、質の充実を図ります。
- (ク) 地域子育て支援拠点等相談支援機関の職員に対し、複合課題の対応や、地域の社会資源のネットワークを構築しコーディネートする能力を高める研修を実施します。
- (ケ) 市町村が児童福祉施設・里親等と連携して実施する短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業の拡充を図り、家庭養育が適切に行われるよう支援します。
- (コ) 児童虐待の早期発見、早期対応を図るため、休日夜間に対応できる児童虐待専用の電話通告窓口を設置するとともに、子育てに悩みを抱える保護者・養育者や、こども本人からの相談に対して、SNSを活用した窓口を設置し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行います。
また、啓発リーフレットの配布等により、児童虐待防止に関する啓発活動を実施します。
- (サ) 市町村が実施する、訪問による生活の支援、学校や家以外のこどもの居場所支援、親子関係の構築に向けた支援といった地域子ども子育て支援事業について適切に行われるよう支援します。
- (シ) 生活に困難を抱える妊産婦等を母子生活支援施設等で受入れ、安心して出産、生活できる環境を整え、妊娠期からの支援の充実を図ります。

(2) 社会的養育の充実

ア 里親等委託の推進

- (ア) 保護を必要とするこどもの里親委託を推進するため、里親への研修や委託後の訪問支援などを行う里親等委託調整員、親の理解を進める里親委託強化推進員を各児童相談所に配置し、里親制度の普及啓発を進めます。また、里親委託など家庭養育を推進するため児童相談所の職員体制の充実を図ります。
- (イ) 家庭引き取りが困難な場合、できる限り早い段階での乳幼児里親委託を推進します。
- (ウ) 未委託里親に社会的養育が必要なこどもの現状を知ってもらい、理解を深めてもらうため、未委託里親と施設入所児とのふれあい交流を進めます。
- (エ) 未委託里親に対する委託中の里親宅での実習により委託の推進に取り組みます。また、委託後も定期的に訪問するなど切れ目のない支援を行います。
- (オ) 児童養護施設等に専任の里親支援専門相談員を配置し、児童家庭支援センターとの連携と併せて、養育相談など里親の支援を強化します。
- (カ) 市町村、里親・児童養護施設等、民間団体、企業、メディア等と連携し、広く県民に里親制度の周知を図り、里親登録を促進します。
- (キ) 里親や里親に関心がある方の意見を聞き、里親委託の推進のための取組に活かします。
- (ク) 里親が養育の悩みを抱え込まないよう、里親同士が情報交換できる体制づくりに取り組みます。
- (ケ) 家庭的な養育環境の体制整備を進めるため、ファミリーホーム開設の支援や、里親等の人材確保に取り組みます。

イ 特別養子縁組等の推進

- (ア) 児童相談所において、パーマネンシー（永続的）保障としての普通養子縁組や特別養子縁組に関する相談・支援に取り組むとともに、養子縁組家庭も里親と同じ途中からの養育であることから、里親委託の場合と同様に継続的な支援を行います。また、民間あっせん機関に対し、特別養子縁組等に関する適切な手続や養親等への支援について助言・指導等を行います。
- (イ) 思いがけない妊娠などで出産に悩みや不安がある妊産婦に対し、産科医療機関と連携して出産後の生活や特別養子縁組などの相談に応じます。また、市町村等とも連携し、相談窓口の周知や事業の理解促進を図ります。

ウ 児童養護施設等の体制整備、人材確保・育成

- (ア) 児童養護施設等における児童の安全確保及び居住環境の向上のため、国の方針を踏まえ、施設の計画的な整備等を支援します。
- (イ) 児童養護施設等において、国の方針及び本県の地域性を踏まえ、児童のニーズや施設の状況に応じて小規模化かつ地域分散化を促進します。
- (ウ) 児童養護施設等の一時保護のための施設の整備や里親支援専門相談員の配置による家庭養育の推進など、ニーズに合った多機能化を支援します。
- (エ) 児童福祉施設協議会等と連携して人材の確保や育成の取組を支援します。
- (オ) 児童養護施設等において個々のこどもに応じたきめ細かいケアができるよう職員体制を充実させ、機能の強化を図ります。（再掲）
- (カ) 児童養護施設等における心理担当職員の常勤化を促進し、体制の充実を図ります。
- (キ) 児童養護施設等のこどもに対する心理的ケア、乳児院等の乳幼児に対する心身障害・病虚弱乳幼児のケアを充実し、安全確保及び受入体制の強化を図ります。また、乳児院等の乳幼児の緊急受入及び重症心身障害児の受入体制の強化を図ります。
- (ク) 専門的ケアを行う児童心理治療施設の機能強化を支援するとともに、児童自立支援施設の充実を図ります。
- (ケ) 母子を分離せずに保護することができる児童福祉施設である母子生活支援施設について、ケアの充実及び施設の活用を図ります。また、

母子生活支援施設を活用し、緊急を要する母子の一時保護を実施します。

- (ロ) 被措置児童等虐待の未然防止を図るため、施設職員等の研修の充実を図るとともに、児童養護施設等への指導・支援をきめ細かく行います。
- (ハ) 児童養護施設、関係する学校、市町村教育委員会の三者の連携強化と支援の充実を図ります。
- (ニ) 児童養護施設の職員等を対象に、虐待を受けた児童生徒への効果的なケアの在り方について研修会を実施します。
- (ホ) 児童・地域のニーズに応じて一時保護の充実、里親等の家庭支援、相談機能の充実など、児童養護施設等の多機能化を支援します。
- (ヘ) 児童養護施設等における一時保護のための施設整備を支援し、拡充に努めます。また、児童養護施設等や里親と連携する一時保護委託の充実を図ります。（再掲）
- (ト) 児童家庭支援センターにおいてこども、家庭及び地域からの相談等に応じ、助言・指導を行うとともに里親を支援します。また、地域への支援を適切に行うことができるよう必要な支援を行います。（再掲）
- (タ) 児童養護施設等に専任の里親支援専門相談員を配置し、児童家庭支援センターとの連携と併せて、養育相談など里親の支援を強化します。（再掲）
- (チ) 国の方針や地域のニーズを踏まえ、被虐待児など処遇が困難な児童の受入を進めるため、県立児童養護施設の機能強化を図ります。
- (ツ) 障害児入所施設において、国の方針及び本県の地域性を踏まえ、できる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、ユニット化等によりケア単位の小規模化を促進します。

エ 入所児童等の自立支援

- (ア) 家庭での養育が困難な児童に対して共同生活を通じて就労援助や生活指導を行う自立援助ホームについて、開設支援、体制整備及び利用者に対するケアの充実を図ります。

- (イ) 児童養護施設等の入所児童に対して野外体験など多様な体験の機会を確保し、児童の健全な成長や自立を促します。
- (ウ) 児童養護施設等の入所児童等が自立後のイメージを持つことができるよう、社会人や退所者等との交流の機会の確保に取り組みます。
- (エ) 児童養護施設等の入所児童等に対する学習費等の支援を通じ、児童が高等学校等に通学し、希望に応じた進学・就職等の進路を選択できるように支援します。(再掲)
- (オ) 進学、就労が困難な児童養護施設等の入所児童等に対して、学習、就労、生活を支援する市町村などの関係機関と連携を図ります。
- (カ) 社会的養護が必要なこどもの意見表明を支援する仕組み(アドボケイト制度)を構築します。(再掲)
- (キ) 社会的養育を受けるこどもの権利をこども自身に伝えるため、全ての児童養護施設等入所児童及び里親等委託児童に「子どもの権利ノート」を配布・説明し、こどもが意見を述べる機会を確保します。(再掲)
- (ク) 児童養護施設退所者等が気軽に集い、相談できる居場所を提供するとともに、退所者や施設入所児童の個々のニーズに合った就労や自立のための支援を行い、自立した社会人として安心して生活できる体制を構築します。
- (ケ) 児童養護施設等の退所者等に対して、退所者等の状況に応じて引き続き施設等に居住させることなどにより、自立のための支援を行います。
- (コ) 児童養護施設等の退所者等が円滑に自立生活を営めるよう、就学、就労、住宅、生活相談、資金貸付、身元保証など総合的な支援を行います。また、大学・専門学校等に進学した退所者等の就学と生活の両立を図るため、住宅と生活相談を一体とした支援を行います。(再掲)
- (サ) 児童養護施設等の退所者等のニーズに合った自立支援を行うため、入所者及び社会的養育経験者の意見を聞き、その取組に活かします。

6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

(1) こども・若者の自殺対策

ア 若年層の自殺防止対策として、小学校4年生から高校生までの児童生徒を対象として、メッセージと相談窓口を記載したカードを配布するなど、自殺予防の啓発に取り組みます。

また、民間団体や関係機関との連携や活動費補助により、SNSや電話による相談事業に取り組みます。

イ SOSの出し方に関する教育や、児童生徒1人1台端末等を活用した心の健康観察、教職員向け研修など、学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上に資する取組を実施します。

(2) インターネット対策の推進

ア ネットアドバイザーを講師として、保護者・養育者や子どもたちにインターネットトラブル事例を踏まえた予防策や家庭内ルールの取決めを啓発し、保護者・養育者の見守る力と子どもたちのインターネットリテラシーの向上を図ります。

イ フィルタリングサービスの利用など、インターネット上の有害情報や犯罪から子どもを守るための方策の普及・啓発に取り組みます。また、SNSなどインターネットに起因した犯罪から子どもを守るため、インターネットの適正な利用方法等についての講演などの啓発活動を通じて、こどもの情報モラル向上の気運の醸成を図ります。

ウ サイバーパトロールや県民からの情報提供などに基づき、インターネット上に氾濫する違法・有害情報を把握し、事件化やプロバイダ等に対する削除等依頼により、違法・有害情報の排除に向けた取組を強化します。

(3) 子ども・若者に対する性犯罪・性暴力対策

ア 埼玉県青少年健全育成条例に基づき、青少年の犯罪被害を防止するため、青少年の非行・被害防止特別強調月間キャンペーン、青少年健全育成キャンペーンでの普及・啓発に取り組みます。

イ 性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」において、性犯罪・性暴力被害にあった子ども・若者及びその家族等からの相

談に応じ、被害の早期回復及び軽減がされるよう必要な支援を行います。

また、アイリスホットラインを紹介するカードを、学校を通じて生徒に配布するなどし、相談窓口の周知に取り組みます。

(4) 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

ア 犯罪被害から子どもを守る環境整備

- (ア) 犯罪被害から子どもを守るため、「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」に基づき「犯罪を起こさせにくい地域環境づくり」を推進します。
- (イ) 地域で防犯パトロールやこどもの見守りを行う自主防犯活動団体「わがまち防犯隊」の活動を支援します。
- (ウ) こどもの危険回避能力を高めるため、防犯教室を開催し、防犯意識の高揚を図ります。
- (エ) 学校との連携によるこどもの犯罪被害防止対策や、PTA等の学校関係者、少年警察ボランティア、地域の青少年育成関係者、地域住民等との連携によるパトロール活動などの安全対策を推進します。また、学校と警察との橋渡し役としてのスクール・サポーターの効果的な運用を図ります。
- (オ) 児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するとともに、市町村が行う教育相談体制の整備を支援するなど、教育相談活動を推進します。（再掲）
- (カ) 地域におけるこどもの身体やこころの健康、薬物乱用、性、非行、いじめ、こどもの権利の侵害等に関する相談体制の充実を図るとともに、インターネット等を活用し、相談窓口等の情報提供に取り組みます。
- (キ) 子ども・若者支援に関する各相談機関担当者の研修等を実施して、相談機関担当者間や市町村間のネットワークづくりを支援し、効果的な相談対応を図ります。
- (ク) 困難を抱えた場合に適切に相談を行うことができるよう、能動的かつ適切に他者に頼る意識・態度や、ときに漠然とした自らの思いや

状況等を言葉にできる力など、自ら考え自らを守る力を育成する取組を推進します。

また、児童生徒が消費者として自覚をもち、主体的に判断し責任をもって行動できるようにするために消費者教育を推進します。

- (ケ) DVの根絶に向け、被害者への支援として電話やインターネットによる相談体制の充実や相談担当者のスキルアップを図り、予防のための啓発活動に取り組みます。
- (コ) 複雑多様化する消費者問題に対応できる「自立した消費者」の育成を推進します。
- (カ) 情報社会で犯罪の被害者にも加害者にもなることを防止するため、インターネットを正しく安全に利用できるようにするための教育や啓発活動を推進します。
- (キ) ネットアドバイザーを講師として、保護者・養育者や子どもたちにインターネットトラブル事例を踏まえた予防策や家庭内ルールの取決めを啓発し、保護者・養育者の見守る力と子どもたちのインターネットリテラシーの向上を図ります。（再掲）
- (ク) フィルタリングサービスの利用など、インターネット上の有害情報や犯罪から子どもを守るための方策の普及・啓発に取り組みます。
また、SNSなどインターネットに起因した犯罪から子どもを守るため、インターネットの適正な利用方法等についての講演などの啓発活動を通じて、こどもの情報モラル向上の気運の醸成を図ります。（再掲）
- (ケ) サイバーパトロールや県民からの情報提供などに基づき、インターネット上に氾濫する違法・有害情報を把握し、事件化やプロバイダ等に対する削除等依頼により、違法・有害情報の排除に向けた取組を強化します。（再掲）
- (コ) ネットいじめ・トラブルの未然防止を図るため、児童生徒のインターネット利用実態把握のためのサイトの監視を行い、必要な情報を市町村教育委員会、学校、児童生徒、保護者・養育者に発信するとともに、児童生徒自身が主体的に取り組む仕組みを構築します。
- (カ) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るため、アイリスホットラインによる相談対応や、彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターの支援体制強化など、犯罪被害者等支援に取り組みます。
- (キ) 自転車盗など生活に身近な犯罪の被害防止対策の普及・啓発を図るとともに、防犯カメラの整備など犯罪を起こさせにくい地域環境づ

くりを支援します。

また、犯罪から子どもを守るため、SNS等を活用し、子どもを対象とした犯罪や防犯対策についてタイムリーな情報発信に努めます。

- (ツ) 埼玉県青少年健全育成条例に基づき、深夜外出や有害情報に接する危険性などを18歳未満の子どもや保護者・養育者に啓発するほか、コンビニエンスストアやカラオケボックスなどへの立入調査や指導等に取り組みます。
- (テ) 関係機関、事業者、青少年関係団体と連携し、20歳未満の喫煙・飲酒対策に取り組みます。
- (ト) 子どもを含む県民を対象としたリーフレットの配布などにより、様々な依存症の予防及び依存症についての正しい理解の普及に取り組みます。
- (チ) 学校における薬物乱用防止教室の開催などを通して、薬物乱用の未然防止を図ります。
- (ニ) (成年年齢の引下げに伴う) 消費者教育の一環として、消費相談窓口の周知等の取組を推進します。
- (ク) 不同意わいせつ等の性犯罪に対しては、撲滅に向けた社会機運の醸成を図るため広報啓発活動を推進するとともに若者を中心とした性犯罪被害者を生まないためにも関係機関と連携した防犯対策を進めます。
- (ケ) 少年が、いわゆる「闇バイト」に安易に応募し、犯罪に加担しないよう、学校、教育委員会と連携し、非行防止教室等による情報リテラシー教育を推進するとともに、SNSやホームページ等を活用した情報発信等の広報・啓発を推進します。
- (コ) SNS等を通じた闇バイトなどの新たな課題について、関係機関と連携し、教職員や児童生徒及びその保護者・養育者への啓発を行います。

イ 事故・災害から子どもを守る環境整備

- (ア) 子どもに対する交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる交通安全ボランティア等の育成・支援に努めます。

- (イ) 「交通安全教育指針」に則した年齢、通行の態様に応じた体系的な交通安全教育を推進して、交通ルールの周知を図ります。
- (ウ) 交通事故発生時における被害軽減等、チャイルドシートの必要性について、あらゆる機会を通じて周知するとともに、着用率の向上に努めます。
- (エ) こどもに対し、交通安全教育等を通じて、自転車の交通ルールや安全な乗り方について指導するとともに、自転車ヘルメットの着用と反射材の普及を促進します。
- (オ) こどもに対する自転車運転免許制度の普及や「自転車安全利用五則」等を用いた啓発活動を展開して、交通ルールの周知を図り、自転車の安全利用を促進します。
- (カ) 県、県警察、県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、関係機関・団体が連携して、交通安全運動などの交通安全対策に取り組むとともに、交通安全教室の実施などを通じて、こどもの自転車や自動二輪車等による交通事故の防止とマナー向上に努めます。また、事件、事故、災害から身を守るため、学校で行う安全教育を通じて、児童生徒が自ら危険を予測し、回避する能力を育成します。
- (キ) イツモ防災講座の実施支援や防災マニュアルブック配布などにより、若い世代に対して防災に関する知識の普及啓発を図ります。

(5) 非行防止と立ち直り支援

ア 非行防止の取組の推進

- (ア) 埼玉県青少年健全育成条例に基づき、深夜外出や有害情報に接する危険性などを18歳未満の子どもや保護者・養育者に啓発するほか、コンビニエンスストアやカラオケボックスなどへの立入調査や指導等に取り組みます。

学校が保護者・養育者、地域、警察等の関係機関と連携して児童生徒を対象とした非行防止教室を実施し、非行・問題行動等の予防・根絶を目指します。

生徒の非行・問題行動が深刻化している中学校等からの要請に基づきスクール・サポーターを派遣し、教職員や保護者・養育者等と

連携して学校運営の正常化に向けた支援を行います。

(イ) 青少年の非行を防止するため、青少年育成埼玉県民会議が市町村や青少年育成推進団体等と連携して実施する非行防止パトロール活動を積極的に支援し、地域ぐるみでの非行防止活動を推進します。

(ウ) 少年警察ボランティアや市町村の非行防止ボランティア、学校など関係機関と連携して街頭補導活動を積極的に推進し、少年の非行防止に取り組みます。

また、関係する業界団体の自主的な取組を積極的に促進するとともに県と業界団体との連携を強化し、青少年の健全育成に取り組みます。

(エ) 関係機関、事業者、青少年関係団体と連携し、20歳未満の喫煙・飲酒対策に取り組みます。

薬物乱用防止の啓発活動や保健所等における相談などを通じて、薬物乱用の未然防止を図ります。また、麻薬などの取扱施設に対する監視指導や乱用薬物に係るインターネット監視などの取締りを徹底します。

学校における薬物乱用防止教室の開催などを通じて、薬物乱用防止教育の充実に取り組みます。

イ 立ち直りに向けた支援

(ア) 少年相談や親子カウンセリングを通じて、非行などの問題を抱える少年の立ち直りを支援するとともに、非行少年の立ち直りに関する相談を実施し、保護者・養育者等の支援に取り組みます。

また、県内の企業や団体の協力により、非行少年が社会活動や就労等の体験を通して社会とのつながりを自覚する取組を実施するとともに、専門家等による講演、同じ悩みを持つ方と意見交換できる体験交流会を実施し、非行少年の立ち直りを促進します。

さらに、関係機関が連携して支援できるよう、支援団体間のネットワーク形成や支援者のスキルアップを図るほか、再非行防止に向けた地域の機運醸成を推進します。

(イ) 再犯防止対策を推進するため、埼玉県再犯防止推進関係機関連絡会議を設置するとともに刑事司法関係機関と地域の社会資源をつなぐネットワークの構築を行います。

7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

(1) こどもまんなか社会への気運醸成

ア こども・若者の有する権利についての関心や理解が深まるよう広く県民に対し、こども基本法や埼玉県こども・若者基本条例等に関する情報発信を行うことを通じて、こども・若者が健やかに成長し、誰もがこども・若者、子育て当事者にやさしい社会づくりを進めます。

イ 「こどもまんなか応援サポーター」の宣言を行い、全てのこども・若者の利益を第一に考え、こども・若者が健やかに成長できる社会を実現するためのアクションに取り組みます。

ウ 出会いの機会の提供や、これから結婚する方への新生活の支援等を通じて、結婚を望む方の希望実現を進めます。

エ 「パパ・ママ応援ショップ」（子育て家庭への優待制度）等の子育て世帯を応援する取組により、社会全体で子育て家庭を支える気運を高めます。

オ 20年、30年先の将来においても地域の活力を維持し、こども・若者や子育て世帯を含めた誰もが安心・快適に暮らせる持続可能なまちづくりを進める「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」を推進し、社会全体でこどもや子育て当事者を支える気運を醸成します。

(2) こども政策DXの推進

ア こども等の意見を施策に反映するため、WEBシステムを活用してこどもや子育て当事者等からの意見を聴取します。

イ 子育て関連事業者における働き方改革や利用者の利便性向上のため、保育所等でのICT導入及び活用促進を行います。

ウ 子育て世帯の利便性向上のため、子育てに係る行政サービスのオンライン化を市町村に働きかけます。

エ 結婚を希望する男女に、デジタル技術を活用した結婚支援を行います。

オ メタバース空間に、小学生から義務教育修了後の大学生程度までのこども・若者が安心して気軽に参加でき、体験・交流・相談等の機能を備えた居場所であるバーチャルユースセンターを設置し、こども・若者の意見を反映しながら運営します。また、市町村のユースセンター設置を後押しします。（再掲）

(3) こどもにとって安全・安心なまちづくりの推進

ア 市町村のコンパクト、スマート、レジリエントの3つの要素を兼ね備えたまちづくりを県が支援する「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」を推進し、こども・若者や子育て世帯を含めた誰もが安心・快適に暮らせる持続可能なまちの実現を目指します。

イ こどもが被害者となる犯罪、特にこどもの通学路となる道路や遊び場である公園などの公共空間で発生する犯罪からこどもを守るため、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、防犯のまちづくりに向けた環境整備と市町村や施設管理者への助言に取り組みます。

ウ こどもが通う施設について、敷地内の安全点検など安全管理を進めるとともに、長期保全に資する改修工事やバリアフリー化などを推進し、安全で快適な環境を整備します。

エ 通学途中のこどもが犠牲になる交通事故が全国的に多発しており、次代を担うこどもを交通事故から守るため、通学路の歩道整備を推進します。

オ 駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、通行空間の確保やバリアフリーに配慮した交通安全施設の整備を行い、移動等の円滑化を推進します。また、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化などを推進します。

カ 小・中学校等の通学路や未就学児が園外活動等で使用する道路等について、点検等の結果を踏まえ、交通安全施設等の整備を行い、こどもの安全な通行空間を確保します。

(4) 子育てしやすい住環境の整備

- ア 県営住宅について、子育て世帯向けの専用募集枠を設定するなどにより子育て家庭の居住の安定確保に努めます。
- イ 既存県営住宅の建替えの際にバリアフリー化等を図ることにより、居住水準を向上させ子育てしやすい住環境の整備を推進します。
- ウ 同居・近居などにより子育て世帯の住み替えを促進します。
- エ 県営住宅の建替えにより生み出した土地を活用し、民間事業者が整備・運営する子育て支援施設などを誘致します。
- オ 市町村や民間企業などと協働して、官公庁施設や民間企業施設などのおむつ替えや授乳のできるスペースを「赤ちゃんの駅」として登録し、乳幼児がいる子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを進めます。
- カ 妊産婦やこどもが円滑に利用できる建築物や公共交通の整備を促進するとともに、妊産婦など歩行が困難な方や移動に配慮が必要な方のための駐車区画「埼玉県思いやり駐車場」の拡充などの福祉のまちづくりに関する施策を推進します。また、エスカレーターは左右両側に立ち止まって利用するなど、安全な利用に向けた啓発を実施します。
- キ こどもや家族連れの方が集い、遊べる場を提供できるように、県営公園の整備拡充を図ります。

8 結婚・出産の希望実現

(1) 結婚を望む人への支援

- ア 「結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」から、結婚を希望する方へ出会いの機会や結婚等に関するセミナー、イベント等の情報を発信します。
- イ 官民連携の結婚支援の取組である「SAITAMA 出会いサポートセンター」を県内市町村や民間企業等とともに運営し、結婚を希望する方の出会いから結婚までの支援を行います。

ウ 結婚に伴う新生活のスタートを経済的に支援するために、市町村による「結婚新生活支援事業費補助金」を活用した所得の低い世帯に対する助成（新居の家賃・引っ越し費用等）の実施を促進します。

エ 結婚を希望する男女を後押しして、様々な出会いの場やきっかけづくりの機会を創出します。

(2) 不妊・不育症に悩む人への支援

ア 不妊、不育症に悩む方の精神的負担の軽減を図るため、専門職による相談を実施します。

イ 不妊検査及び不育症検査に要する費用を助成し、早期受診を促進させます。

ウ 不妊治療の相談窓口である保健所等関係機関において、ポスターの掲示やリーフレットの配架等を行い、里親制度等についての情報提供を行います。

(3) プレコンセプションケアの推進

ア 思春期にある子どもや母子保健関係者等に対し、母子保健に関する正しい知識（妊娠・出産、避妊や不妊、人工妊娠中絶、性感染症など）の普及・啓発を行います。

イ 思春期の子どもを対象とした講座や思春期保健関係者を対象とした研修を通して、子どもたちが妊娠・出産に関する正しい知識を身につけ、将来のライフプランを考える機会となるよう知識の普及啓発を行います。

9 「子育て」と「子育て」の支援

(1) 家庭の子育て力の充実

ア 家庭の子育て支援

- (ア) 市町村、保育所、幼稚園、認定こども園等と連携して、県が作成した「親の学習」プログラムを活用し、子育て中の親を対象とした「親が親として育ち、力をつけるための学習」を推進します。
- (イ) 保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点などにおいて、家庭や地域と連携し、子育てに関する相談や保護者・養育者の保育参加の実施の場の提供などにより、保護者・養育者の不安や孤立感の解消を図るなど子育ての支援を行う市町村等を支援します。
- (ウ) 家庭教育支援に興味のある方々を対象に、「親の学習」など家庭教育に関するアドバイザーの養成研修を実施します。また、研修を修了したアドバイザーは、県内各地からの要望に合わせて、講座、親子体操などの家庭教育に関する学習を支援します。
- (エ) 地域や学校の実態に合ったPTA活動や、保護者・養育者と学校が一体となった取組を支援します。
- (オ) ネットアドバイザーを講師として、保護者・養育者やこどもたちにインターネットトラブル事例を踏まえた予防策や家庭内ルールの取決めを啓発し、保護者・養育者の見守る力とこどもたちのインターネットリテラシーの向上を図ります。（再掲）

イ 家庭における食育の推進

- (ア) 食べ物をおいしくいただくことを通して、食は「いのち」をいただくこと、いろいろな人たちのおかげで食べられること、食べられる環境に生まれ育ったことなどへの感謝の気持ちを育む取組を進めます。
- (イ) こどもに望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校や保育所等と家庭とが連携し、食育を推進する取組を支援します。

(2) 「孤育て」にしない地域の子育て力の充実

ア 子育て家庭を支える社会的気運の醸成・地域の子育て支援ネットワークの活性化

- (ア) 企業等と連携し、「パパ・ママ応援ショップ」、「赤ちゃんの駅」などの一層の拡大を図るなど、社会全体で子育て家庭を支える気運の醸成を図ります。

- (イ) 広く子育て支援に関するNPO関連の情報発信をするとともに、子育てに関する課題を解決しようとしているNPOに対し、必要に応じて他のNPOや専門家、活動資金等をつなぐ取組を進めます。
- (ウ) 地域の子育て支援など地域活動やボランティアに関心のある高齢者が活動に参加できるきっかけづくりなどの支援を行います。
- (エ) ボランティア活動など地域福祉活動の支援やボランティア参加の促進を図ることにより、地域住民が支え合う社会の構築を推進します。

イ 地域の子育て支援事業・アウトリーチ支援の充実

- (ア) 子育て家庭が地域で孤立しないよう、子育て中の親子が集い、相互交流できる地域子育て支援拠点を整備する市町村を支援するとともに、質の充実を図ります。（再掲）
- (イ) 地域で子育て支援を行いたい方と支援を受けたい方とをコーディネートし、地域での子育ての支え合い機能を調整するファミリー・サポート・センター事業を実施する市町村を支援します。
- (ウ) 子育て家庭に寄り添って保護者・養育者を支えられる人材や、こどもの健やかな成長を支える環境づくりができる人材を育成するため、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点や児童館の職員、ファミリー・サポート・センター事業に関わるコーディネーターなどを対象とした研修を実施します。
- (エ) 妊娠・出産・育児に関する様々な相談にワンストップで応じ、母子保健機能と児童福祉機能との相互連携により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うこども家庭センターの設置・運営を支援します。（再掲）
- (オ) 子育て家庭が抱える複雑な悩みにきめ細かく対応できる体制を整備します。こども家庭センターをはじめ母子保健施策と子育て支援施策が連携して、ひとり親家庭や多胎児家庭など、支援を必要とする様々な子育て家庭のニーズを把握し、支援の実施を目指します。
- (カ) 市町村において、こどもや高齢者、障害者、生活困窮者などの各分野を超えた包括的な対応が必要なケースや各制度の狭間に陥りがちなケースなどに適切に対応できるよう、市町村における包括的な支援体制の構築を支援します。（再掲）

- (キ) 学校の教育活動の活性化と家庭・地域の教育力の向上を図るため、地域住民・保護者・養育者がボランティアとして学校の教育活動を支援する「学校応援団」の活動の活性化を推進し、学校・家庭・地域が一体となってこどもの健全育成を図ります。
- (ク) 教育に対する県民の理解と関心を一層深めるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって教育に関する取組を推進します。
- (ケ) 孤立しがちな子育て家庭を地域の支援に繋ぎ支えるなど、地域で子育て支援の橋渡しを行うNPOの活動を支援します。
- (コ) 市町村が児童福祉施設・里親等と連携して実施する短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業の拡充を図り、家庭養育が適切に行われるよう支援します。（再掲）
- (カ) 市町村による乳児家庭の孤立防止や養育上の諸問題への支援を図るための「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」及び「養育支援訪問事業」の実施に関し、家庭への支援が適切に実施されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行います。（再掲）
- (シ) 子育て中の親に寄り添うための訪問支援活動を行う市町村を支援し、孤立感やストレスを感じている子育て家庭を支援します。

ウ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の充実

- (ア) 放課後児童クラブの待機児童対策を進めるため、「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」に定める基準を踏まえた新設・改修整備等の支援により、市町村のニーズを踏まえた受入枠の確保を図ります。
- (イ) 放課後児童クラブを利用するこどもが安心・安全に過ごせるよう、「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」を通じた助言を行うなど、実施主体である市町村と連携して設備・運営基準の維持・改善を含めた放課後児童クラブの環境整備を進めます。
- (ウ) 放課後児童クラブの利用を希望する障害児の受入を進めるとともに、円滑な受入を行うため、放課後児童支援員を対象とした専門的知識の習得を図るための研修を行うとともに、対応する放課後児童支援員等の確保に努める市町村を支援します。（再掲）
- (エ) 放課後児童支援員等について、国の制度・施策を活用した処遇改善及び就職フェアの開催、保育士養成校へのアプローチ等を進めるなど適切な人材の確保のための取組を進めます。

- (オ) 放課後児童支援員等に対し、こどもの発達に関する知識、配慮を必要とするこどもへの対応、保護者・養育者・関係機関との連携や組織のマネジメントなどキャリアに応じて必要となる能力を身に付けるための研修を実施し、人材育成を支援します。
- (カ) 新たに放課後児童クラブを設置するため、新設や学校の余裕教室等を活用した改修整備を行う市町村や、放課後児童クラブでの児童の健全な育成を図る活動に取り組む市町村を支援します。
- (キ) 市町村において、放課後児童クラブと放課後子供教室が連携して実施できるよう、それぞれの職員等を対象とした合同研修を開催するなど、福祉部局と教育委員会が連携して市町村を支援します。
- (ク) 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、こどもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会（放課後子供教室等）を提供し、地域全体でこどもたちの成長を支える多様な活動を推進する市町村を支援します。

(3) 質の高い幼児教育・保育の充実

ア 多様な保育ニーズに応える受け皿の確保

- (ア) 市町村の保育ニーズを踏まえた保育施設整備を支援し、保育所等の待機児童対策を推進します。
- (イ) 幼稚園、保育所及び地域子育て支援の機能を兼ね備え、幼児教育と保育の一体的な提供を図る「認定こども園」の整備を支援し、待機児童対策を推進します。
- (ウ) 乳幼児に対する保育が適切かつ継続的に提供されるよう小規模保育事業等の連携施設の確保を促進します。
- (エ) 就業形態の多様化に対応するため延長保育の実施を促進します。
- (オ) 病気になったこどもをやむを得ない理由により看病できない場合に備えて、通常の保育所では対応できない病児保育施設の整備を促進します。
- (カ) 保護者・養育者の病気や冠婚葬祭など日常生活上の突発的な事情や社会参加、育児疲れなどに対応するため、こどもを一時的に預かる

事業の拡充に努めます。

- (キ) 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、親の就労状況にかかわらない支援の充実を図るため、保育所等において、令和8年度から開始される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施を推進します。
- (ク) 市町村と連携し、幼児教育・保育の無償化を着実に実施し子育てに係る経済的負担を軽減するとともに、良質な幼児教育・保育環境の整備を進めます。
- (ケ) 障害のある乳幼児の健全な発達を促進するため、そのこどもの障害特性を理解し、こどもに寄り添った幼児教育・保育の機会の充実を図ります。（再掲）
- (コ) 幼稚園における預かり保育の充実が図られるよう、幼稚園を支援します。

イ 保育人材の確保

- (ア) 保育の専門性を高める研修等の実施により保育士の資質の向上を図ります
- (イ) 保育所等に勤務する職員の働きやすい職場環境づくりを進める市町村や保育所等の取組を支援し、保育士の処遇改善や職場定着を推進します。
- (ウ) 保育士・保育園支援センターや県内ハローワーク、保育士養成施設と連携し、新たに保育士となる人材の県内保育所等への就職を支援するとともに、潜在保育士の再就職支援に取り組みます。

ウ 保育環境の向上

- (ア) 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の教職員の合同研修会を実施するなど、幼児期の教育から小学校への接続を円滑にし、小学校入学時の生活の充実を図ります。また、小学校入学までにこどもたちに身に付けてほしいことをまとめた子育ての目安「3つのめばえ」

の活用を促進し、幼児期の教育の一層の充実を図ります。

- (イ) 幼稚園教育要領、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園において、家庭や地域と連携・協力しつつ、「生きる力」の基礎を育む幼児教育・保育を推進します。
- (ウ) 保育所等における事故防止を図るとともに、感染症への対応についての取組を支援します。また、アレルギー等に対応した特別給食を提供する取組を支援し、健康・安全な保育環境の確保に努めます。
- (エ) 国が定める児童福祉施設設備運営基準を超えて保育士を配置できるように支援します。
- (オ) 市町村と連携し、企業主導型保育事業を含む認可外保育施設の質の確保、向上を図られるよう支援します。
- (カ) 保育所の第三者評価の取組を支援し、保育サービスの向上に努めます。

(4) 学校教育の充実

ア 確かな学力の育成

- (ア) 児童生徒に対するきめ細かな指導を実現するため、少人数指導や習熟度別指導、補充的指導など「個に応じた指導」を進めます。
- (イ) こどもたちの学習意欲を高め、確かな学力を身に付けさせるため、教員研修などを充実させ、基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性の向上を図る指導方法等の工夫・改善に取り組みます。
- (ウ) 児童生徒同士が相互に意見を述べることで課題を多面的に捉え、より質の高い思考力・判断力・表現力等を身に付ける「協調学習」に取り組むなど、授業改善を推進します。
- (エ) 児童生徒のコミュニケーション能力や問題発見・解決能力、情報活用能力など、将来の予測が困難な時代を生きていくための基礎となる資質・能力を育成するため、大学や研究機関、企業と連携した取組を進めます。
- (オ) 小・中学校段階の学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童生徒や学校の実態を把握し、指導方法の工夫改善を図り、児童

生徒一人一人を確実に伸ばす教育を実践します。また、学校生活になじめない児童生徒に対しても、小・中学校段階の教育の機会の確保を推進します。

- (カ) 専門高校等において企業や関係機関等と連携し、職業教育の充実を図り、専門的知識、技術及び技能の向上を図るなど、特色・魅力ある教育活動を推進します。
- (キ) 地域の課題や特性に応じて設定したSDGsのテーマに基づき、地域の企業、団体等と連携した教科等横断的な視点による教育課程の編成・実施を支援します。

イ 特別支援教育の推進

- (ア) 特別支援教育推進専門員、臨床心理士など専門家による巡回支援や、特別支援学校のセンター的機能の活用を進めるとともに特別な教育的支援を必要とする児童生徒や幼児への切れ目のない支援体制を整えます。
- (イ) 各市町村との連携の下、学校において障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ支援籍学習や心のバリアフリーを育む交流及び共同学習の充実を図ります。

ウ 豊かな心を育む教育の推進

- (ア) こどもの夢と豊かな心を育むため、道徳の授業などにおいて、専門的な知識を有する外部講師を招いて講演会などを実施します。
- (イ) 全ての児童生徒が、在学中に自然体験、職場体験、勤労・生産体験、社会奉仕体験や世代間交流を行うなど、家庭・地域・企業・NPOなどと連携して、発達の段階に応じた様々な体験活動を進めます。
- (ウ) 学校単位に農園を設置し、児童生徒が複数の農業体験活動を通して、命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることをねらいとした「学校ファーム」を支援します。

- (エ) 学校と美術館等や文化芸術団体との連携を図り、文化芸術教育や体験活動を行う機会の充実を図るとともに、児童生徒が学んだ成果を社会に発信することを進めます。
- (オ) 家庭の生活習慣等に関する質問調査の結果を、小学校4年生から中学校3年生まで毎年度継続して本人・保護者・養育者・学校が共有・活用するなどの取組により、児童生徒一人ひとりの規律ある態度の育成を図ります。
- (カ) 本県独自の道徳教材「彩の国の道徳」を活用します。特に、小・中学校においては「特別の教科 道徳」を要として、発達段階に応じた道徳教育の取組を推進するとともに、家庭用「彩の国の道徳」を活用し、家庭・地域・学校が連携した道徳教育を推進します。
- (キ) 学習活動、安全確保、環境整備等のボランティアとして保護者・養育者や地域住民の参加を積極的に進めるとともに、学校以外の人的・物的資源を活用した実社会からの学びの充実を図るなど、「学校応援団」の活動の活性化を推進し、学校・家庭・地域が一体となったこどもの育成を支援します。
- (ク) 地域とともにある学校づくりに取り組むコミュニティ・スクールの設置を促進するとともに、幅広い地域住民の参画により子どもたちの成長を支えていくため、学校と地域が相互にパートナーとして活動を行う地域学校協働活動の普及啓発を行います。また、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく社会を実現するため、学校を核とした地域づくりに取り組む市町村を支援します。

エ いじめ・不登校・中途退学の防止及び対応、人権を尊重した取組の推進

- (ア) いじめや不登校などについて、「彩の国 よりそうみんなの電話・メール教育相談」で相談を実施します。（再掲）
- (イ) こどもたちの悩み相談を電話やチャットで受け止める「さいたまチャイルドライン」の実施主体であるNPO等の団体の活動を支援します。
- (ウ) 児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するとともに、市町村が行う教育相談体制の整備を支援するなど、教育相談活動を推進します。（再掲）

- (エ) いじめや虐待、体罰などのこどもの権利侵害に対応するため、相談窓口を設置し、こどもの気持ちを最優先に考えて相談を実施します。
- (オ) ネットいじめ問題を解消するため、関係機関と連携し、教職員への研修を実施するとともに、保護者・養育者や児童生徒への啓発を行います。
- (カ) 「いじめ撲滅強調月間」（11月）を中心とした「いじめ撲滅キャンペーン」を通じて、いじめ問題の解決に社会全体で取り組む気運の醸成を図ります。
- (キ) 児童生徒の豊かな人権感覚を育むため、参加体験型学習を取り入れた「人権感覚育成プログラム」の活用を推進します。
- (ク) こどもの権利侵害の問題を解決するため、子どもの権利擁護委員会において子どもから意見聴取を行い、調査や是正の働き掛けを行うなど、こどもの権利擁護に取り組みます。（再掲）
- (ケ) 教職員に対する研修や教育相談体制の充実を図り、いじめの未然防止、早期発見・早期対応につながる取組を推進します。
また、埼玉県いじめ問題対策会議等を通じて、関係機関が一体となって、いじめ問題の根絶に取り組みます。
- (コ) 学校における体罰等を防止するため、集合研修及び各所属で行う職場内研修において、「不祥事防止研修プログラム」を活用した研修を定期的、継続的に実施し、教職員の倫理観の向上を図ります。
- (サ) 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づき、教育職員等に対する啓発及び児童生徒等からの相談窓口の設置など、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に取り組みます。
- (シ) 全ての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現に向けた人権啓発に取り組みます。

オ 学校・地域と連携した非行・問題行動の防止及び対応

- (ア) 学校、警察等による非行防止のためのネットワークづくりや中学校等からの要請に基づくスクール・サポーターの派遣等に地域の関係機関・団体が連携して取り組みます。

- (イ) いじめ・非行・問題行動等を防止し、有害環境から子どもを守るため、家庭・地域と協力した取組を推進するとともに、関係機関と連携した体制の充実を図ります。
- (ウ) 非行防止教室や薬物乱用防止教室を充実させるとともに、保護者・養育者の参加も促し、非行・問題行動の未然防止に取り組みます。
- (エ) 少年・保護者・養育者の相談を受け、専門知識を有する職員や少年非行の取扱い経験の豊富な職員による指導・助言を実施します。
- (オ) 関係行政機関や民間団体等と連携してキャンペーンを行うなど、非行防止の啓発に取り組みます。
- (カ) 非行等の問題を抱える青少年を対象に、関係行政機関や民間団体等と連携し、相談や社会体験等を行い、立ち直りを支援します。

カ 学校における食育の推進

- (ア) 子どもたちに望ましい食習慣が身に付くようにするとともに、自ら「食」を選択する力を育むため、学校・家庭・地域が連携し、食育の推進に取り組みます。
- (イ) 学校給食における地場産物の活用を推進し、食に対する理解と関心を高める取組を進めます。

キ 日常生活能力の習得

- (ア) 子どもたちに身に付けさせたい生活習慣や学習規律を確実に身に付けさせる取組を推進するとともに、健康の保持促進を図るため、家庭、学校、保育所、地域等が連携した食育の取組を推進します。
- (イ) 規範意識や思いやりの心、コミュニケーション能力を育てるため、本県独自の教材を活用した道徳教育、非行防止教育、インターネットの適切な利用に関する情報モラル教育を推進します。
- (ウ) 性別による固定的な役割分担の見直しにつながる意識啓発や、性の多様性に関する啓発等を行い、性別に関わらず活躍できる環境の整備を推進します。

また、学校の教育活動を通じて、男女共同参画の視点に立った教育の充実を図るとともに、児童生徒の発達段階に応じた性の多様性に係る教育を行います。

ク 健康教育の推進と健康の確保・増進等

- (ア) 児童生徒が生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成することを目指し、また、複雑化・多様化する児童生徒の現代的な健康課題に対応するため、がんや薬物乱用防止、心の健康に関する指導など学習指導要領に基づく、保健教育や健康相談、保健指導、健康診断等の保健管理、保健組織活動等の学校保健の充実を図ります。
- (イ) 薬物乱用を防止するため、児童生徒が薬物に関する正しい知識等を身に付ける教育の充実に取り組みます。また、薬物乱用を防止するため関係機関と連携し、麻薬などの取扱施設に対する指導・取締等や啓発、薬物相談を実施します。
- (ウ) 小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づく性に関する指導に加え、早期から発達の段階に応じて、性に関する知識や態度と生命の尊さなどを関連付けて学ぶ「生命（いのち）の安全教育」を推進します。
- (エ) 教員の負担軽減に配慮しつつ部活動に係る指導の充実を図ることや、地域のスポーツ大会への参加を通して、生徒の体力向上や豊かな心を育成するとともに、スポーツの楽しさや喜びを実感できる取組を推進します。
- (オ) 体力・運動能力に関するデータ等や実践研究の活用、指導方法の工夫・改善及び教職員研修等の充実により、児童生徒一人一人の総合的な体力の向上と運動好きな児童生徒の育成を図る取組を推進します。

ケ 思春期の健康の確保

- (ア) 予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みを抱えた妊婦や若年の男女等が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、相談体制の充実などの取組を推進します。

- (イ) 思春期にある子どもや母子保健関係者等に対し、母子保健に関する正しい知識（妊娠・出産、避妊や不妊、人工妊娠中絶、性感染症など）の普及・啓発を行います。（再掲）
- (ウ) 安心して安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援するため、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の充実に取り組みます。（再掲）
- (エ) 自殺未遂や自殺企図、摂食障害などに対する精神保健相談、精神障害者及びその家族に対する訪問相談を通し、受診援助等の保健指導に取り組みます。

また、自傷行為等をはじめとした若年層のメンタルヘルスに関する関係機関職員向けの研修や普及・啓発に取り組みます。

(5) 自立的な子育ての支援

- ア 豊かな人間性や社会性、自己肯定感、チャレンジ精神等を涵養し、「生きる力」を育むとともに夢や目標の実現を支援するため、自然体験や社会体験、スポーツ活動など、様々な体験活動等を促進します。
- イ 自然ふれあい施設で行う自然観察会や里山体験教室などを通して、子どもが自然に親しみ、豊かな感性を養う機会を提供します。
- ウ 川に学び、元気に遊ぶ子ども（愛称「川ガキ」）を養成し、川の恵みや生き物を大切にする心を育む取組を進めます。
- エ 見沼田圃公有地を活用した農業体験（米、野菜づくり）や自然観察等を通じて、参加する子どもや家族の交流の場を提供します。
- オ 環境活動に取り組む「子どもエコクラブ」の活動を支援します。
- カ 環境科学国際センターの施設を活用した講座や観察会、実験教室の実施による環境学習の機会を提供します。
- キ 環境学習の専門人材の育成・活用などを通して環境学習を支援します。
- ク 県内の森林や身近な緑を県民共有の財産として社会全体で支え、持続的な保全活用を進めるため、ボランティア団体等のみどりの担い手による県民参加・地域主体のみどりの保全と創出を促進する取組を支援します。

- ケ 自然ふれあい施設やげんきプラザ等において、体験講座や自然体験活動、集団宿泊活動の機会を提供します。農業体験活動を通じ、複合的な効果の発揮を目指す学校ファームの充実を図ります。
- コ こども・若者の健全育成に役立つ図書の推奨や、家庭・地域・学校におけるこどもの読書活動を支援し、読書活動を推進します。
- サ メタバース空間に、小学生から義務教育修了後の大学生程度までのこども・若者が安心して気軽に参加でき、体験・交流・相談等の機能を備えた居場所であるバーチャルユースセンターを設置し、こども・若者の意見を反映しながら運営します。また、市町村のユースセンター設置を後押しします。（再掲）
- シ 県民総合スポーツ大会の開催を始め、スポーツイベント等の開催を支援することや県民のスポーツに親しむ機会を充実することにより、こども・若者を含めた誰もが楽しめる本県のスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。
- ス 総合型地域スポーツクラブや地域クラブ活動団体等と連携し、地域の実情に応じた、年代や志向が変わってもスポーツが継続できる環境を整えます。

(6) 子育てに係る経済的負担の軽減

- ア 市町村と連携し、幼児教育・保育の無償化を着実に実施し子育てに係る経済的負担を軽減するとともに、良質な幼児教育・保育環境の整備を進めます。（再掲）
- イ 低所得世帯の保育所・幼稚園・認定こども園の利用者負担の軽減を図り、低所得世帯の子育てを支援します。
- ウ 多子世帯の保育所・認定こども園・地域型保育事業の利用者負担の軽減を図り、多子世帯の子育てを支援します。
- エ 経済的理由により修学が困難な生徒などに対し、授業料等の負担を軽減することで、修学機会の確保を図ります。（再掲）
- オ 高等学校・大学等における修学に関する奨学金を貸与し、経済的理由により修学が困難な生徒・学生に対し支援します。（再掲）

10 未来を切り拓くこども・若者の応援

(1) 若者の職業的自立、就労等支援

ア 職業能力・意欲の習得、就労支援の充実

(ア) こども・若者が勤労観や職業観を養い、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を身に付けられるよう、キャリア教育を充実させます。

また、就業意欲を高め、チャレンジ精神を持った人材育成につながる意識啓発に取り組みます。

(イ) 職業に必要な知識・技能の習得により若者の就職を支援するため、職業訓練の充実を図ります。

(ウ) 技能者の表彰や発表の場の創出により技能習得意欲の向上を図ります。また、次世代のものづくり技能者の育成を図ります。

(エ) 高校生・大学生等に対し、アントレプレナーシップ教育を推進することにより、イノベーション人材の育成を図ります。

イ ライフデザイン構築の支援

(ア) 大学生や若年無業者（ニート）などの就職を希望する若者への就職相談、セミナー、企業面接会などを開催し、若者の就業を支援します。

(イ) 将来働くことについての意欲や関心が持てるように、学校、地域、企業などが一体となって、中高生対象の実際の職場での体験活動や小学生対象の職場見学を推進する取組を進めます。

(ウ) 小学校段階からの組織的・系統的なキャリア教育、高校生のインターンシップ（就業体験）や労働に関する基本的知識（労働法令など）の理解などを通して、望ましい勤労観や職業観を育む取組を進めます。

(エ) ブラックバイト（労働法令違反が疑われる働き方）に悩む生徒、若者、保護者・養育者の相談窓口である労働基準監督署、総合労働相談コーナー、埼玉県労働相談センターの周知を図ります。

- (オ) 県内の大学や企業等と連携し、リアルな職業体験を提供することで、将来の夢の発見、実現を支援します。特に、家庭環境等により体験活動の機会に恵まれない子どもたちの参加を促すため、児童養護施設やジュニア・アスポート教室等と連携して、体験の機会を提供します。
- (カ) 中学生・高校生を対象とした「親になるための学習」を行い、子育てなどへの理解を図るとともに、「命」の大切さを実感できるような取組を進めます。また、妊娠・出産・不妊や人工妊娠中絶、避妊に関する正しい知識の普及啓発や性感染症の予防・啓発を図るなど、児童生徒の心と体のバランスに配慮した性に関する指導を進めます。
- (キ) 保育所、幼稚園及び認定こども園などにおいて、高校生が保育体験などを行うことにより、子育ての意義に対する認識を深める取組を進めます。
- (ク) 思春期の子どもを対象とした講座や思春期保健関係者を対象とした研修を通して、子どもたちが妊娠・出産に関する正しい知識を身につけ、将来のライフプランを考える機会となるよう知識の普及啓発を行います。（再掲）
- (ケ) 「親の学習」の指導者を養成し、中学生・高校生が親になった場合を想定した「親になるための学習」及び親を対象とした「親が親として育ち、力をつけるための学習」を推進します。

(2) 若年者の経済的自立の支援

- ア 求職者を対象に、就職に資する公共職業訓練を民間教育訓練機関等を活用して実施します。
- イ 埼玉しごとセンターにおいて、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、情報提供、就職相談、職業紹介などにより、若年者の就職活動をワンストップで支援します。
- ウ 高等技術専門校で知識や技能を習得する職業訓練を実施するとともに、企業実習や就業体験の場を設けることにより、若年者の職業意識を醸成し、就職を支援します。

エ 若者自立支援センター埼玉において、若年無業者（ニート）などの職業的自立に悩みを抱える若者とその家族を対象に就業支援を行います。（再掲）

(3) グローバル社会で活躍する人材の育成

ア グローバル化する社会の中で、我が国と郷土埼玉の伝統・文化を尊重する教育を推進するとともに、異文化に対しても理解を深める取組を推進します。

また、次世代を担う文化芸術の人材育成を推進します。

イ 姉妹友好州省との友好関係に基づき奨学生を派遣するほか、オンラインとオフラインでのハイブリッド型国際交流や高校生の留学支援を実施し、グローバル社会で活躍する人材の育成に取り組みます。

ウ 世界をリードする科学技術を生み出す人材の育成や、理科への関心を高める取組の実施など、将来の技術革新や社会に新たな価値を創り出す人材の育成を進めます。

エ 世界で活躍できる人材を育成するため、幅広い教養や異文化・多様性に対する理解、課題解決能力などの国際的素養を育む教育を推進します。

オ 各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成のために、教科等横断的な学習や探究活動の充実を図ります。

11 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

(1) 分野横断的な支援人材の育成

ア 複合的な困難や課題を有するこども・若者支援に必要となる人材の育成と連携を図るため、教育、保健医療、福祉、雇用などの関係機関

による埼玉県若者支援協議会を開催します。また、市町村における子ども・若者支援地域協議会（これに相当する体制を含む。）の設置を推進します。

イ 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対して、分野横断的な支援人材を育成し関係機関が連携して効果的な支援を実施できるよう、支援者のスキルアップ研修会の開催や市町村・支援団体等のネットワーク形成を図ります。

研修会の開催に当たっては、オンライン開催を積極的に取り入れます。

ウ 困難を有する子ども・若者を総合的に支援するために、ホームページ等で、個別の相談機関の情報を提供し、支援機関相互の連携促進を図ります。

エ 市町村において、子どもや高齢者、障害者、生活困窮者などの各分野を超えた包括的な対応が必要なケースや各制度の狭間に陥りがちなケースなどに適切に対応できるよう、市町村における包括的な支援体制の構築を支援します。（再掲）

(2) 多様な担い手による持続的な活動の推進

ア 青少年育成埼玉県民会議や地域ボランティアの取組をはじめとした、子ども・若者を取り巻く多様で幅広い世代の担い手（家庭、学校、地域、NPO、企業、大学等、地域の身近な大人や当事者である子ども・若者自身など）による活動が持続的に可能となるよう支援します。

イ 特定非営利活動促進基金（NPO基金）を活用し、NPO法人がSDGsの視点を持って取り組む地域課題解決の取組を支援します。

ウ 市町村において、子どもや高齢者、障害者、生活困窮者などの各分野を超えた包括的な対応が必要なケースや各制度の狭間に陥りがちなケースなどに適切に対応できるよう、市町村における包括的な支援体制の構築を支援します。（再掲）

12 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進

(1) 企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成

- ア 企業に働き方改革を促すとともに、働き方に対する企業の経営者等の意識改革を促すほか、各企業等の課題に応じた支援を行います。
- イ 短時間勤務やフレックスタイム、テレワーク、時間外勤務の縮減など多様な働き方を推進し、働くことを希望する誰もが生き生きと働ける職場環境づくりを推進します。
- ウ 企業による働き方改革を促進することで、ワークライフバランスや仕事と子育て等の両立を支援します。
- エ 子育て等と仕事との両立に悩む勤労者を支援するとともに、企業における両立のための雇用環境の整備や支援制度の導入などを促進します。
- オ 企業等が設置する保育施設の利用促進について支援します。
- カ 埼玉県女性キャリアセンターにおいて、働くことを希望しながら子育てとの両立や職業上のブランクに課題を抱えている女性を後押しするため、個別相談やセミナーの実施のほか、職業紹介などを行い、女性の就業を総合的に支援します。（再掲）
- キ 企業等を対象にハラスメントの防止に関するセミナーを行うほか、埼玉県労働相談センターにおいて解雇や雇止めなどの不利益な取扱いが行われる職場のハラスメントに関する相談に応じます。

(2) 共働き・共育ての推進、男性の家事・育児の促進

- ア 学校の教育活動を通じて、男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。
- イ 子育て当事者や専門家の意見を踏まえた、共育てのヒント集「共育て導きの書」を活用し、男性の家事・育児参画を推進します。
- ウ 県内企業におけるテレワークや短時間勤務など多様な働き方を促進することで、従業員が働きやすい職場環境づくりを進めます。
- エ セミナーの実施等により男性の育休取得を促進するとともに、男性も共に子育てする機運を醸成します。
- オ 子育て等と仕事との両立に悩む勤労者を支援するとともに、企業における両立のための雇用環境の整備や支援制度の導入などを促進します。（再掲）

埼玉県子ども・若者計画における指標

1 こどもの権利擁護、意見の反映

No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明・選定理由	目標の根拠
1	「学校や社会全体等で、自分の意見を言える機会がある」と感じるこどもの割合	72.1% (令和6年度)	90.0%以上 (令和11年度)	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県が行う調査により「学校や社会全体等で、自分の意見を言える機会がある」と感じると答えたこども（高校生相当年齢以下）の割合。 こどもが意見を言う機会の確保を測る指標であること、「こども大綱」（令和5年12月閣議決定）における「『こどもまんなか社会』の実現に向けた数値目標」を踏まえて、この指標を選定。 	意見を言える機会があると感じるこどもの割合を高めることを目指し目標値を90%以上に設定。

2 居場所づくり、社会的活動の参画支援

No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明・選定理由	目標の根拠
2	こどもの居場所等地域ネットワークのある市町村数	27市町 (令和6年度)	63市町村 (令和11年度)	<ul style="list-style-type: none"> 物資の受け入れや輸送、保管等を地域単位で行い、こどもの居場所等の安定的な運営を支える地域ネットワークのある市町村の数。 こどもの居場所の数だけでなく、質の向上も必要であるため、この指標を選定。 	こどもの居場所の運営の安定化を図るため、全市町村への設置を目標値に設定。
3	こどもの居場所数	734か所 (令和5年度)	800か所以上 (令和11年度)	<ul style="list-style-type: none"> こども食堂や無料塾、プレーパーク、多世代交流拠点などのこどもの居場所の数。 国においても、令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されるなど、こどもの居場所の重要性が高まっているため、この指標を選定。 	こどもたちが歩いて通えるよう公立小学校の数（令和6年度793校）を目安に、この目標値を設定。
4	主体的に社会に参画していく力を育成するために外部機関と連携した取組を実施している高等学校の割合	55.4% (令和5年度)	100% (令和11年度)	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校において主体的に社会に参画していく力を育成するために、外部機関と連携した取組を実施している学校の割合。 主体的に社会の形成に参画する力を育成するため、外部機関と連携し、政治・経済活動等を実践的に学ぶことが有効であると考えられるため、この指標を選定。 	「第4期埼玉県教育振興基本計画」の数値目標の目標値をもとに、目標値を設定。

3 親と子の健康・医療の充実

No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明・選定理由	目標の根拠
5	乳幼児健康診査未受診者の状況把握率	1歳6か月児健康診査 90.7% 3歳児健康診査 93.3% (令和4年度)	1歳6か月児健康診査 100% 3歳児健康診査 100% (令和11年度)	・乳幼児健康診査未受診者について、実施主体の市町村が未受診の理由を把握できた者の割合。 ・乳幼児健康診査を合理的な理由(転出やかかりつけの医療機関で受診済など)なく受診しないこどもの家庭は、虐待防止の観点等からの支援が必要である可能性が高い。 未受診となった家庭に対する支援に向け、未受診の理由を把握することが重要であることから、この指標を選定。	健康診査を合理的理由なく受診しないこどもの家庭(兄弟姉妹が未受診の家庭も含む)については、虐待発生リスクが高く、支援について検討が必要な家庭と考えられている。 虐待による死亡事例を根絶するためには、全ての乳幼児の状況を把握し、必要な支援につなぐことが必要であるため、目標値を100%に設定。
6	母体・新生児搬送コーディネーターの母体搬送調整で4回以上の受入照会を行った割合	18.7% (令和4年度)	15.0% (令和11年度)	・母体・新生児搬送コーディネーターによる母体搬送調整で、4回以上の受入照会を行った割合。 ・コーディネーターがハイリスクな妊産婦や新生児の受入先病院を円滑に調整できることは、妊産婦が安心・安全に出産できる環境整備につながることから、この指標を選定。	「第8次埼玉県地域保健医療計画」においても周産期医療の指標としている。 コロナ禍前の数値(平成29年度から令和元年度の3年間の平均が約15%)を目指して、この目標値を設定。
7	小児救急搬送で4回以上の受入照会を行った割合	3.5% (令和4年)	2.0% (令和11年)	・総務省消防庁が発表している、「救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査の結果」の数値。 ・小児救急搬送患者のうち、搬送困難事案がどれだけ発生したかを示す数値であることから、この指標を選定。	「第8次埼玉県地域保健医療計画」においても小児医療の指標としている。 コロナ禍前の数値(令和元年2.0%)を目指して、この目標値を設定。

4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要する子どもへの支援

No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明・選定理由	目標の根拠
8	生活困窮世帯及び生活保護世帯の学習支援対象者の高校進学率	99.0% (令和5年度末)	99.0%以上 (令和11年度末)	・生活困窮世帯及び生活保護世帯の学習支援対象者のうち、中学3年生が高校へ進学する率 ・県の子どもの学習・生活支援事業は、生活保護世帯のこどもが大人になって再び生活保護になるという貧困の連鎖を断つために始めたものである。	事業開始前の平成21年度の生活保護世帯の高校進学率は86.9%で、当時の県全体の高校進学率と10ポイント以上の差があった。このため、学習支援対象者の進学率を一般世帯の高校進学率(99%)と同程度に

				こどもたちが将来自立した生活を営むには高校に進学することが重要であるため、この指標を選定。	することを旨し、目標値を設定。
9	児童養護施設入所中に高校を卒業する者で、進学・就職などの希望する進路に進めたこどもの割合	92.4% (令和5年度)	100% (令和11年度)	・埼玉県が行う調査により児童養護施設入所中に高校を卒業する者で、「進学・就職などの希望する進路に進めた」と回答があったこどもの割合。 ・児童養護施設退所者の背景は様々であり、単に進学することが最良ということではなく、就職希望や進学希望など、それぞれの希望が叶うことが大切であることから、この指標を選定。	全員が希望する進路に進めることを旨し、目標値を100%に設定。
10	子ども・若者支援地域協議会（これに相当する体制を含む。）を設置している市町村の数	25市町 (令和5年度末)	63市町村 (令和11年度末)	・関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会を設置する市町村の数。 ・関係機関等が行う子ども・若者への支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図ることが、困難を有する子ども・若者の支援の充実に寄与することから、この指標を選定。	全ての市町村での設置を旨し、目標値を設定。
11	こどもの居場所数【再掲】	734か所 (令和5年度)	800か所以上 (令和11年度)	・子ども食堂や無料塾、プレーパーク、多世代交流拠点などのこどもの居場所の数。 ・国においても、令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されるなど、こどもの居場所の重要性が高まっているため、この指標を選定。	こどもたちが歩いて通えるよう公立小学校の数（令和6年度793校）を目安に、この目標値を設定。
12	特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率	85.4% (令和5年度)	92.3% (令和11年度)	・県立特別支援学校高等部の生徒のうち、一般就労を希望した生徒が卒業する時点で一般就労できた割合（内定を含む。）。 ・特別支援学校における教育の充実の成果を示す数値であることから、この指標を選定。	「埼玉県5か年計画」及び「第4期埼玉県教育振興基本計画」の数値目標の目標値をもとに、目標値を設定。

5 児童虐待防止・社会的養育の充実

No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明・選定理由	目標の根拠
13	里親等委託率	24.3% (令和5年度)	42.0% (令和11年度)	・社会的養護を受ける児童のうち、里親又はファミリーホームで家庭と同様の養育を受ける児童の割合。 ・児童福祉法の理念である家庭養育優先の原則を推進	「埼玉県5か年計画」の目標（令和8年度36.0%）に対する取組を継続するものとして設定。

				するため里親・ファミリーホームへの委託を推進する必要があることから、この指標を選定。	
14	児童養護施設入所中に高校を卒業する者で、進学・就職などの希望する進路に進めたこと割合【再掲】	92.4% (令和5年度)	100% (令和11年度)	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県が行う調査により児童養護施設入所中に高校を卒業する者で、「進学・就職などの希望する進路に進めた」と回答があったこと割合。 児童養護施設退所者の背景は様々であり、単に進学することが最良ということではなく、就職希望や進学希望など、それぞれの希望が叶うことが大切であることから、この指標を選定。 	全員が希望する進路に進めることを目指し、目標値を100%に設定。

6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明・選定理由	目標の根拠
15	自主防犯活動が実施されている地域の割合	86% (令和5年度)	90% (令和11年度)	<ul style="list-style-type: none"> 自治会や町内会など、いわゆる地縁団体の区域のうち、県民や事業者などによる自主防犯パトロール活動が実施されている区域の割合。 これまでの刑法犯認知件数の減少は、警察・行政・県民の三位一体となった取組がなし得たものである。なかでも、日本一の団体数を誇る「わがまち防犯隊」による自主防犯パトロール活動は、大きな犯罪抑止力となっている。こうした活動が県内くまなく実施されることは、犯罪抑止力と県民の防犯意識の向上につながることからこの指標を選定。 	高齢化等による減少傾向を踏まえ、最終年度の目標を90%に設定。
16	青少年の再非行(犯罪)防止活動に取り組む市町村の数	20市町村 (令和5年度末)	63市町村 (令和11年度末)	<ul style="list-style-type: none"> 「社会を明るくする運動、青少年の非行・被害防止特別検証月間」に再非行(犯罪)の防止や非行等の問題を抱える青少年の立ち直り支援に向けたキャンペーン、講演会、広報啓発などを実施する市町村の数。 地域における再非行(犯罪)防止の機運醸成に寄与することから、この指標を選定。 	全ての市町村での取組を目指し、目標値を設定。
17	児童生徒を対象とした防犯教育(防犯教室等)の実施率	100% (令和5年度)	100% (令和11年度)	<ul style="list-style-type: none"> 年間1回以上、児童生徒を対象とした防犯教育(教室)を実施している学校(さいたま市を除く公立小・中・義・高・特別支援学校)の割合。 	「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」の数値目標の目標値をもとに、目標値を設定。

				・児童生徒を犯罪被害などから守るためには、児童生徒自身が危機回避能力を高めることが重要であることから、この指標を選定。	
--	--	--	--	---	--

7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明・選定理由	目標の根拠
18	「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	24.1% (令和6年度)	70.0% (令和11年度)	・埼玉県が行う調査により「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思うと答えた人の割合（16～49歳、県内在住）。 ・「こども大綱」（令和5年12月閣議決定）における「『こどもまんなか社会』の実現に向けた数値目標」を踏まえて、この指標を選定。	「こども大綱」の数値目標の目標値をもとに、目標値を設定。
19	自主防犯活動が実施されている地域の割合【再掲】	86% (令和5年度)	90% (令和11年度)	・自治会や町内会など、いわゆる地縁団体の区域のうち、県民や事業者などによる自主防犯パトロール活動が実施されている区域の割合。 ・これまでの刑法犯認知件数の減少は、警察・行政・県民の三位一体となった取組がなし得たものである。なかでも、日本一の団体数を誇る「わがまち防犯隊」による自主防犯パトロール活動は、大きな犯罪抑止力となっている。こうした活動が県内くまなく実施されることは、犯罪抑止力と県民の防犯意識の向上につながることからこの指標を選定。	高齢化等による減少傾向を踏まえ、最終年度の目標を90%に設定。
20	低所得の子育て世帯向け住宅の新規入居世帯数	182世帯 (令和5年度)	900世帯 (令和11年度)	・子育て世帯向け県営住宅の新規入居世帯数（現状値は単年度の実績、目標値は計画期間中累計）。 ・引き続き、子育て世帯向け県営住宅の専用募集枠を設定し、低所得の子育て世帯の居住安定化に努めるため、この指標を選定。	過年度の子育て世帯向け県営住宅の新規入居世帯数を基に、毎年180世帯の入居を目安に、計画期間中の新規入居世帯数累計を900世帯とすることとして目標値を設定。

8 結婚・出産の希望実現

No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明・選定理由	目標の根拠
21	「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	21.1% (令和6年度)	70.0% (令和11年度)	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県が行う調査により「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思うと答えた人の割合(16～49歳、県内在住)。 「子ども大綱」(令和5年12月閣議決定)における「子どもまんなか社会」の実現に向けた数値目標を踏まえて、この指標を選定。 	「子ども大綱」の数値目標の目標値をもとに、目標値を設定。
22	SAITAMA出会いサポートセンターの成婚退会組数	458組 (令和5年度末)	1,180組 (令和11年度末)	<ul style="list-style-type: none"> SAITAMA出会いサポートセンターの会員が成婚退会に至った数。 SAITAMA出会いサポートセンターで多くの成婚退会者が出ていることが周知されることで、結婚を希望する人を応援する社会的気運の醸成につながることから、この指標を選定。 	毎年度、直近の実績の平均値を超える成婚退会組数(120組)を目指し、目標値を設定。
23	不妊検査助成件数	2,363件 (令和5年度)	2,404件 (令和11年度)	<ul style="list-style-type: none"> 男女そろって受けた不妊検査費用の助成件数。 不妊検査助成は、妊娠・出産を希望する方が早期に治療を開始できるよう、不妊の原因を特定する検査の実施を促すものであり、妊娠・出産の希望の実現に寄与することからこの指標を選定。 	助成件数の伸び率は、不妊検査を受ける女性の割合と18歳から42歳の女性人口減少率の双方の影響を受けるものとし、平成29年度から令和6年度までの助成件数及び女性人口の実績値を元に令和11年度の助成件数を推計し、目標値を設定。
24	プレコンセプションケアの取組を実施している市町村数	24市町村 (令和5年度)	63市町村 (令和11年度)	<ul style="list-style-type: none"> プレコンセプションケア(若いうちから男女ともに将来の妊娠等も意識し、自分の心身の健康管理を行うこと)に関連する取組を実施している市町村の数。 プレコンセプションケアは将来の妊娠等を意識して、若いうちからの健康管理を促す取組であり、若者のライフプラン設計や、安心・安全で健やかな妊娠・出産等を支援するものである。 この指標を設定することで、若者の自主的なライフプラン設計とともに希望する者の妊娠・出産の実現に寄与することからこの指標を選定。 	プレコンセプションケアの取組による若者の自主的なライフプラン設計や希望する者の妊娠・出産の実現には、全市町村でプレコンセプションケアの取組を実施する必要があるため、目標値を100%に設定。

9 「子育て」と「子育て」の支援

No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明・選定理由	目標の根拠
25	保育所等受入枠	149,468人 (令和5年度)	156,757人 (令和11年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所等の受入枠の数。 ・認可保育所等への申込児童数が増えており、認可保育所の重要性が高まっているため、この指標を選定。 	市町村計画値の合計。
26	延長保育事業	93,487人 (令和5年度)	100,768人 (令和11年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育、一時預かり、病児保育事業に係る市町村が提供するサービスの合計値。 	市町村計画値の合計。
27	一時預かり事業	821,311人日 (令和5年度)	845,139人日 (令和11年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法第62条第2項第1号により定められているため、この指標を選定。 	市町村計画値の合計。
28	病児保育事業	75,837人日 (令和5年度)	102,474人日 (令和11年度)		市町村計画値の合計。
29	放課後児童クラブ受入枠	81,108人 (令和5年度)	91,508人 (令和11年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの受入枠の数。 ・放課後児童クラブの申込児童数が増加しており、ニーズが高まっているため、この指標を選定。 	市町村計画値の合計。
30	児童生徒が身に付けている「規律ある態度」の達成状況	小学校：85.0% 中学校：86.1% (令和5年度)	小学校：100% 中学校：100% (令和11年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・「身の回りの整理整頓をする」、「進んであいさつや返事をする」等の児童生徒に身に付けてほしい基本的な生活習慣や学習習慣として県が設定した「規律ある態度」（各学年12項目）のうち、小学校2年生から中学校3年生までの8割以上が身に付けている項目数の割合。 ・「規律ある態度」が身に付いていることを示す数値であることから、この指標を選定。 	「埼玉県5か年計画」及び「第4期埼玉県教育振興基本計画」の数値目標の目標値をもとに、目標値を設定。
31	「地域で子どもを育てる意識が向上した」と回答した小・中学校の割合	55.7% (令和5年度)	60.0% (令和11年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・県の「学校応援団」の推進に係る調査において「地域で子どもを育てる意識が向上した」と回答した小・中学校の割合。 ・学校と地域の連携・協働を進め、社会全体で子どもを育てることが重要であり、「学校応援団」の活動を通して地域で子どもを育てる意識を高めることが地域と連携・協働した教育の推進に寄与することから、この指標を選定。 	「埼玉県5か年計画」及び「第4期埼玉県教育振興基本計画」の数値目標の目標値をもとに、目標値を設定。

32	いじめの解消率	97.5% (令和5年度)	100% (令和11年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数のうち、解消された件数の割合。 ・いじめは児童生徒にとって重大な事案であり、早期発見・早期対応によって、いじめの解消に努める必要があることから、この指標を選定。 	「埼玉県5か年計画」及び「第4期埼玉県教育振興基本計画」の数値目標の目標値をもとに、目標値を設定。
33	性に関する知識や態度と生命の尊さなどを関連付けて学ぶ「生命(いのち)の安全教育」を実施した学校の割合	なし	100% (令和11年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県が行う調査において「性に関する知識や態度と生命の尊さなどを関連付けて学ぶ「生命(いのち)の安全教育」を実施した」と回答した学校(さいたま市を除く公立小・中・高・特別支援学校)の割合。 ・児童生徒が、性に関して理解を深め、適切な行動をとれるようにするために、性に関する知識や態度と生命の尊さなどを関連付けて学ぶことが有効であると考えられることから、この指標を選定。 	全ての学校で、性に関する知識や態度と生命の尊さなどを関連付けて学ぶ「生命(いのち)の安全教育」を実施することが望ましいことから、この目標値を設定。

10 未来を切り拓く子ども・若者の応援

No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明・選定理由	目標の根拠
34	県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合	5.4% (令和5年度)	3.9% (令和11年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者(有期雇用労働者及び臨時労働者)の割合。 ・やむを得ず非正規雇用者として不安定な雇用形態で働く者を減少させる観点から、この指標を選定。 	令和元年度における全国平均値(3.9%)まで減少させることを目指し、目標値を設定。
35	職場体験やインターンシップを実施した高等学校の割合	41.8% (令和5年度)	85.0%以上 (令和11年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターの「職場体験・インターンシップ実施状況等調査」における公立高等学校(さいたま市立を除く。)の実施率。 ・職場体験やインターンシップの実施により、勤労観・職業観を育成し、働くことに対する望ましい見方や考え方が形成されることから、この指標を選定。 	「第4期埼玉県教育振興基本計画」の数値目標の目標値をもとに、目標値を設定。

1 1 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明・選定理由	目標の根拠
36	子ども・若者支援地域協議会（これに相当する体制を含む。）を設置している市町村の数【再掲】	25市町 (令和5年度末)	63市町村 (令和11年度末)	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会を設置する市町村の数。 ・関係機関等が行うこども・若者への支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図ることが、困難を有するこども・若者の支援の充実に寄与することから、この指標を選定。 	全ての市町村での設置を目指し、目標値を設定。
37	「地域でこどもを育てる意識が向上した」と回答した小・中学校の割合【再掲】	55.7% (令和5年度)	60.0% (令和11年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・県の「学校応援団」の推進に係る調査において「地域で子供を育てる意識が向上した」と回答した小・中学校の割合。 ・学校と地域の連携・協働を進め、社会全体でこどもを育てることが重要であり、「学校応援団」の活動を通して地域でこどもを育てる意識を高めることが地域と連携・協働した教育の推進に寄与することから、この指標を選定。 	「埼玉県5か年計画」及び「第4期埼玉県教育振興基本計画」の数値目標の目標値をもとに、目標値を設定。

1 2 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進

No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明・選定理由	目標の根拠
38	男性の育児休業取得率	28.7% (令和5年度)	76.9% (令和11年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県内の民間（大企業＋中小企業）の男性の育児休業取得率。 ・令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において、令和12年（2030年）までに民間の男性育休取得率を85%にすることを目指していることを踏まえてこの指標を選定。 <p>※現状値は埼玉県就労実態調査の数値であり目標値は現状値をもとに算出しているが、サンプル数が少ないことから、幅を持って捉える必要がある。</p>	「こども未来戦略」の数値目標の目標値をもとに、目標値を設定。

別表1 子ども・子育て支援事業支援計画における「量の見込み」と「提供体制」等

1. 区域設定

「1号認定」は『県全体を1区域』、「2号認定」・「3号認定」・「地域子ども・子育て支援事業」は『1市町村を1区域』とする。
 (1号認定…3歳以上(教育)、2号認定…3歳以上(保育)、3号…3歳未満(保育))

※「保育所」、「幼稚園」、「認定こども園」、小規模保育等(地域型保育事業)の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられている。

設定区分	利用施設(事業)
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの 幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 保育所・認定こども園・小規模保育等

2. 教育・保育施設、地域型保育事業の「量の見込み」と「提供体制」

基準日: 令和7年度…令和8年4月1日、令和8年度…令和9年4月1日、令和9年度…令和10年4月1日、令和10年度…令和11年4月1日、令和11年度…令和12年4月1日

(1) 県全体

	令和7年度					令和8年度					令和9年度					令和10年度					令和11年度									
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号						
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳		2歳	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳		1歳	2歳	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外		0歳	1歳	2歳	幼児期の学校教育の利用希望が強い		左記以外	0歳	1歳	2歳	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み	58,613	86,572		10,097	25,665	27,803	55,726	85,803		10,198	26,210	28,143	54,025	85,246		10,202	26,558	28,600	52,792	84,909		10,219	26,756	28,868	52,391	85,840		10,193	26,996	29,059
		9,525	77,047					9,169	76,634					8,977	76,269					8,853	76,056					8,828	77,012			
提供体制	109,020	6,462	86,169	12,715	25,843	29,079	107,169	6,411	86,442	12,710	26,281	29,617	106,102	6,245	87,002	12,750	26,642	30,001	105,819	6,197	87,527	12,763	26,907	30,254	105,303	6,206	88,292	12,769	27,199	30,542
特定教育・保育施設 1)	30,795	3,145	83,428	9,584	19,972	22,993	30,784	3,177	83,701	9,571	20,348	23,438	31,140	3,167	84,261	9,598	20,619	23,731	31,316	3,157	84,786	9,608	20,843	23,949	31,537	3,155	85,551	9,605	21,059	24,163
特定地域型保育事業 2)	/	/	/	2,511	5,026	5,099	/	/	/	2,519	5,086	5,192	/	/	/	2,531	5,174	5,281	/	/	/	2,534	5,215	5,316	/	/	/	2,543	5,291	5,390
認可外(地方単独事業) 3)	/	/	1,401	579	766	917	/	/	1,401	579	766	917	/	/	1,401	580	768	919	/	/	1,401	580	768	919	/	/	1,401	580	768	919
新制度未移行の幼稚園	78,225	/	/	/	/	/	76,385	/	/	/	/	/	74,962	/	/	/	/	/	/	74,503	/	/	/	/	/	73,766	/	/	/	/
その他 4)	/	3,317	1,340	41	79	70	/	3,234	1,340	41	81	70	/	3,078	1,340	41	81	70	/	3,040	1,340	41	81	70	/	3,051	1,340	41	81	70
提供体制確保の状況 5)	50,407	-3,063	9,122	2,618	178	1,276	51,443	-2,758	9,808	2,512	71	1,474	52,077	-2,732	10,733	2,548	84	1,401	53,027	-2,656	11,471	2,544	151	1,386	52,912	-2,622	11,280	2,576	203	1,483

- 1) 新制度幼稚園、保育所、認定こども園
 - 2) 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育
 - 3) 地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設
 - 4) 幼稚園における預かり保育(長時間・通年)、一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業等
 - 5) 「提供体制」から「量の見込み」を除いた数
- ※ 「幼児期の学校教育の利用希望が強い」の量の見込みに係る確保方策については、1号認定と2号認定を合わせて適切な提供体制の確保が図られるよう調整している。

(2) 県内市町村

	令和7年度						令和8年度					令和9年度					令和10年度					令和11年度									
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		幼児期の学校 教育の 利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
さいたま市	量の見込み	8,534	21,731		2,446	6,957	6,676	8,320	22,129		2,461	7,270	7,215	8,241	22,589		2,456	7,527	7,467	8,183	23,196		2,439	7,750	7,683	8,184	24,021		2,435	8,029	7,949
			4,064	17,667					3,956	18,173					3,911	18,678					3,886	19,310				3,878	20,143				
	提供体制	21,674	762	18,742	2,868	6,957	6,720	21,675	761	18,924	2,868	7,270	7,215	21,676	760	19,174	2,868	7,527	7,467	21,675	761	19,647	2,868	7,750	7,683	21,677	759	20,267	2,868	8,029	7,949
	うち特定教育・保育施設	4,794	762	18,004	1,943	5,193	5,059	4,795	761	18,186	1,943	5,447	5,458	4,796	760	18,436	1,943	5,657	5,664	4,795	761	18,909	1,943	5,838	5,843	4,797	759	19,529	1,943	6,065	6,059
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	684	1,392	1,281	/	/	/	684	1,451	1,377	/	/	/	684	1,498	1,423	/	/	/	684	1,540	1,460	/	/	/	684	1,592	1,510
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	738	241	372	380	/	/	738	241	372	380	/	/	738	241	372	380	/	/	738	241	372	380	/	/	738	241	372	380
	広域利用による提供体制確保																														
提供体制確保の状況	13,140	-3,302	1,075	422		44	13,355	-3,195	751	407			13,435	-3,151	496	412			13,492	-3,125	337	429			13,493	-3,119	124	433			
川越市	量の見込み	3,560	3,955		374	999	1,049	3,504	3,901		372	1,013	1,033	3,449	3,856		374	1,015	1,020	3,396	3,825		377	1,018	1,019	3,343	3,822		378	1,020	1,023
			1,245	2,710					1,226	2,675					1,206	2,650					1,188	2,637				1,169	2,653				
	提供体制	5,687	180	3,201	537	965	1,150	5,548	180	3,201	537	965	1,150	5,414	180	3,211	537	965	1,150	5,282	180	3,211	537	965	1,150	5,155	180	3,211	537	965	1,150
	うち特定教育・保育施設	654	180	3,201	427	773	948	654	180	3,201	427	773	948	654	180	3,211	427	773	948	654	180	3,211	427	773	948	654	180	3,211	427	773	948
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	110	192	202	/	/	/	110	192	202	/	/	/	110	192	202	/	/	/	110	192	202	/	/	/	110	192	202
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/			
	広域利用による提供体制確保	339	118	23	4	4	4	339	118	23	4	4	4	339	118	23	4	4	4	339	118	23	4	4	4	339	118	23	4	4	4
提供体制確保の状況	2,466	-947	514	167	-30	105	2,383	-928	549	169	-44	121	2,304	-908	584	167	-46	134	2,225	-890	597	164	-49	135	2,151	-871	581	163	-51	131	
熊谷市	量の見込み	1,697	1,944		294	507	574	1,593	1,826		291	517	584	1,511	1,731		288	539	610	1,477	1,693		285	534	603	1,490	1,708		280	528	598
			364	1,580					342	1,484					324	1,407					317	1,376				320	1,388				
	提供体制	2,956	585	1,855	333	528	618	2,756	600	1,783	325	526	620	2,581	600	1,783	325	526	620	2,581	600	1,783	325	526	620	2,581	600	1,783	323	528	620
	うち特定教育・保育施設	1,151	585	1,855	292	468	550	1,231	600	1,783	284	466	552	1,231	600	1,783	284	466	552	1,231	600	1,783	284	466	552	1,231	600	1,783	282	468	552
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	41	60	68	/	/	/	41	60	68	/	/	/	41	60	68	/	/	/	41	60	68	/	/	/	41	60	68
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/			
	広域利用による提供体制確保																														
提供体制確保の状況	1,259	221	275	39	21	44	1,163	258	299	34	9	36	1,070	276	376	37	-13	10	1,104	283	407	40	-8	17	1,091	280	395	43		22	
川口市	量の見込み	4,595	6,531		736	2,035	2,320	4,200	6,499		730	2,014	2,292	4,049	6,433		724	1,996	2,269	3,995	6,393		720	1,983	2,249	3,927	6,374		717	1,974	2,233
			-	6,531					-	6,499					-	6,433					-	6,393				-	6,374				
	提供体制	9,970		7,048	898	1,958	2,220	9,970		7,048	895	1,958	2,220	9,970		7,048	895	1,958	2,220	9,970		7,048	895	1,958	2,220	9,970		7,048	895	1,958	2,220
	うち特定教育・保育施設	2,285		6,928	709	1,512	1,783	2,285		6,928	706	1,512	1,783	2,285		6,928	706	1,512	1,783	2,285		6,928	706	1,512	1,783	2,285		6,928	706	1,512	1,783
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	189	446	437	/	/	/	189	446	437	/	/	/	189	446	437	/	/	/	189	446	437	/	/	/	189	446	437
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/			
	広域利用による提供体制確保																														
提供体制確保の状況	5,375		517	162	-77	-100	5,770		549	165	-56	-72	5,921		615	171	-38	-49	5,975		655	175	-25	-29	6,043		674	178	-16	-13	

	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度							
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号				
		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		
行田市	量の見込み	604	651		70	208	208	585	682		80	214	214	587	715		92	220	220	550	749		106	227	226	534	785		122	233	233	
	提供体制	1,965	-	675	76	185	184	1,911	-	675	76	185	184	1,859	-	675	76	185	184	1,808	-	675	76	185	184	1,759	-	675	76	185	184	
	うち特定教育・保育施設	410	-	675	65	161	161	410	-	675	65	161	161	410	-	675	65	161	161	410	-	675	65	161	161	410	-	675	65	161	161	
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	11	24	23	/	/	/	11	24	23	/	/	/	11	24	23	/	/	/	11	24	23	/	/	/	11	24	23	
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				
	広域利用による提供体制確保																															
	提供体制確保の状況	1,361	-	24	6	-23	-24	1,326	-	-7	-4	-29	-30	1,272	-	-40	-16	-35	-36	1,258	-	-74	-30	-42	-42	1,225	-	-110	-46	-48	-49	
秩父市	量の見込み	276	685		53	172	210	262	651		54	175	197	241	598		57	170	202	235	583		60	167	197	224	557		64	166	194	
	提供体制	408	-	845	114	219	260	408	-	845	114	219	260	408	-	845	114	219	260	408	-	845	114	219	260	408	-	845	114	219	260	
	うち特定教育・保育施設	408	-	845	109	213	253	408	-	845	109	213	253	408	-	845	109	213	253	408	-	845	109	213	253	408	-	845	109	213	253	
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	5	6	7	/	/	/	5	6	7	/	/	/	5	6	7	/	/	/	5	6	7	/	/	/	5	6	7	
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				
	広域利用による提供体制確保																															
	提供体制確保の状況	132	-	160	61	47	50	146	-	194	60	44	63	167	-	247	57	49	58	173	-	262	54	52	63	184	-	288	50	53	66	
所沢市	量の見込み	3,027	3,173		419	917	1,042	2,653	3,334		455	1,000	999	2,544	3,396		493	1,014	1,092	2,507	3,413		510	1,033	1,106	2,505	3,420		492	1,030	1,108	
	提供体制	3,060	-	3,569	507	954	1,126	3,033	-	3,592	507	1,001	1,079	3,033	-	3,643	516	1,016	1,094	3,033	-	3,679	525	1,033	1,111	3,033	-	3,679	525	1,033	1,111	
	うち特定教育・保育施設	1,383	-	3,563	420	754	914	1,356	-	3,586	420	801	867	1,356	-	3,637	429	816	882	1,356	-	3,673	435	825	891	1,356	-	3,673	435	825	891	
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	78	185	203	/	/	/	78	185	203	/	/	/	78	185	203	/	/	/	81	193	211	/	/	/	81	193	211	
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/	6	9	15	9	/	/	6	9	15	9	/	/	6	9	15	9	/	/	6	9	15	9	/	/	6	9	15	9
	広域利用による提供体制確保																															
	提供体制確保の状況	33	-	396	88	37	84	380	-	258	52	1	80	489	-	247	23	2	2	526	-	266	15			5	528	-	259	33	3	3
飯能市	量の見込み	830	813		83	216	260	795	809		81	210	255	780	795		79	205	250	755	772		77	200	245	740	758		75	195	240	
	提供体制	1,107	-	893	104	208	247	1,107	-	853	104	208	247	1,107	-	853	104	208	247	1,107	-	813	104	208	247	1,107	-	813	104	208	247	
	うち特定教育・保育施設	447	-	893	92	188	224	447	-	853	92	188	224	447	-	853	92	188	224	447	-	813	92	188	224	447	-	813	92	188	224	
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	6	12	13	/	/	/	6	12	13	/	/	/	6	12	13	/	/	/	6	12	13	/	/	/	6	12	13	
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/	6	8	10	/	/	/	6	8	10	/	/	/	6	8	10	/	/	/	6	8	10	/	/	/	6	8	10	
	広域利用による提供体制確保																															
	提供体制確保の状況	277	-	80	21	-8	-13	312	-	44	23	-2	-8	327	-	58	25	3	-3	352	-	41	27	8	2	367	-	55	29	13	7	
加須市	量の見込み	738	1,154		86	281	330	720	1,119		90	309	339	709	1,098		95	317	365	685	1,074		101	327	367	700	1,095		105	334	369	
	提供体制	1,405	-	1,461	181	308	363	1,405	-	1,461	181	308	363	1,405	-	1,461	181	308	363	1,405	-	1,461	181	308	363	1,405	-	1,461	181	308	363	
	うち特定教育・保育施設	1,195	-	1,429	162	280	333	1,195	-	1,429	162	280	333	1,195	-	1,429	162	280	333	1,195	-	1,429	162	280	333	1,195	-	1,429	162	280	333	
	うち特定地域型保育事業	/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/	32	19	28	30	/	/	32	19	28	30	/	/	32	19	28	30	/	/	32	19	28	30	/	/	32	19	28	30
	広域利用による提供体制確保																															
	提供体制確保の状況	667	-	307	95	27	33	685	-	342	91	-1	24	696	-	363	86	-9	-2	720	-	387	80	-19	-4	705	-	366	76	-26	-6	

	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度							
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号								
		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳		2歳	幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳		1歳	2歳	幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外		0歳	1歳	2歳	幼児期の 学校の 利用希望 が強い		左記以 外	0歳	1歳	2歳	幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		
本 庄 市	量の見込み	282	1,058		66	273	279	278	1,041		65	269	288	271	1,015		64	266	284	266	997		64	263	281	267	1,000		63	260	277	
	提供体制	629	-	1,058	185	267	310	550	-	1,041	188	275	318	550	-	1,015	188	275	318	550	-	997	188	275	318	550	-	1,000	188	275	318	
	うち特定教育・保育施設	324		1,234	183	265	308	350		1,264	186	273	316	350		1,264	186	273	316	350		1,264	186	273	316	350		1,264	186	273	316	
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	2	2	2	/	/	/	2	2	2	/	/	/	2	2	2	/	/	/	2	2	2	/	/	/	2	2	2	
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	広域利用による提供体制確保	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	提供体制確保の状況	347		176	119	-6	31	272		223	123	6	30	279		249	124	9	34	284		267	124	12	37	283		264	125	15	41	
東 松 山 市	量の見込み	973	811		147	276	312	915	763		147	272	306	906	755		147	261	294	861	718		147	264	298	864	720		147	268	303	
	提供体制	1,772	-	811	129	244	279	1,629	-	763	135	254	307	1,629	-	755	144	260	313	1,629	-	718	144	260	313	1,629	-	720	144	260	313	
	うち特定教育・保育施設	197		889	90	189	220	334		952	90	193	242	334		952	90	193	242	334		952	90	193	242	334		952	90	193	242	
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	33	49	53	/	/	/	39	55	59	/	/	/	48	61	65	/	/	/	48	61	65	/	/	/	48	61	65	
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/	12	6	6	/	/	/	12	6	6	/	/	/	12	6	6	/	/	/	12	6	6	/	/	/	12	6	6	
	広域利用による提供体制確保	10		27	3	7	9	10		27	3	7	9	10		27	3	7	9	10		27	3	7	9	10		27	3	7	9	
	提供体制確保の状況	809		117	-15	-25	-24	724		228	-9	-11	10	733		236	6	28	778		273	3	24	775		271			-1	19		
春 日 部 市	量の見込み	1,384	2,609		263	684	687	1,363	2,702		269	683	684	1,318	2,682		266	691	675	1,296	2,639		263	682	682	1,286	2,618		260	674	673	
	提供体制	3,280	849	2,254	407	675	786	3,280	849	2,254	407	675	786	3,280	849	2,254	407	675	786	3,280	849	2,254	407	675	786	3,280	849	2,254	407	675	786	
	うち特定教育・保育施設	240	849	2,030	269	502	612	240	849	2,030	269	502	612	240	849	2,030	269	502	612	240	849	2,030	269	502	612	240	849	2,030	269	502	612	
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	30	73	76	/	/	/	30	73	76	/	/	/	30	73	76	/	/	/	30	73	76	/	/	/	30	73	76	
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/	224	108	100	98	/	/	224	108	100	98	/	/	224	108	100	98	/	/	224	108	100	98	/	/	224	108	100	98
	広域利用による提供体制確保	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	提供体制確保の状況	1,896	66	428	144	-9	99	1,917	77	324	138	-8	102	1,962	103	318	141	-16	111	1,984	115	349	144	-7	104	1,994	121	364	147	1	113	
狭 山 市	量の見込み	910	1,529		136	402	493	883	1,498		136	406	439	841	1,442		133	410	414	794	1,375		133	405	449	774	1,353		132	399	444	
	提供体制	1,800	282	1,527	271	431	511	1,680	282	1,527	284	452	519	1,625	282	1,527	284	452	519	1,625	282	1,527	284	452	519	1,625	282	1,527	284	452	519	
	うち特定教育・保育施設	890	96	1,517	218	356	430	770	96	1,517	231	377	438	715	96	1,517	231	377	438	715	96	1,517	231	377	438	715	96	1,517	231	377	438	
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	43	63	67	/	/	/	43	63	67	/	/	/	43	63	67	/	/	/	43	63	67	/	/	/	43	63	67	
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/	10	10	12	14	/	/	10	10	12	14	/	/	10	10	12	14	/	/	10	10	12	14	/	/	10	10	12	14
	広域利用による提供体制確保	120		1		2	2	120		1		2	2	120		1		2	2	120		1		2	2	120		1		2	2	
	提供体制確保の状況	1,010	181	100	135	31	20	917	183	129	148	48	82	904	188	180	151	44	107	951	191	244	151	49	72	971	193	264	152	55	77	
羽 生 市	量の見込み	413	769		56	137	191	413	769		56	137	191	413	769		56	137	191	413	769		56	137	191	413	769		56	137	191	
	提供体制	395	-	769	55	133	186	395	-	769	55	133	186	395	-	769	55	133	186	395	-	769	55	133	186	395	-	769	55	133	186	
	うち特定教育・保育施設	270		752	55	133	186	270		752	55	133	186	270		752	55	133	186	270		752	55	133	186	270		752	55	133	186	
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	広域利用による提供体制確保	18		17	1	4	5	18		17	1	4	5	18		17	1	4	5	18		17	1	4	5	18		17	1	4	5	
	提供体制確保の状況	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	

	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度							
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号				
		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		
鴻巣市	量の見込み	1,070	1,087		105	342	413	1,070	1,087		105	342	413	1,070	1,087		105	342	413	1,070	1,087		105	342	413	1,070	1,087		105	342	413	
	提供体制	1,277	-	1,087	201	336	407	1,277	-	1,087	201	340	410	1,277	-	1,087	201	338	398	1,277	-	1,087	201	338	398	1,277	-	1,087	201	338	398	
	うち特定教育・保育施設	572	-	1,087	153	254	311	572	-	1,087	153	254	311	572	-	1,087	153	252	299	572	-	1,087	153	252	299	572	-	1,087	153	252	299	
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	48	82	90	/	/	/	48	86	93	/	/	/	48	86	93	/	/	/	48	86	93	/	/	/	48	86	93	
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				
	広域利用による提供体制確保																															
	提供体制確保の状況	207	-	218	96	-6	-6	207	-	218	96	-2	-3	207	-	218	96	-2	-3	207	-	218	116	92	-4	-15	207	-	218	116	92	-4
深谷市	量の見込み	711	2,021		320	533	607	677	1,959		325	534	626	646	1,904		331	539	624	613	1,828		331	545	627	602	1,795		336	542	632	
	提供体制	1,001	-	2,021	301	514	669	932	-	1,959	301	514	669	932	-	1,904	301	514	669	932	-	1,828	301	514	669	932	-	1,795	301	514	669	
	うち特定教育・保育施設	681	-	2,090	255	439	574	612	-	2,090	255	439	574	612	-	2,090	255	439	574	612	-	2,090	255	439	574	612	-	2,090	255	439	574	
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	41	55	68	/	/	/	41	55	68	/	/	/	41	55	68	/	/	/	41	55	68	/	/	/	41	55	68	
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/	59	5	20	27	/	/	59	5	20	27	/	/	59	5	20	27	/	/	59	5	20	27	/	/	59	5	20	27
	広域利用による提供体制確保																															
	提供体制確保の状況	290	-	128	-19	-19	62	255	-	190	-24	-20	43	286	-	245	-30	-25	45	319	-	321	-30	-31	42	330	-	354	-35	-28	37	
上尾市	量の見込み	2,279	2,216		309	749	872	2,258	2,208		319	781	837	2,196	2,185		312	784	858	2,177	2,166		318	792	865	2,149	2,159		322	798	875	
	提供体制	5,049	-	2,216	412	875	964	5,049	-	2,208	415	883	972	5,049	-	2,185	418	900	989	5,049	-	2,166	412	900	989	5,049	-	2,159	412	894	998	
	うち特定教育・保育施設	514	-	2,366	278	584	673	514	-	2,366	278	584	673	514	-	2,366	278	584	673	514	-	2,366	272	584	673	514	-	2,366	272	569	673	
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	77	214	209	/	/	/	80	222	217	/	/	/	83	239	234	/	/	/	83	239	234	/	/	/	83	248	243	
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	0	125	57	77	82	/	0	125	57	77	82	/	0	125	57	77	82	/	0	125	57	77	82	/	0	125	57	77	82
	広域利用による提供体制確保	103	-	83	13	15	21	104	-	82	13	15	20	103	-	85	13	15	20	103	-	84	13	15	24	102	-	83	13	15	20	
	提供体制確保の状況	2,873	-	358	116	141	113	2,895	-	365	109	117	155	2,956	-	391	119	131	151	2,975	-	409	107	123	148	3,002	-	415	103	111	143	
草加市	量の見込み	2,380	2,068		317	865	794	2,272	2,040		347	779	837	2,172	2,035		337	846	748	1,984	1,923		346	825	815	1,913	1,926		354	848	792	
	提供体制	4,604	-	2,227	368	690	939	4,604	-	2,227	368	690	939	4,604	-	2,227	368	690	939	4,604	-	2,227	368	690	939	4,604	-	2,227	368	690	939	
	うち特定教育・保育施設	819	-	2,162	227	481	710	819	-	2,162	227	481	710	819	-	2,162	227	481	710	819	-	2,162	227	481	710	819	-	2,162	227	481	710	
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	116	173	189	/	/	/	116	173	189	/	/	/	116	173	189	/	/	/	116	173	189	/	/	/	116	173	189	
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/	3			/	/	/	3			/	/	/	3			/	/	/	3			/	/	/	3			
	広域利用による提供体制確保																															
	提供体制確保の状況	2,224	-	159	51	-175	145	2,332	-	187	21	-89	102	2,432	-	192	31	-156	191	2,620	-	304	22	-135	124	2,691	-	301	14	-158	147	
越谷市	量の見込み	3,730	3,144		357	1,001	1,339	3,644	3,063		354	1,081	1,158	3,492	2,926		351	1,069	1,255	3,428	2,864		348	1,057	1,245	3,370	2,808		346	1,047	1,237	
	提供体制	5,231	-	4,455	518	1,083	1,346	5,231	-	4,455	518	1,083	1,346	5,231	-	4,455	518	1,083	1,346	5,231	-	4,455	518	1,083	1,346	5,231	-	4,455	518	1,083	1,346	
	うち特定教育・保育施設	1,116	-	3,300	292	630	885	1,116	-	3,300	292	630	885	1,116	-	3,300	292	630	885	1,116	-	3,300	292	630	885	1,116	-	3,300	292	630	885	
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	226	453	461	/	/	/	226	453	461	/	/	/	226	453	461	/	/	/	226	453	461	/	/	/	226	453	461	
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				
	広域利用による提供体制確保																															
	提供体制確保の状況	1,501	-	1,311	161	82	7	1,587	-	1,392	164	2	188	1,739	-	1,529	167	14	91	1,803	-	1,591	170	26	101	1,861	-	1,647	172	36	109	

	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度											
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号												
		幼児期の 学校教育の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳		2歳	幼児期の 学校教育の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳		1歳	2歳	幼児期の 学校教育の 利用希望 が強い	左記以 外		0歳	1歳	2歳	幼児期の 学校教育の 利用希望 が強い		左記以 外	0歳	1歳	2歳	幼児期の 学校教育の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳						
歳市	量の見込み	257	1,006		103	252	321	224	1,009		107	256	309	203	1,020		111	260	315	190	1,034		115	263	313	190	1,034		115	263	313					
	提供体制	257	230	776	842	137	294	324	224	224	842	137	294	324	203	226	842	137	294	324	190	235	799	842	137	294	324	190	235	799	842	137	294	324		
	うち特定教育・保育施設				842	87	192	213			842	87	192	213			842	87	192	213			842	87	192	213			842	87	192	213				
	うち特定地域型保育事業					44	90	93				44	90	93				44	90	93				44	90	93				44	90	93				
	うち認可外(地方単独事業)																																			
	広域利用による提供体制確保																																			
	提供体制確保の状況				66	34	42	3			57	30	38	15			48	26	34	9			43	22	31	11			43	22	31	11				
戸田市	量の見込み	1,386	1,804		224	571	596	1,279	1,664		226	640	616	1,249	1,626		227	645	689	1,272	1,655		229	650	695	1,337	1,741		230	655	699					
	提供体制	2,588	-	1,804	2,200	340	643	733	2,588	-	1,664	2,200	328	643	733	2,588	-	1,626	2,200	328	645	733	2,588	-	1,655	2,200	328	650	733	2,588	-	1,741	2,200	328	655	733
	うち特定教育・保育施設	223			2,200	285	549	636	223			2,200	273	549	636	223			2,200	273	551	636	223			2,200	273	556	636	223			2,200	273	561	636
	うち特定地域型保育事業					51	88	91				51	88	91				51	88	91				51	88	91				51	88	91				
	うち認可外(地方単独事業)					4	6	6				4	6	6				4	6	6				4	6	6				4	6	6				
	広域利用による提供体制確保																																			
	提供体制確保の状況	1,202			396	116	72	137	1,309			536	102	3	117	1,339			574	101			44	1,316			545	99		38	1,251			459	98	34
入間市	量の見込み	845	1,651		167	345	405	792	1,547		167	348	409	750	1,466		167	351	412	724	1,415		168	344	404	724	1,415		168	337	395					
	提供体制	1,549	329	1,322	1,605	185	342	403	1,549	308	1,239	1,605	185	342	403	1,476	550	1,644	191	354	415	1,476	550	1,644	191	354	415	1,476	550	1,644	191	354	415			
	うち特定教育・保育施設	120			1,605	154	297	354	120			1,605	154	297	354	120			1,644	160	309	366	192			1,644	160	309	366	192			1,644	160	309	366
	うち特定地域型保育事業					30	44	48				30	44	48				30	44	48				30	44	48				30	44	48				
	うち認可外(地方単独事業)					1	1	1				1	1	1				1	1	1				1	1	1				1	1	1				
	広域利用による提供体制確保																																			
	提供体制確保の状況	704	284	283	18	-3	-2	757	305	366	18	-6	-6	726	258	470	24	3	3	752	268	511	23	10	11	752	268	511	23	17	20					
朝霞市	量の見込み	1,447	2,360		275	763	837	1,393	2,315		263	740	824	1,352	2,272		252	718	810	1,369	2,235		242	697	797	1,368	2,198		232	676	785					
	提供体制	1,447	378	2,121	350	691	766	1,393	378	2,166	350	697	775	1,352	378	2,166	350	697	775	1,369	378	2,166	350	697	775	1,368	378	2,166	350	697	775					
	うち特定教育・保育施設	8		2,121	244	487	542	8		2,166	244	499	557	8		2,166	244	499	557	8		2,166	244	499	557	8		2,166	244	499	557					
	うち特定地域型保育事業				83	179	199				83	173	193				83	173	193				83	173	193				83	173	193					
	うち認可外(地方単独事業)				23	25	25				23	25	25				23	25	25				23	25	25				23	25	25					
	広域利用による提供体制確保	36		40	19	19	18	36		40	19	19	18	36		40	19	19	18	36		40	19	19	18	36		40	19	19	18					
	提供体制確保の状況	36	239	-60	94	-53	-53	36	244	25	106	-24	-31	36	248	64	117	-2	-17	36	247	102	127	19	-4	36	247	139	137	40	8					
志木市	量の見込み	890	765		156	292	316	820	763		162	311	315	765	768		166	319	331	735	793		171	327	337	702	813		175	347	342					
	提供体制	1,424	-	765	914	198	344	386	1,424	-	763	808	180	318	355	1,424	-	768	808	180	318	355	1,424	-	793	864	186	323	365	1,424	-	813	864	186	323	365
	うち特定教育・保育施設	374			914	167	279	318	374			808	149	253	288	374			808	149	253	288	374			864	155	258	298	374			864	155	258	298
	うち特定地域型保育事業					31	65	68				31	65	67				31	65	67				31	65	67				31	65	67				
	うち認可外(地方単独事業)																																			
	広域利用による提供体制確保				14		1	3			13			1			11			2			10			2			9			2				
	提供体制確保の状況	534			163	42	53	73	604			58	18	7	41	659			51	14	-1	26	689			81	15	-2	28	722			60	11	-24	25

	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳	
和光市	量の見込み	512	1,436		145	376	433	481	1,355		154	399	431	473	1,328		155	411	455	461	1,300		156	422	461	469	1,324		147	416	471
			502	934					474	881					466	862				461	458	842			469	467	857				
	提供体制	725	502	1,026	221	423	465	725	474	1,026	221	423	465	725	466	1,026	221	423	465	725	458	1,026	221	423	465	725	467	1,026	221	423	465
	うち特定教育・保育施設	455	202	986	117	223	249	455	202	986	117	223	249	455	202	986	117	223	249	455	202	986	117	223	249	455	202	986	117	223	249
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	91	187	202	/	/	/	91	187	202	/	/	/	91	187	202	/	/	/	91	187	202	/	/	/	91	187	202
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	40	13	13	14	/	/	40	13	13	14	/	/	40	13	13	14	/	/	40	13	13	14	/	/	40	13	13	14
	広域利用による提供体制確保																														
提供体制確保の状況	213		92	76	47	32	244		145	67	24	34	252		164	66	12	10	264		184	65	1	4	256		169	74	7	-6	
新座市	量の見込み	1,524	1,791		197	631	628	1,452	1,707		196	575	683	1,456	1,712		195	573	623	1,401	1,647		194	571	621	1,396	1,641		193	571	618
			-	1,791					-	1,707					-	1,712				1,401	-	1,647			1,396	-	1,641				
	提供体制	2,495		1,921	290	565	685	2,495		1,918	288	549	669	2,495		1,916	288	549	669	2,495		1,911	288	549	669	2,495		1,911	288	549	669
	うち特定教育・保育施設	885		1,920	230	434	529	885		1,917	228	434	531	885		1,915	228	434	531	885		1,910	228	434	531	885		1,910	228	434	531
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	56	125	149	/	/	/	56	109	131	/	/	/	56	109	131	/	/	/	56	109	131	/	/	/	56	109	131
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	1	4	6	7	/	/	1	4	6	7	/	/	1	4	6	7	/	/	1	4	6	7	/	/	1	4	6	7
	広域利用による提供体制確保																														
提供体制確保の状況	971		130	93	-66	57	1,043		211	92	-26	-14	1,039		204	93	-24	46	1,094		264	94	-22	48	1,099		270	95	-22	51	
桶川市	量の見込み	827	645		92	216	246	801	634		92	212	249	809	640		91	212	249	804	637		90	210	243	797	631		89	208	242
			-	645					-	634					-	640				804	-	637			797	-	631				
	提供体制	1,275		685	107	234	276	1,275		685	99	227	266	1,275		685	99	227	266	1,275		685	99	227	266	1,275		685	99	227	266
	うち特定教育・保育施設	435		685	89	188	245	435		685	85	184	238	435		685	85	184	238	435		685	85	184	238	435		685	85	184	238
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	18	46	31	/	/	/	14	43	28	/	/	/	14	43	28	/	/	/	14	43	28	/	/	/	14	43	28
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/			
	広域利用による提供体制確保																														
提供体制確保の状況	448		40	15	18	30	474		51	7	15	17	466		45	8	15	17	471		48	9	17	23	478		54	10	19	24	
久喜市	量の見込み	1,369	1,576		130	437	504	1,320	1,598		129	439	501	1,261	1,603		127	442	499	1,203	1,609		125	443	496	1,147	1,613		124	445	494
			-	1,576					-	1,598					-	1,603				1,203	-	1,609			1,147	-	1,613				
	提供体制	1,753		1,638	227	449	521	1,753		1,638	227	449	521	1,753		1,638	227	449	521	1,753		1,638	227	449	521	1,753		1,638	227	449	521
	うち特定教育・保育施設	1,593		1,638	180	365	434	1,593		1,638	180	365	434	1,593		1,638	180	365	434	1,593		1,638	180	365	434	1,593		1,638	180	365	434
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	47	84	87	/	/	/	47	84	87	/	/	/	47	84	87	/	/	/	47	84	87	/	/	/	47	84	87
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/			
	広域利用による提供体制確保																														
提供体制確保の状況	384		62	97	12	17	433		40	98	10	20	492		35	100	7	22	550		29	102	6	25	606		25	103	4	27	
北本市	量の見込み	430	780		54	165	210	415	770		54	180	195	385	755		53	185	210	365	740		53	185	215	360	730		53	185	215
			200	580					190	580					180	575				365	170	570			360	170	560				
	提供体制	640	200	617	75	180	215	650	190	617	80	200	228	660	180	617	80	200	228	670	170	617	80	200	228	670	170	617	80	200	228
	うち特定教育・保育施設	420	140	617	60	144	178	430	130	617	62	156	183	440	120	617	62	156	183	450	110	617	62	156	183	450	110	617	62	156	183
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	15	36	37	/	/	/	18	44	45	/	/	/	18	44	45	/	/	/	18	44	45	/	/	/	18	44	45
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/			
	広域利用による提供体制確保																														
提供体制確保の状況	210		37	21	15	5	235		37	26	20	33	275		42	27	15	18	305		47	27	15	13	310		57	27	15	13	

	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		幼児期の 学校の 利用希望が 強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望が 強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望が 強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望が 強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望が 強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳	
八潮市	量の見込み	1,024	933		193	338	372	851	1,049		193	342	377	851	1,049		193	342	377	851	1,049		193	342	377	851	1,049		193	342	377
	提供体制	1,455	-	933	190	316	350	1,175	-	1,049	199	338	372	1,175	-	1,049	193	342	377	1,175	-	1,049	193	342	377	1,175	-	1,049	193	342	377
	うち特定教育・保育施設	1,455		1,012	124	216	243	1,175		1,134	133	238	265	1,175		1,146	127	242	270	1,175		1,146	127	242	270	1,175		1,146	127	242	270
	うち特定地域型保育事業				66	100	107				66	100	107				66	100	107				66	100	107				66	100	107
	うち認可外(地方単独事業)																														
	広域利用による提供体制確保																														
	提供体制確保の状況	431		79	-3	-22	-22	324		85	6	-4	-5	324		97				-1	324		97				324		97		
富士見市	量の見込み	972	1,305		157	413	449	884	1,284		161	403	465	812	1,279		164	408	462	748	1,279		167	411	468	707	1,314		169	415	472
	提供体制	1,706	-	1,305	198	397	468	1,706	-	1,284	198	397	468	1,706	-	1,279	198	415	488	1,706	-	1,279	198	415	488	1,706	-	1,314	198	415	488
	うち特定教育・保育施設	1,116		1,326	169	319	385	1,116		1,326	169	319	385	1,116		1,326	169	319	385	1,116		1,326	169	319	385	1,116		1,326	169	319	385
	うち特定地域型保育事業				24	71	76				24	71	76				24	89	96				24	89	96				24	89	96
	うち認可外(地方単独事業)			7	5	7	7			7	5	7	7			7	5	7	7			7	5	7	7			7	5	7	7
	広域利用による提供体制確保	209		35	2	11	10	199		33	2	11	10	192		32	2	11	10	186		31	2	11	10	185		31	2	11	10
	提供体制確保の状況	943		63	43	-5	29	1,021		82	39	5	13	1,086		86	36	18	36	1,144		85	33	15	30	1,184		50	31	11	26
三郷市	量の見込み	1,336	1,954		197	481	572	1,208	1,776		195	481	572	1,135	1,699		193	478	567	1,098	1,659		191	473	561	1,130	1,711		189	468	556
	提供体制	2,781	460	1,702	233	481	572	2,781	416	1,712	230	481	572	2,781	412	1,712	230	481	572	2,781	412	1,712	230	474	570	2,781	429	1,712	230	474	570
	うち特定教育・保育施設	636	53	1,702	218	411	496	636	53	1,712	215	411	496	636	53	1,712	215	411	496	636	53	1,712	215	413	504	636	53	1,712	215	413	504
	うち特定地域型保育事業				12	64	69				12	64	69				12	64	69				12	55	59				12	55	59
	うち認可外(地方単独事業)				3	6	7				3	6	7				3	6	7				3	6	7				3	6	7
	広域利用による提供体制確保																														
	提供体制確保の状況	1,445		208	36			1,573		352	35			1,646		425	37	3	5	1,683		465	39	1	9	1,651		430	41	6	14
蓮田市	量の見込み	562	611		108	223	211	562	610		108	223	212	561	609		108	223	212	561	609		108	223	212	561	609		108	223	212
	提供体制	986	135	482	102	199	200	846	165	482	102	211	210	846	165	542	108	223	222	846	165	542	108	223	222	846	165	542	108	223	222
	うち特定教育・保育施設	291	135	482	66	126	153	326	165	482	66	136	163	326	165	542	72	148	175	326	165	542	72	148	175	326	165	542	72	148	175
	うち特定地域型保育事業				23	42	41				23	42	41				23	42	41				23	42	41				23	42	41
	うち認可外(地方単独事業)																														
	広域利用による提供体制確保																														
	提供体制確保の状況	424	34	-28	-6	-24	-11	284	64	-27	-6	-12	-2	285	64	34			10	285	64	34			10	285	64	34			10
坂戸市	量の見込み	804	910		165	245	327	766	922		157	262	296	715	947		150	255	317	695	927		142	252	309	681	913		134	248	305
	提供体制	1,395	-	910	135	217	282	1,395	-	922	135	217	282	1,067	-	947	135	237	317	1,067	-	927	135	237	317	1,067	-	913	135	237	317
	うち特定教育・保育施設	580		1,056	86	162	220	580		1,056	86	162	220	787		1,185	86	182	255	787		1,185	86	182	255	787		1,185	86	182	255
	うち特定地域型保育事業				49	55	62				49	55	62				49	55	62				49	55	62				49	55	62
	うち認可外(地方単独事業)																														
	広域利用による提供体制確保																														
	提供体制確保の状況	591		146	-30	-28	-45	629		134	-22	-45	-14	352		238	-15	-18		372		258	-7	-15	8	386		272	1	-11	12

	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度								
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号					
		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳			
幸手市	量の見込み	603	226		39	84	81	603	225		40	83	82	588	218		40	82	83	588	218		42	83	80	588	218		42	83	80		
	提供体制	889	39	239	42	82	138	889	39	239	42	82	138	889	39	239	42	82	138	889	39	239	42	82	138	889	39	239	42	82	138		
	うち特定教育・保育施設	114	39	239	36	76	90	114	39	239	36	76	90	114	39	239	36	76	90	114	39	239	36	76	90	114	39	239	36	76	90		
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	6	6	6	/	/	/	6	6	6	/	/	/	6	6	6	/	/	/	6	6	6	/	/	/	6	6	6		
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/			42	/	/	/			42	/	/	/			42	/	/	/			42	/	/	/			42		
	広域利用による提供体制確保																																
	提供体制確保の状況	286	-4	56	3	-2	57	286	-3	56	2	-1	56	301	1	59	2		55	301	1	59		-1	58	301	1	59		-1	58		
鶴ヶ島市	量の見込み	390	890		115	153	293	365	888		121	166	288	343	892		121	173	311	323	898		122	180	322	307	914		122	188	333		
	提供体制	1,458	282	608	628	113	178	298	1,089	281	733	120	188	318	1,089	282	733	120	188	318	1,089	283	615	733	120	188	318	1,089	287	733	126	194	325
	うち特定教育・保育施設	103		628	67	141	189	214		733	74	151	209	214		733	74	151	209	214		733	74	151	209	214		733	74	151	209		
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	24	37	41	/	/	/	24	37	41	/	/	/	24	37	41	/	/	/	24	37	41	/	/	/	30	43	48		
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/			68	/	/	/			68	/	/	/			68	/	/	/			68	/	/	/	22		68		
	広域利用による提供体制確保	156						156						156						156						156						8	
	提供体制確保の状況	1,224		20	-2	25	5	880		126	-1	22	30	902		123	-1	15	7	922		118	-2	8	-4	938		106	4	6			
日高市	量の見込み	348	488		35	113	139	341	479		35	112	137	319	448		35	114	140	307	431		35	114	139	305	428		36	114	140		
	提供体制	580		636	59	135	156	580		636	59	135	156	580		636	59	128	152	580		636	59	128	152	580		636	59	128	152		
	うち特定教育・保育施設	420		636	55	127	144	420		636	55	127	144	420		636	55	120	140	420		636	55	120	140	420		636	55	120	140		
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	4	8	12	/	/	/	4	8	12	/	/	/	4	8	12	/	/	/	4	8	12	/	/	/	4	8	12		
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/					
	広域利用による提供体制確保																																
	提供体制確保の状況	232		148	24	22	17	239		157	24	23	19	261		79	24	14	12	273		96	24	14	13	275		99	23	14	12		
吉川市	量の見込み	859	825		95	248	310	798	768		96	267	320	762	737		97	270	345	778	756		98	275	339	807	768		99	273	339		
	提供体制	1,732		885	112	290	347	1,732		885	112	290	347	1,732		885	112	290	347	1,732		885	112	290	347	1,732		885	112	290	347		
	うち特定教育・保育施設	187		881	83	211	262	187		881	83	211	262	187		881	83	211	262	187		881	83	211	262	187		881	83	211	262		
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	18	56	64	/	/	/	18	56	64	/	/	/	18	56	64	/	/	/	18	56	64	/	/	/	18	56	64		
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/	4	11	23	21	/	/	4	11	23	21	/	/	4	11	23	21	/	/	4	11	23	21	/	/	4	11	23	21	
	広域利用による提供体制確保																																
	提供体制確保の状況	873		60	17	42	37	934		117	16	23	27	970		148	15	20	2	954		129	14	15	8	925		117	13	17	8		
ふじみ野市	量の見込み	1,015	1,225		164	380	377	958	1,155		162	389	392	913	1,101		160	384	401	894	1,078		158	380	397	908	1,095		156	376	393		
	提供体制	1,890		1,539	227	385	474	1,890		1,539	227	385	474	1,890		1,539	227	385	474	1,890		1,539	227	385	474	1,890		1,539	227	385	474		
	うち特定教育・保育施設	385		1,436	197	338	402	385		1,436	197	338	402	385		1,436	197	338	402	385		1,436	197	338	402	385		1,436	197	338	402		
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	15	29	33	/	/	/	15	29	33	/	/	/	15	29	33	/	/	/	15	29	33	/	/	/	15	29	33		
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/	103	15	18	39	/	/	103	15	18	39	/	/	103	15	18	39	/	/	103	15	18	39	/	/	103	15	18	39	
	広域利用による提供体制確保																																
	提供体制確保の状況	875		314	63	5	97	932		384	65	-4	82	977		438	67	1	73	996		461	69	5	77	982		444	71	9	81		

	令和7年度						令和8年度					令和9年度					令和10年度					令和11年度									
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳	
白岡市	量の見込み	340	796		84	179	172	326	763		86	186	191	324	763		88	184	198	321	741		90	185	196	333	830		92	185	200
			285	511					229	534					207	556					185	556				170	660				
	提供体制	1,160	300	468	71	156	164	1,160	300	468	71	156	167	960	220	582	83	164	178	850	185	696	92	188	204	510	170	844	95	197	212
	うち特定教育・保育施設			454	47	98	105			454	47	98	108	120		568	59	106	119	290		682	68	130	145	510		830	68	130	145
	うち特定地域型保育事業				21	46	47				21	46	47				21	46	47				21	46	47				24	55	55
	うち認可外(地方単独事業)			14	3	12	12			14	3	12	12			14	3	12	12			14	3	12	12			14	3	12	12
	広域利用による提供体制確保																														
提供体制確保の状況	820	15	-43	-13	-23	-8	834	71	-66	-15	-30	-24	636	13	26	-5	-20	-20	529		140	2	3	8	177		184	3	12	12	
伊奈町	量の見込み	423	381		58	125	125	398	359		58	127	134	405	365		59	128	136	399	360		60	128	137	410	370		61	131	137
			-	381					-	359					-	365					-	360					-	370			
	提供体制	797		432	66	132	147	797		432	66	132	147	797		432	66	132	147	797		432	66	132	147	797		432	66	132	147
	うち特定教育・保育施設	277		432	57	108	123	277		432	57	108	123	277		432	57	108	123	277		432	57	108	123	277		432	57	108	123
	うち特定地域型保育事業				9	24	24				9	24	24				9	24	24				9	24	24				9	24	24
	うち認可外(地方単独事業)																														
	広域利用による提供体制確保																														
提供体制確保の状況	374		51	8	7	22	399		73	8	5	13	392		67	7	4	11	398		72	6	4	10	387		62	5	1	10	
三方町	量の見込み	442	312		39	103	97	412	291		38	104	105	381	269		37	102	106	362	255		36	101	103	369	261		36	99	101
			-	312					-	291					-	269					-	255					-	261			
	提供体制	825		358	65	104	120	825		358	65	104	120	825		358	65	104	120	825		358	65	104	120	825		358	65	104	120
	うち特定教育・保育施設	370		358	56	85	101	370		358	56	85	101	370		358	56	85	101	370		358	56	85	101	370		358	56	85	101
	うち特定地域型保育事業				9	19	19				9	19	19				9	19	19				9	19	19				9	19	19
	うち認可外(地方単独事業)																														
	広域利用による提供体制確保																														
提供体制確保の状況	383		46	26	1	23	413		67	27		15	444		89	28	2	14	463		103	29	3	17	456		97	29	5	19	
毛呂山町	量の見込み	103	262		40	65	77	101	258		40	64	75	100	254		39	61	72	98	250		39	60	71	97	246		39	59	68
			45	217					45	213					45	209					45	205					45	201			
	提供体制	265	56	216	42	75	87	265	56	216	42	75	87	265	56	216	42	75	87	265	56	216	42	75	87	265	56	216	42	75	87
	うち特定教育・保育施設	265	56	216	39	69	81	265	56	216	39	69	81	265	56	216	39	69	81	265	56	216	39	69	81	265	56	216	39	69	81
	うち特定地域型保育事業				3	6	6				3	6	6				3	6	6				3	6	6				3	6	6
	うち認可外(地方単独事業)																														
	広域利用による提供体制確保																														
提供体制確保の状況	162	11	-1	2	10	10	164	11	3	2	11	12	165	11	7	3	14	15	167		11	11	3	15	16	168	11	15	3	16	19
越生町	量の見込み	28	112		10	20	18	23	92		10	22	23	23	92		10	22	25	23	92		10	22	25	24	96		10	22	25
			28	84					23	69					23	69					23	69					24	72			
	提供体制	60		98	13	22	27	60		98	13	22	27	60		98	13	22	27	60		98	13	22	27	60		98	13	22	27
	うち特定教育・保育施設	60		98	13	22	27	60		98	13	22	27	60		98	13	22	27	60		98	13	22	27	60		98	13	22	27
	うち特定地域型保育事業																														
	うち認可外(地方単独事業)																														
	広域利用による提供体制確保																														
提供体制確保の状況	32	-28	14	3	2	9	37	-23	29	3		4	37	-23	29	3		2	37	-23	29	3		2	36	-24	26	3		2	

	令和7年度					令和8年度					令和9年度					令和10年度					令和11年度																
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号													
		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳		2歳	幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳		1歳	2歳	幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外		0歳	1歳	2歳	幼児期の 学校の 利用希望 が強い		左記以 外	0歳	1歳	2歳	幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳							
滑川町	量の見込み	172	361		38	91	90	163	343		38	90	92	144	305		38	91	92	135	288		37	96	93	130	279		39	94	94						
	提供体制	200	-	361				200	-	343				200	-	305				200	-	288				200	-	279									
	うち特定教育・保育施設	200		369	49	88	110	200		369	49	88	110	200		369	49	88	110	200		369	49	88	110	200		369	49	88	110						
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/							
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	6				/	/	6				/	/	6	1	2	2	/	/	6	1	2	2	/	/	6	1	2	2						
	広域利用による提供体制確保			15		5	5			12		5	5			10		5	3			8		4	3			5		4	3						
	提供体制確保の状況	28		29	11	2	25	37		44	11	3	23	56		80	12	4	23	65		95	13	-2	22	70		101	11		21						
嵐山町	量の見込み	74	169		49	40	37	70	159		47	36	49	71	163		47	35	43	63	143		46	35	43	66	150		45	34	42						
	提供体制	130	35	134	185	21	32	34	130	33	126	165	21	32	34	130	33	130	165	21	32	34	130	29	114	165	21	32	34	130	31	119	165	21	32	34	
	うち特定教育・保育施設	130		185	19	31	32	130		165	19	31	32	130		165	19	31	32	130		165	19	31	32	130		165	19	31	32	130		165	19	31	32
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	2	1	2	/	/	/	2	1	2	/	/	/	2	1	2	/	/	/	2	1	2	/	/	/	2	1	2	/	/	2	1	2	
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/			
	広域利用による提供体制確保	27		14	2	2	2	27		14	2	2	2	27		14	2	2	2	27		14	2	2	2	27		14	2	2	2	27		14	2	2	
	提供体制確保の状況	83	-35	65	-26	-6	-1	87	-33	53	-24	-2	-13	86	-33	49	-24	-1	-7	94	-29	65	-23	-1	-7	91	-31	60	-22			-6					
小川町	量の見込み	79	195		23	62	69	79	194		23	65	66	72	178		23	62	69	70	173		23	58	66	68	170		23	56	62						
	提供体制	150	-	195	305	23	61	69	150	-	194	225	23	64	66	150	-	178	225	23	61	69	150	-	173	225	23	61	69	150	-	170	225	23	61	69	
	うち特定教育・保育施設	150		305	23	61	69	150		225	23	64	66	150		225	23	61	69	150		225	23	61	69	150		225	23	61	69	150		225	23	61	69
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/				
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/				
	広域利用による提供体制確保			10	1	1	1			10	1	1	1			10	1	1	1			10	1	1	1			10	1	1	1						
	提供体制確保の状況	71		120	1			71		41	1			78		57	1			80		62	1	4	4	82		65	1	6	8						
川島町	量の見込み	96	222		19	37	32	78	180		18	35	45	75	171		17	33	42	75	172		17	32	41	72	167		16	31	39						
	提供体制	110	-	222	235	18	54	72	110	-	180	235	18	54	72	110	-	171	235	18	54	72	110	-	172	235	18	54	72	110	-	167	235	18	54	72	
	うち特定教育・保育施設	110		235	18	52	70	110		235	18	52	70	110		235	18	52	70	110		235	18	52	70	110		235	18	52	70	110		235	18	52	70
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	2	2		/	/	/	2	2		/	/	/	2	2		/	/	/	2	2		/	/	/	2	2		/	/	2	2		
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/				
	広域利用による提供体制確保	20		15	2	3	4	20		15	2	3	4	20		15	2	3	4	20		15	2	3	4	20		15	2	3	4	20		15	2	3	4
	提供体制確保の状況	34		28	1	20	44	52		70	2	22	31	55		79	3	24	34	55		78	3	25	35	58		83	4	26	37						
吉見町	量の見込み	105	150		15	31	54	95	150		15	32	55	93	150		15	31	54	85	150		15	30	52	85	150		15	30	50						
	提供体制	160	-	150	168	15	31	50	160	-	150	168	15	31	50	160	-	150	168	15	31	50	160	-	150	168	15	31	50	160	-	150	168	15	31	50	
	うち特定教育・保育施設	160		168	15	31	50	160		168	15	31	50	160		168	15	31	50	160		168	15	31	50	160		168	15	31	50	160		168	15	31	50
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/				
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/				
	広域利用による提供体制確保	52		9	1	3	7	52		9	1	3	7	52		9	1	3	7	52		9	1	3	7	52		9	1	3	7	52		9	1	3	7
	提供体制確保の状況	107		27	1	3	3	117		27	1	2	2	119		27	1	3	3	127		27	1	4	5	127		27	1	4	4	7					

	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度							
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号								
		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳		2歳	幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳		1歳	2歳	幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外		0歳	1歳	2歳	幼児期の 学校の 利用希望 が強い		左記以 外	0歳	1歳	2歳	幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		
鳩山町	量の見込み	51	85		17	31	29	49	82		17	29	32	49	83		16	29	31	45	76		15	28	31	46	78		15	26	29	
	提供体制	120	7	91	18	40	46	120	7	91	18	40	46	120	7	91	18	40	46	120	7	91	18	40	46	120	7	91	18	40	46	
	うち特定教育・保育施設	120	7	91	14	36	42	120	7	91	14	36	42	120	7	91	14	36	42	120	7	91	14	36	42	120	7	91	14	36	42	
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	4	4	4	/	/	/	4	4	4	/	/	/	4	4	4	/	/	/	4	4	4	/	/	/	4	4	4	
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				
	広域利用による提供体制確保	20		2	1	2	2	20		2	1	2	2	20		2	1	2	2	20		2	1	2	2	20		2	1	2	2	
	提供体制確保の状況	89		15	2	11	19	91		18	2	13	16	91		17	3	13	17	95		42	4	14	17	94		22	4	16	19	
ときがわ町	量の見込み	12	114		15	17	34	11	105		15	16	32	12	109		14	16	30	11	104		13	15	29	11	99		12	14	27	
	提供体制	80	20	209	17	22	42	80	20	209	17	22	42	80	20	209	17	22	42	80	20	209	17	22	42	80	20	209	17	22	42	
	うち特定教育・保育施設	80	20	209	17	22	42	80	20	209	17	22	42	80	20	209	17	22	42	80	20	209	17	22	42	80	20	209	17	22	42	
	うち特定地域型保育事業	/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				
	広域利用による提供体制確保			2						2						2						2						2				
	提供体制確保の状況	68	8	109	2	5	8	69	9	117	2	6	10	68	8	114	3	6	12	69	9	118	4	7	13	69	9	123	5	8	15	
横瀬町	量の見込み	67	81		3	21	21	66	75		3	25	17	71	73		3	27	18	63	61		3	29	17	63	57		3	30	16	
	提供体制	60	4	138	11	38	39	60	4	138	11	38	39	60	4	138	11	38	39	60	4	138	11	38	39	60	4	138	11	38	39	
	うち特定教育・保育施設	60	4	138	11	38	39	60	4	138	11	38	39	60	4	138	11	38	39	60	4	138	11	38	39	60	4	138	11	38	39	
	うち特定地域型保育事業	/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				
	広域利用による提供体制確保	17		10	1	8	8	17		10	1	8	8	17		10	1	8	8	17		10	1	8	8	17		10	1	8	8	
	提供体制確保の状況	10		71	9	25	26	11		77	9	21	30	6		79	9	19	29	14		1	90	9	17	30	14		1	94	9	16
皆野町	量の見込み	38	88		10	3	12	35	80		10	4	10	29	66		9	4	14	25	58		9	4	13	26	60		9	4	13	
	提供体制	196		111	12	27	30	196		111	12	27	30	196		111	12	27	30	196		111	12	27	30	196		111	12	27	30	
	うち特定教育・保育施設	196		95	10	22	23	196		95	10	22	23	196		95	10	22	23	196		95	10	22	23	196		95	10	22	23	
	うち特定地域型保育事業	/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	16	2	5	7	/	/	16	2	5	7	/	/	16	2	5	7	/	/	16	2	5	7	/	/	16	2	5	7	
	広域利用による提供体制確保	7		12		7	6	7		12		7	6	7		12		7	6	7		12		7	6	7		12		7	6	
	提供体制確保の状況	165		35	2	31	24	168		43	2	30	26	174		57	3	30	22	178		65	3	30	23	177		63	3	30	23	
長瀬町	量の見込み	10	83		9	16	22	10	83		9	16	22	10	83		9	16	22	10	83		9	16	22	10	83		9	16	22	
	提供体制	10		62	2	7	21	9		59	2	7	20	8		55	2	6	19	7		52	2	6	18	6		48	2	5	17	
	うち特定教育・保育施設	10		62	2	7	21	9		59	2	7	20	8		55	2	6	19	7		52	2	6	18	6		48	2	5	17	
	うち特定地域型保育事業	/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				
	広域利用による提供体制確保																															
	提供体制確保の状況			-21	-7	-9	-1	-1		-24	-7	-9	-2	-2		-28	-7	-10	-3	-3		-31	-7	-10	-4	-4		-35	-7	-11	-5	

	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳	
小鹿野町	量の見込み	15	77		5	12	25	11	73		5	10	20	10	63		5	15	15	9	58		5	15	20	8	50		5	15	20
	提供体制	30	-	77	16	28	28	30	-	73	16	28	28	30	-	63	16	28	28	30	-	58	16	28	28	30	-	50	16	28	28
	うち特定教育・保育施設	30		110	10	25	25	30		110	10	25	25	30		110	10	25	25	30		110	10	25	25	30		110	10	25	25
	うち特定地域型保育事業	/	/	/			/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/	6	3	3	/	/	/	6	3	3	/	/	/	6	3	3	/	/	/	6	3	3	/	/	/	6	3	3
	広域利用による提供体制確保																														
	提供体制確保の状況	15		33	11	16	3	19		37	11	18	8	20		47	11	13	13	21		52	11	13	8	22		60	11	13	8
東秩父村	量の見込み	2	11		2	2	3	2	11		2	2	3	2	11		2	2	3	2	11		2	2	3	2	11		2	2	2
	提供体制		2	9	15	3	6	6		2	9	15	3	6	6		2	9	15	3	6	6		2	9	15	3	6	6	6	
	うち特定教育・保育施設			15	3	6	6			15	3	6	6			15	3	6	6			15	3	6	6			15	3	6	6
	うち特定地域型保育事業	/	/	/			/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/			
	広域利用による提供体制確保																														
	提供体制確保の状況	2		2	6	1	4	3	2		2	6	1	4	3	2		2	6	1	4	3	2		2	6	1	4	3	2	2
美里町	量の見込み	17	156		13	46	51	19	166		12	43	56	20	182		12	43	53	19	182		13	45	51	21	184		12	41	51
	提供体制	35	-	156	18	36	49	35	-	166	18	36	49	35	-	182	18	36	49	35	-	182	18	36	49	35	-	184	18	36	49
	うち特定教育・保育施設	35		197	18	36	49	35		197	18	36	49	35		197	18	36	49	35		197	18	36	49	35		197	18	36	49
	うち特定地域型保育事業	/	/	/			/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/			
	広域利用による提供体制確保	3		23	1	6	6	4		25	1	5	7	4		27	1	5	6	3		27	1	5	6	4		28	1	5	6
	提供体制確保の状況	21		64	6	-4	4	20		56	7	-2	19	19		42	7	-2	2	19		42	6	-4	4	18		41	7	7	4
神川町	量の見込み	28	133		25	50	48	24	118		25	47	54	26	123		24	45	50	24	118		23	45	49	24	119		22	43	48
	提供体制	27	17	116	22	46	43	23	15	76	22	44	50	25	16	80	21	42	47	23	15	76	20	42	46	23	15	77	19	40	45
	うち特定教育・保育施設	27	17	89	22	46	43	23	15	76	22	44	50	25	16	80	21	42	47	23	15	76	20	42	46	23	15	77	19	40	45
	うち特定地域型保育事業	/	/	/			/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/			
	広域利用による提供体制確保	1		27	3	4	5	1		27	3	3	4	1		27	3	3	3	1		27	3	3	3	1		27	3	3	3
	提供体制確保の状況																														
上里町	量の見込み	155	300		50	90	105	132	314		49	88	103	129	308		48	86	101	126	302		47	84	99	123	296		46	82	97
	提供体制	335	-	300	53	91	115	185	-	314	56	98	125	185	-	308	57	99	127	185	-	302	57	99	127	185	-	296	57	99	127
	うち特定教育・保育施設	30		381	53	91	115	120		411	56	98	125	120		417	57	99	127	120		417	57	99	127	120		417	57	99	127
	うち特定地域型保育事業	/	/	/			/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/				/	/	/			
	広域利用による提供体制確保	16		62	13	18	23	16		62	13	18	23	16		62	13	18	23	16		62	13	18	23	16		62	13	18	23
	提供体制確保の状況	196		143	16	19	33	69		159	20	28	45	72		171	22	31	49	75		177	23	33	51	78		183	24	35	53

	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度						
	1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号			
		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校の 利用希望 が強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳	
寄居町	量の見込み	200	379		51	108	126	200	379		51	108	126	200	379		51	108	126	200	379		51	108	126	200	379		51	108	126
	提供体制	280	80	385	51	108	126	280	80	385	51	108	126	280	80	385	51	108	126	280	80	385	51	108	126	280	80	385	51	108	126
	うち特定教育・保育施設			381	42	99	118			381	42	99	118			381	42	99	118			381	42	99	118			381	42	99	118
	うち特定地域型保育事業				6	6	6				6	6	6				6	6	6				6	6	6				6	6	6
	うち認可外(地方単独事業)			4	3	3	2			4	3	3	2			4	3	3	2			4	3	3	2			4	3	3	2
	広域利用による提供体制確保																														
	提供体制確保の状況	80		86				80		86				80		86				80		86				80		86			
宮代町	量の見込み	231	419		26	86	110	217	394		26	80	103	200	363		26	79	96	186	338		26	76	95	175	318		25	74	91
	提供体制	300	455	268	40	105	126	300	455	268	40	105	126	300	455	268	40	105	126	300	455	268	40	105	126	300	455	268	40	105	126
	うち特定教育・保育施設			268	30	80	102			268	30	80	102			268	30	80	102			268	30	80	102			268	30	80	102
	うち特定地域型保育事業				10	25	24				10	25	24				10	25	24				10	25	24				10	25	24
	うち認可外(地方単独事業)																														
	広域利用による提供体制確保			15	3	4	4			15	3	4	4			15	3	4	4			15	3	4	4			15	3	4	4
	提供体制確保の状況	69	314	5	17	23	20	83	322	22	17	29	27	100	333	42	17	30	34	114	341	59	17	33	35	125	348	72	18	35	39
杉戸町	量の見込み	342	320		30	93	105	316	312		28	89	94	289	301		27	86	90	255	283		26	85	88	223	265		24	81	85
	提供体制	985		370	39	94	106	985		370	39	94	106	985		370	39	94	106	985		370	39	94	106	985		370	39	94	106
	うち特定教育・保育施設	585		370	39	94	106	585		370	39	94	106	585		370	39	94	106	585		370	39	94	106	585		370	39	94	106
	うち特定地域型保育事業																														
	うち認可外(地方単独事業)																														
	広域利用による提供体制確保																														
	提供体制確保の状況	643		50	9	1	1	669		58	11	5	12	696		69	12	8	16	730		87	13	9	18	762		105	15	13	21
松伏町	量の見込み	190	236		18	57	58	171	224		18	58	56	152	212		18	60	54	134	199		19	61	51	115	188		19	62	49
	提供体制	410	26	238	24	65	78	410	22	238	24	65	78	410	18	238	24	65	78	410	13	238	24	65	78	410	9	238	24	65	78
	うち特定教育・保育施設	60		238	24	65	78	60		238	24	65	78	60		238	24	65	78	60		238	24	65	78	60		238	24	65	78
	うち特定地域型保育事業																														
	うち認可外(地方単独事業)																														
	広域利用による提供体制確保																														
	提供体制確保の状況	220		28	6	8	20	239		36	6	7	22	258		44	6	5	24	276		52	5	4	27	295		59	5	3	29

3. 教育・保育施設、地域型保育事業の「従事者数」

「2. 教育・保育施設、地域型保育事業の「量の見込み」と「提供体制」」の数値等から、保育教諭等の従事者数を推計

(単位:人)

	職種	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
県全体	保育教諭 1)	4,394	4,585	4,689	4,729	4,775
	保育士 2)	35,329	35,864	36,543	37,059	37,682
	幼稚園教諭 3)	5,035	4,905	4,825	4,801	4,760
	家庭的保育者 家庭的保育補助者 4)	26	25	25	25	25

- 1) 幼保連携型認定こども園に勤務する「保育教諭」の人数
- 2) 保育所、幼保連携型以外の認定こども園及び地域型保育事業に従事する「保育士」の人数
- 3) 幼稚園または幼稚園型認定こども園に勤務する「幼稚園教諭」の人数
- 4) 地域型保育事業に従事する「家庭的保育者」及び「家庭的保育補助者」の人数の合計

4. 地域子ども・子育て支援事業(市町村事業)の「量の見込み」と「提供体制」

基準日:各年度の3月31日現在

(1) 県全体

事業等名称			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
県計	放課後児童クラブ 1)	量の見込み(人)	87,446	87,982	87,438	86,964	86,014
		提供体制(人)	88,150	89,808	90,346	91,159	91,508
	地域子育て支援拠点 2)	提供体制(か所)	584	584	584	586	589
	延長保育事業 3)	提供体制(人)	96,473	97,902	99,024	99,798	100,768
	一時預かり事業 4)	提供体制(人日)	846,833	841,136	841,741	844,844	845,139
病児保育事業 5)	提供体制(人日)	99,311	102,003	102,166	102,300	102,474	

- 子ども・子育て支援法(以下、「法」)第59条に定める「放課後児童健全育成事業」の『実人数』を記載
- 法第59条に定める「地域子育て支援拠点事業」及び地方単独事業による地域子育て支援拠点の『実施か所数』を記載
- 法第59条に定める「時間外保育事業」の『実人数』を記載
- 法第59条に定める「一時預かり事業」のうち、「幼稚園在園児以外を対象とした一時預かり」の『のべ人数』を記載
- 法第59条に定める「病児保育事業」の『のべ人数』を記載

(2) 県内市町村

事業等名称			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
さいたま市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	14,365	14,989	15,360	15,750	15,988
		提供体制(人)	15,587	16,187	16,595	17,083	17,463
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	97	97	97	97	97
	延長保育事業	提供体制(人)	29,893	31,328	32,163	32,829	33,662
	一時預かり事業	提供体制(人日)	117,298	117,298	117,298	117,298	117,298
病児保育事業	提供体制(人日)	11,070	11,070	11,070	11,070	11,070	
川越市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	4,274	4,488	4,642	4,711	4,748
		提供体制(人)	4,274	4,488	4,642	4,711	4,748
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	24	25	25	25	25
	延長保育事業	提供体制(人)	2,041	2,009	1,979	1,972	1,975
	一時預かり事業	提供体制(人日)	60,460	60,460	60,460	60,460	60,460
病児保育事業	提供体制(人日)	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	
熊谷市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	2,693	2,710	2,695	2,702	2,669
		提供体制(人)	2,693	2,710	2,695	2,702	2,669
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	19	18	18	18	18
	延長保育事業	提供体制(人)	133	133	133	133	133
	一時預かり事業	提供体制(人日)	20,584	20,584	20,584	20,584	20,584
病児保育事業	提供体制(人日)	4,174	4,174	4,174	4,174	4,174	

	事業等名称		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
川口市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	6,570	6,353	6,062	5,765	5,482
		提供体制(人)	6,570	6,353	6,062	5,765	5,482
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	58	58	58	58	58
	延長保育事業	提供体制(人)	5,917	5,872	5,815	5,779	5,754
	一時預かり事業	提供体制(人日)	6,396	6,190	6,010	5,901	5,833
行田市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	844	821	798	775	751
		提供体制(人)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	7	7	7	7	7
	延長保育事業	提供体制(人)	159	154	150	146	142
	一時預かり事業	提供体制(人日)	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
秩父市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	900	900	900	900	900
		提供体制(人)	900	900	900	900	900
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	6	6	6	6	6
	延長保育事業	提供体制(人)	94	98	102	106	110
	一時預かり事業	提供体制(人日)	767	747	727	708	690
所沢市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	4,007	4,026	4,046	4,065	4,085
		提供体制(人)	3,211	3,331	3,451	3,571	3,691
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	27	27	27	27	27
	延長保育事業	提供体制(人)	6,117	6,140	6,230	6,309	6,309
	一時預かり事業	提供体制(人日)	92,800	92,800	92,800	92,800	92,800
飯能市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	1,156	1,179	1,197	1,183	1,160
		提供体制(人)	1,125	1,325	1,325	1,330	1,337
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	6	6	6	6	6
	延長保育事業	提供体制(人)	130	134	138	142	146
	一時預かり事業	提供体制(人日)	10,990	10,595	10,400	10,205	10,010
加須市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	1,636	1,591	1,539	1,522	1,467
		提供体制(人)	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	8	8	8	8	8
	延長保育事業	提供体制(人)	2,204	2,204	2,204	2,204	2,204
	一時預かり事業	提供体制(人日)	8,490	8,490	8,490	8,490	8,490
病児保育事業	提供体制(人日)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	

	事業等名称		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
本庄市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	1,074	1,026	992	964	931
		提供体制(人)	965	965	965	1,020	1,020
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	10	10	10	10	10
	延長保育事業	提供体制(人)	1,996	2,045	2,045	2,045	2,045
	一時預かり事業	提供体制(人日)	22,073	22,073	22,073	22,073	22,073
東松山市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	1,300	1,350	1,350	1,350	1,350
		提供体制(人)	1,300	1,350	1,350	1,350	1,350
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	5	5	5	5	5
	延長保育事業	提供体制(人)	1,396	1,396	1,264	1,264	1,264
	一時預かり事業	提供体制(人日)	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200
春日部市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	2,099	2,052	1,989	1,930	1,878
		提供体制(人)	1,971	1,971	1,971	1,971	1,971
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	14	14	14	14	14
	延長保育事業	提供体制(人)	294	297	294	291	288
	一時預かり事業	提供体制(人日)	5,840	5,840	5,840	5,840	5,840
狭山市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	1,434	1,461	1,429	1,410	1,376
		提供体制(人)	1,429	1,469	1,519	1,569	1,619
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	9	9	9	9	9
	延長保育事業	提供体制(人)	730	730	730	730	730
	一時預かり事業	提供体制(人日)	39,068	39,068	39,068	39,068	39,068
羽生市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	552	516	504	491	483
		提供体制(人)	580	580	580	580	580
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	5	5	5	5	5
	延長保育事業	提供体制(人)	450	450	450	450	450
	一時預かり事業	提供体制(人日)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
鴻巣市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	1,915	1,891	1,868	1,826	1,851
		提供体制(人)	2,020	2,100	2,180	2,180	2,180
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	9	9	9	10	10
	延長保育事業	提供体制(人)	2,195	2,202	2,202	2,082	2,082
	一時預かり事業	提供体制(人日)	11,880	11,880	11,880	11,880	11,880
病児保育事業	提供体制(人日)	3,360	3,360	3,360	3,360	3,360	

	事業等名称		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
深谷市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	2,852	2,889	2,925	2,957	2,923
		提供体制(人)	2,311	2,311	2,311	2,311	2,311
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	17	17	17	17	17
	延長保育事業	提供体制(人)	3,522	3,522	3,522	3,522	3,522
	一時預かり事業	提供体制(人日)	42,558	42,558	42,558	42,558	42,558
上尾市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	2,402	2,504	2,562	2,643	2,705
		提供体制(人)	2,586	2,746	2,826	2,866	2,906
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	14	14	14	14	14
	延長保育事業	提供体制(人)	1,970	1,970	1,967	1,968	1,974
	一時預かり事業	提供体制(人日)	13,960	13,960	13,960	13,960	13,960
草加市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	2,993	2,978	2,953	2,980	2,987
		提供体制(人)	3,397	3,437	3,397	3,477	3,477
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	9	9	9	9	9
	延長保育事業	提供体制(人)	282	280	278	274	274
	一時預かり事業	提供体制(人日)	6,016	6,173	6,331	6,488	6,645
越谷市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	3,895	3,890	3,890	3,818	3,750
		提供体制(人)	3,709	3,709	3,719	3,854	3,854
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	19	19	19	19	19
	延長保育事業	提供体制(人)	6,229	6,229	6,229	6,229	6,229
	一時預かり事業	提供体制(人日)	37,450	37,450	37,450	37,450	37,450
蕨市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	872	894	898	873	841
		提供体制(人)	835	875	875	875	875
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	5	5	5	5	5
	延長保育事業	提供体制(人)	1,561	1,561	1,561	1,561	1,561
	一時預かり事業	提供体制(人日)	7,056	7,056	7,056	7,056	7,056
戸田市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	2,045	2,097	2,117	2,122	2,143
		提供体制(人)	2,356	2,356	2,356	2,356	2,356
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	23	23	23	23	23
	延長保育事業	提供体制(人)	473	473	473	473	473
	一時預かり事業	提供体制(人日)	34,125	34,357	34,463	34,579	34,637
病児保育事業	提供体制(人日)	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880	

	事業等名称		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
入間市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	1,245	1,235	1,207	1,158	1,104
		提供体制(人)	1,313	1,313	1,313	1,313	1,313
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	10	10	10	10	10
	延長保育事業	提供体制(人)	752	726	705	686	679
	一時預かり事業	提供体制(人日)	18,170	18,170	18,170	18,170	18,170
朝霞市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	1,983	1,984	1,932	1,890	1,853
		提供体制(人)	1,854	1,854	1,854	1,854	1,854
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	8	8	8	8	8
	延長保育事業	提供体制(人)	3,927	3,987	3,987	3,987	3,987
	一時預かり事業	提供体制(人日)	15,529	15,529	15,529	15,529	15,529
志木市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	505	501	485	465	452
		提供体制(人)	510	510	510	510	510
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	5	4	4	4	4
	延長保育事業	提供体制(人)	1,635	1,596	1,596	1,635	1,635
	一時預かり事業	提供体制(人日)	9,470	6,535	6,575	9,490	9,515
和光市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	1,020	1,003	957	927	880
		提供体制(人)	1,033	1,033	1,033	1,033	1,033
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	5	5	5	5	5
	延長保育事業	提供体制(人)	2,257	2,257	2,257	2,257	2,257
	一時預かり事業	提供体制(人日)	23,822	23,822	23,822	23,822	23,822
新座市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	1,625	1,592	1,540	1,503	1,449
		提供体制(人)	1,638	1,742	1,742	1,742	1,742
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	11	11	11	11	12
	延長保育事業	提供体制(人)	3,461	3,424	3,422	3,417	3,417
	一時預かり事業	提供体制(人日)	32,120	29,200	29,400	29,300	29,200
桶川市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	872	882	836	813	778
		提供体制(人)	876	886	886	886	886
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	6	6	6	6	8
	延長保育事業	提供体制(人)	694	694	694	694	694
	一時預かり事業	提供体制(人日)	5,122	5,010	5,010	5,010	5,010
病児保育事業	提供体制(人日)	976	976	976	976	976	

	事業等名称		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
久喜市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	2,241	2,199	2,165	2,108	2,083
		提供体制(人)	1,457	1,522	1,557	1,592	1,627
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	16	16	16	16	16
	延長保育事業	提供体制(人)	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103
	一時預かり事業	提供体制(人日)	13,920	13,920	13,920	13,920	13,920
北本市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	895	895	880	880	850
		提供体制(人)	895	895	880	880	850
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	5	5	5	5	5
	延長保育事業	提供体制(人)	1,087	1,087	1,087	1,087	1,087
	一時預かり事業	提供体制(人日)	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660
八潮市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	833	826	794	783	754
		提供体制(人)	750	780	860	860	860
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	6	7	7	7	7
	延長保育事業	提供体制(人)	450	450	450	450	450
	一時預かり事業	提供体制(人日)	5,360	5,340	5,380	5,360	5,400
富士見市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	1,731	1,719	1,693	1,654	1,601
		提供体制(人)	1,731	1,719	1,693	1,654	1,601
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	11	11	11	11	11
	延長保育事業	提供体制(人)	2,370	2,370	2,408	2,408	2,408
	一時預かり事業	提供体制(人日)	5,145	5,145	5,145	5,145	5,145
三郷市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	1,415	1,482	1,526	1,527	1,500
		提供体制(人)	1,825	1,825	1,825	1,825	1,825
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	9	9	9	9	9
	延長保育事業	提供体制(人)	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
	一時預かり事業	提供体制(人日)	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
蓮田市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	743	743	743	743	743
		提供体制(人)	686	716	746	746	746
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	8	8	8	8	8
	延長保育事業	提供体制(人)	522	572	662	662	662
	一時預かり事業	提供体制(人日)	16,481	16,481	16,481	16,481	16,481
病児保育事業	提供体制(人日)	1,008	1,008	1,008	1,008	1,008	

	事業等名称		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
坂戸市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	1,038	1,049	1,029	1,002	972
		提供体制(人)	966	996	1,026	1,026	1,026
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	6	6	6	7	7
	延長保育事業	提供体制(人)	1,690	1,690	1,874	1,874	1,874
	一時預かり事業	提供体制(人日)	45,550	45,550	45,550	45,550	45,550
幸手市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	525	525	405	405	405
		提供体制(人)	525	525	405	405	405
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	3	3	3	3	3
	延長保育事業	提供体制(人)	581	581	581	581	581
	一時預かり事業	提供体制(人日)	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
鶴ヶ島市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	1,023	1,031	1,040	1,044	1,049
		提供体制(人)	1,023	1,031	1,040	1,044	1,049
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	6	6	6	6	6
	延長保育事業	提供体制(人)	379	372	365	358	352
	一時預かり事業	提供体制(人日)	3,902	4,490	5,166	5,944	6,840
日高市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	798	792	788	782	777
		提供体制(人)	920	890	890	908	908
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	4	4	4	4	4
	延長保育事業	提供体制(人)	200	200	200	200	200
	一時預かり事業	提供体制(人日)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
吉川市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	840	850	859	867	875
		提供体制(人)	840	850	859	867	875
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	3	3	3	3	3
	延長保育事業	提供体制(人)	351	344	342	348	356
	一時預かり事業	提供体制(人日)	7,290	7,290	7,290	7,290	7,290
ふじみ野市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	1,560	1,520	1,493	1,462	1,408
		提供体制(人)	1,568	1,568	1,568	1,568	1,568
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	13	13	13	13	13
	延長保育事業	提供体制(人)	1,486	1,486	1,486	1,486	1,486
	一時預かり事業	提供体制(人日)	15,120	15,120	15,120	15,120	15,120
	病児保育事業	提供体制(人日)	5,280	5,280	5,280	5,280	5,280

	事業等名称		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
白岡市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	765	750	722	707	673
		提供体制(人)	560	595	595	635	675
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	5	5	5	5	5
	延長保育事業	提供体制(人)	821	821	966	1,150	1,307
	一時預かり事業	提供体制(人日)	1,160	1,160	960	850	440
病児保育事業	提供体制(人日)	1,480	2,200	2,200	2,200	2,200	
伊奈町	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	511	499	468	451	428
		提供体制(人)	620	620	620	620	620
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	5	5	5	5	5
	延長保育事業	提供体制(人)	717	717	717	717	717
	一時預かり事業	提供体制(人日)	7,056	7,056	7,056	7,056	7,056
病児保育事業	提供体制(人日)	968	968	968	968	968	
三芳町	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	370	359	345	326	305
		提供体制(人)	352	360	360	360	360
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	4	4	4	4	4
	延長保育事業	提供体制(人)	647	647	647	647	647
	一時預かり事業	提供体制(人日)	1,614	1,663	1,669	1,649	1,600
病児保育事業	提供体制(人日)	114	111	107	101	98	
毛呂山町	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	244	227	211	203	194
		提供体制(人)	310	310	310	310	310
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	3	3	3	3	3
	延長保育事業	提供体制(人)	200	200	200	200	200
	一時預かり事業	提供体制(人日)	2,544	2,544	2,544	2,544	2,544
病児保育事業	提供体制(人日)	972	972	972	972	972	
越生町	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	92	89	83	76	69
		提供体制(人)	100	100	100	100	100
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	1	1	1	1	1
	延長保育事業	提供体制(人)	30	30	30	30	30
	一時預かり事業	提供体制(人日)	200	200	200	200	200
病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0	0	
滑川町	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	447	436	429	414	402
		提供体制(人)	462	462	462	462	462
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	8	8	8	8	8
	延長保育事業	提供体制(人)	113	112	110	111	113
	一時預かり事業	提供体制(人日)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
病児保育事業	提供体制(人日)	480	480	480	480	480	

	事業等名称		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
嵐山町	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	347	331	303	293	270
		提供体制(人)	200	200	200	200	240
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	1	1	1	1	1
	延長保育事業	提供体制(人)	40	40	40	40	40
	一時預かり事業	提供体制(人日)	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520
病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0	0	
小川町	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	287	253	257	244	237
		提供体制(人)	380	380	380	380	380
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	2	2	2	2	2
	延長保育事業	提供体制(人)	70	70	70	70	70
	一時預かり事業	提供体制(人日)	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
病児保育事業	提供体制(人日)	480	480	480	480	480	
川島町	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	254	237	211	203	182
		提供体制(人)	393	393	393	393	393
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	1	1	1	1	1
	延長保育事業	提供体制(人)	53	50	49	48	49
	一時預かり事業	提供体制(人日)	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900
病児保育事業	提供体制(人日)	400	400	400	400	400	
吉見町	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	120	120	120	150	150
		提供体制(人)	120	120	120	160	160
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	1	1	1	1	1
	延長保育事業	提供体制(人)	50	50	50	50	50
	一時預かり事業	提供体制(人日)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0	0	
鳩山町	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	136	128	124	120	111
		提供体制(人)	136	128	124	120	111
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	2	2	2	2	2
	延長保育事業	提供体制(人)	53	52	52	49	48
	一時預かり事業	提供体制(人日)	3,309	3,265	3,235	2,982	2,967
病児保育事業	提供体制(人日)	546	540	535	500	498	
ときがわ町	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	150	143	135	129	120
		提供体制(人)	160	160	160	160	160
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	2	2	2	2	2
	延長保育事業	提供体制(人)	58	58	58	58	58
	一時預かり事業	提供体制(人日)	373	347	345	329	309
病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0	0	

	事業等名称		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
横瀬町	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	50	50	50	50	50
		提供体制(人)	50	50	50	50	50
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	1	1	1	1	1
	延長保育事業	提供体制(人)	10	10	10	10	10
	一時預かり事業	提供体制(人日)	190	190	190	190	190
病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0	0	
皆野町	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	138	133	123	113	113
		提供体制(人)	160	160	120	120	120
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	1	1	1	1	1
	延長保育事業	提供体制(人)	80	80	80	80	80
	一時預かり事業	提供体制(人日)	0	0	0	0	0
病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0	0	
長瀬町	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	129	125	117	113	112
		提供体制(人)	112	112	112	112	112
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	1	1	1	1	1
	延長保育事業	提供体制(人)	30	30	30	30	30
	一時預かり事業	提供体制(人日)	400	400	400	400	400
病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0	0	
小鹿野町	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	150	144	132	115	107
		提供体制(人)	160	160	160	120	120
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	1	1	1	1	1
	延長保育事業	提供体制(人)	0	0	0	0	0
	一時預かり事業	提供体制(人日)	480	480	480	480	480
病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0	0	
東秩父村	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	31	30	24	23	18
		提供体制(人)	31	30	24	23	18
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	1	1	1	1	1
	延長保育事業	提供体制(人)	0	0	0	0	0
	一時預かり事業	提供体制(人日)	52	52	52	48	44
病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0	0	
美里町	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	97	97	97	97	97
		提供体制(人)	95	95	95	95	95
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	1	1	1	1	1
	延長保育事業	提供体制(人)	6	6	6	6	6
	一時預かり事業	提供体制(人日)	46	48	51	50	49
病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0	0	

別表2 「指標 里親等委託率」の推計

◆ 令和11年度末までの里親等委託率の計画

(現状値) 令和5年度末時点、里親等委託率 24.3%

県全体	R7	R8	R9	R10	R11
代替養育を必要とするこども数	1,705人	1,681人	1,658人	1,635人	1,600人
里親等への委託(見込)こども数	548人	605人	630人	654人	672人
里親等委託率(※3)	32.1%	36.0%	38.0%	40.0%	42.0%
(0～3歳未満)	28.3%	34.6%	38.9%	43.7%	49.2%
(3歳～就学前)	39.4%	44.3%	46.8%	49.5%	52.2%
(学齢期)	30.9%	34.1%	35.6%	37.0%	38.2%

「代替養育を必要とするこども数」

児童人口(※1)に対する施設入所・里親等委託のこども数(※2)の割合を推計し、児童人口の推計に乗じて推計値を算出した。

※1 児童人口(0歳～18歳人口)

- ・ 過去5年間の県統計(1月1日時点町丁別人口調査)、国立社会保障・人口問題研究所による5年ごとの将来人口推計による。

※2 施設入所・里親等委託のこども数

- ・ 県集計による各年3月31日時点の施設入所・委託等のこども数。
- ・ 施設入所については児童養護施設及び乳児院のこども数。
里親等委託については里親及びファミリーホームへの委託こども数。

※3 里親等委託率

- ・ 里親等委託率（％）＝「里親等への委託（見込）こども数」÷「代替養育を必要とするこども数」×100